

令和2年度 第3回 小金井市環境審議会

日 時：令和2年10月12日（月）午後2時から

場 所：小金井市役所本庁舎3階 第一会議室

次 第

1 開会

2 報告事項

3 議題

- (1) 前回審議会会議録について（資料1）
- (2) 計画案の作成状況等について（資料2、資料3-2、資料3-3）
- (3) 計画推進に係る基盤づくり（分野横断目標）について（資料3-1、資料3-2）
- (4) 計画案の指標・目標について（資料4）

4 その他

5 次回審議会の日程について

<配布資料>

- | | |
|-------|----------------------------|
| 資料1 | 令和2年度第2回小金井市環境審議会会議録 |
| 資料2 | 第3次環境基本計画案へのご意見及び対応方針等について |
| 資料3-1 | 第3次環境基本計画の施策体系の変更について |
| 資料3-2 | 第3次環境基本計画推進の基盤づくり |
| 資料3-3 | 第3次環境基本計画の施策体系及び施策案 |
| 資料4 | 第3次環境基本計画案の指標目標一覧 |
| 資料5 | 意見・提案シート（第2回審議会傍聴者提出分） |
| 参考資料 | 第3次環境基本計画 目次案 |

令和2年度第2回

小金井市環境審議会会議録

令和2年度第2回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和2年8月31日（月）
- 2 時間 午前9時30分から
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室
- 4 議題 (1) 前回会議録について（資料1）
(2) 前回審議会でのご意見等について（資料2）
(3) 第3次環境基本計画の具体的施策の検討について（資料3）
- 4 その他
- 5 次回審議会の日程について
- 6 出席者 (1) 審議会委員
会 長 池上 貴志
副会長 小柳 知代
委 員 高橋 賢一、鈴木由美子
高木 聡、羽田野 勉
石田 潤、中里 成子
長森 眞、木村 真弘
(2) 事務局員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 平野 純也
環境係専任主査 荻原 博
環境係主事 鳴海 春香
環境係 阪本 晴子
- 7 その他発言者 (株)プレック研究所
- 8 傍聴者 2名

令和2年度第2回小金井市環境審議会会議録

池上会長 それでは、定刻になりましたので、これより令和2年度第2回小金井市環境審議会を開会いたします。

 まず、事務局のほうから、事務連絡及び本日の配付資料の確認をお願いいたします。

鳴海主事 事務局の鳴海です。事務連絡を2点させていただきます。

 1点目、御発言の際の注意事項です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を通常より広く取っていることと、マスクの着用をお願いしていることなどから、各会議体において会議録の作成の際にICレコーダーの録音内容が非常に聞きづらくなっております。つきましては、質疑応答等、御発言の際は、職員がお持ちするマイクのスイッチを入れ、御自身のお名前を先におっしゃった上での御発言に御協力をよろしくをお願いいたします。

 2点目、基本計画策定事業者であるプレック研究所の審議参加において、本日は会場の広さ等の都合上、別室でのリモート参加とさせていただきます。電波状況などにより資料の説明や質疑応答の際には音声等が聞きづらい場合もあろうかと思っておりますので、その際は事務局までお知らせください。

 続きまして、資料の確認です。本日の配付資料は、合計5点でございます。事前に皆様に郵送いたしました資料が3点、本日配付の参考資料が2点です。事前に配付した資料は本日の議題に関連する資料1から3です。

 また、参考資料が2点です。参考資料1ですが、そちらは7月7日開催の第1回審議会において御報告いたしました8項目における質疑回答の参考資料として作成したものでございます。参考資料2については、今後の審議会開催予定についてのもので、後ほど次第5において説明させていただきます。

 以上、お手元の資料に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様より、何か質問等ございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、次第の2に移りたいと思います。
2の報告事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

鳴海主事

事務局の鳴海です。

参考資料1を御用意ください。第1回審議会の報告事項が多岐にわたったため、当日の質疑応答を省略させていただきましたので、後日いただいた御質問については本資料にて回答を作成いたしました。詳細は御覧ください。以上です。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの件に関しまして、質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。特にございませんでしょうか。

ありがとうございました。それでは、報告事項に関しては、これで終了としたいと思います。

次に、本日の議題に入りたいと思います。次第の3、議題の(1)前回審議会会議録についてというところで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

鳴海主事

事務局の鳴海です。

資料1、令和2年度第1回小金井市環境審議会会議録を御用意ください。前回審議会における御発言については、本資料を事前にお目通しいただき御確認いただけていることと思います。訂正がございます場合は、ページ番号と発言委員名及び訂正内容をお知らせいただければと思います。本日本審議会において御承認いただいた後は、ホームページへ掲載したいと思います。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、前回の審議会の会議録に関しまして、何かございましたら御発言をお願いいたします。

中里委員、お願いします。

中里委員

中里です。32ページの下から2行目なんですが、お手数かけて申し訳ありませんけれども、「個々としては」のこの6文字を削除していただきたいんですが、よろしいでしょうか。以上です。

池上会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

長森委員、お願いします。

長森委員 長森です。3ページの真ん中ぐらいなんですけれども、私の発言のところで、ただ校正の問題なんですけれども、私の発言の上から5行目、「市民の協働係る」とあります。協働に、「に」が抜けていると思います。「に」という文字をここに。「行政と市民の協働に係る」だと思しますので、訂正お願いいたします。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの訂正を反映させたものを承認するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御同意いただけましたので、これで前回議事録については承認したということで、次の議題に移りたいと思います。

議題の(2)ですけれども、前回審議会での御意見等についてというところですね。次のこの議題(2)と(3)は第3次環境基本計画の策定に関するものになります。前回の審議会では施策体系における8つの基本目標のうち、2番と6番と7番について御審議いただきました。本日は残りの1、3、4、5及び基本目標全体に係る分野横断目標について御審議いただきたいと思えます。

まずは、前回審議会での御意見についてというところを議題として、事務局のほうから説明をお願いいたします。

鳴海主事 事務局の鳴海です。資料2を御用意ください。この資料は、前回の第1回審議会における御審議いただいた御意見について、施策体系の基本目標2、6、7への回答及び対応方針についてまとめたものです。御意見を受け、再度検討の結果、修正等を反映させた基本目標については、資料3に添付しておりますので、御確認ください。本資料は事前配付しておりますので、お目通しいただけていることと思えますので、詳細な資料説明は省略いたしますが、1点修正がございます。

1ページ目の施策案全体についての2点目で、高橋委員に御意見いただいた項目における回答及び対応方針ですが、重点的に取り組むべき内容について今回開催させていただいております第2回審議会にて御意見いただき、それをもとに重点取組案を整理し、第3回審議会にて御審議いただきたいとしておりますが、誠に申し訳ございませんが、

第2次基本計画における点検、評価の結果、課題が残った事業等について、市としての今後の取り組むべきテーマや方針、方向性などをまとめ、申し訳ございませんが次回以降に御提示できればと考えています。何とぞ御了承いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上です。

池上会長 ありがとうございます。それでは、質問、御意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、次に移りたいと思います。

今日のメインですけれども、次第3の議題(3)になります。第3次環境基本計画の具体的施策の検討についてというところで、本日は4つ基本目標を審議することになっております。議論が前後しないように、それぞれの基本目標ごとに説明をいただいた後、その都度、委員の皆さんより御意見をいただきたいと思います。思っております。

それでは最初に、基本目標の1番、みどりを守り、つくり、育てるというところに関しまして、資料の説明を事務局よりお願いいたします。

プレック研究所 プレック研究所の磯谷と申します。資料3につきまして、まず基本目標1の説明に入る前に、現時点の施策体系について御説明させていただきますいと存じますが、よろしいでしょうか。

池上会長 はい、お願いします。

プレック研究所 はい。現時点の施策体系についてです。前回審議会では、基本目標2、6、7について御意見をいただき、御意見をもとに一部修正いたしました。

修正箇所は青字で示しております。基本目標7の基本施策について、前回案では7.1が市民、7.2が事業者という形で主体別で施策を分けておりましたが、御意見を受けまして、前回の7.1、7.2を統合し、ひとつの基本施策とした上で、その中の施策の内容を主体別ではなくハードとソフトに分けるという形に構成を変更いたしました。

また、今回の検討対象である太枠で囲みました基本目標1、3、4、5、分野横断につきましては、令和元年度第4回の審議会後にお示した骨子案からさらに検討を進めてきました。骨子案から変更した点については赤字で示してございます。

まず、基本目標 1 ですが、緑の基本計画をただいま同時改訂中でして、「みどり」という字の表記と、施策の体系については緑の基本計画とそろえる形で修正いたしました。

基本目標 4 につきまして、水質の問題を基本目標 2 に移動したのと、苦情内容の分析結果等から仕分けを見直しております。

今回で 8 つの基本目標について一通りお示しすることになるのですが、基本目標の全体的な構成や順序、基本施策の構成についても併せて御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、基本目標 1、みどりを守り、つくり、育てるについて御説明いたします。

資料の 1-1 ページからになります。まず、この目標の目指す姿ですが、小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様かつ重要な機能を持つみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市がともにみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

現状・課題についてです。本市のみどりの特徴ですが、崖線（はけ）や野川、玉川上水のみどり、公園や学校等、社寺林、屋敷林、農地など、様々な種類のみどりがあります。みどりの内訳としては樹木・樹林が最も多くなっています。

みどりの現況ですが、みどりの全体量を示す緑被率は平成 21 年度からの 10 年間で 33.7% から 30.2% に減少しております。一方、公園・緑地面積は増加しております。

崖線のみどりや屋敷林、社寺林等は、法令により保全が図られております。民有地の農地や小規模樹林地は宅地開発等により減少傾向です。まちなかのみどりの創出のために開発時の緑化指導や生け垣造成の促進なども行われております。

各主体の取組や意識ですが、市民アンケートでは、みどりの豊かさに関する満足度は 7 割程度でした。また、緑化活動への参加意欲は決して低くはありません。現在は市民参加による調査や公園等の管理、

援農のボランティアなどが行われています。今後は既存制度の活用等により、緑の保全、創出を行うとともに様々な主体の参画を図っていく必要があります。

1－2ページの下に、施策の展開を示しました。みどりの保全、みどりの創出、市民協働の拡大の3つの基本施策を展開していきます。施策の展開内容は緑の基本計画と整合を図ってまいります。

1－3ページから施策の内容と各主体の取組です。1.1みどりの保全に関する施策は、まとまったみどりの保全、農地の保全・活用の2つになります。

みどりの拠点となるまとまったみどりを保全するために、引き続き、法令に基づく制度による保全や開発時の緑化指導を充実させます。また、みどりの軸として重要な樹木や生け垣を保全するための制度も、引き続き、指定の拡大を図ります。

農地については、法令に基づく制度の活用、援農、地元農産物の活用などを行います。

次に1－4ページ、1.2みどりの創出に関する施策です。この基本目標に対する施策は公園緑地の創出・活用とみどりのまちなみの創出です。

引き続き公園・緑地の整備を進めるに当たり、地域資源の活用をはじめ、質の向上に努めていきます。また、みどりの軸となる街路樹の整備等を行います。それによって、みどりのネットワーク化を図ります。

民有地は住宅の緑化支援制度や情報提供などを行い、商業施設や事業所については開発時の緑化指導、緑化基準の適用対象の拡大等行います。

1－5ページは、1.3市民協働の拡大に関する施策です。こちらはみどりを知り、親しむ機会の創出と、協働による活動の推進の2つが施策になります。

まず、みどりへの関心を高めるために、様々な手段、内容で情報発信を行うとともに、学習機会の提供、人材育成等により、みどりに親しむきっかけづくりを行います。

また、市民の活動の間口を広げるためのボランティア制度の充実を

図り、市民参加による地域のみどりの維持管理、募金やクラウドファンディング等の活用による資金確保制度の充実も図っていきます。

基本目標1の施策に関しては以上です。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、基本目標1に関しまして、御意見、御質問等お願いいたします。

小柳委員 小柳です。幾つか質問があるんですけども、まず取組指標に関してなんですが、難しいところではあると思うんですが、保全に関しての現状の指定面積、指定状況があるんですが、目標としてはやっぱり増やされる方向で検討されているのか、見通しを伺えたらなと思っています。

同じ視点で、1.2のみどりの創出に関しても公園・緑地、生け垣造成の現状が示されているんですけども、これも増やす方向でというふうな見通しで設定される方針なのかなというのが一つ質問です。

あともう一つなんですが、みどりの保全のところ、まとまったみどりを保全するためにというふうにかかれていたんですけども、みどりの拠点となるまとまったみどりに対して、何か広さなどの定義があるのか、何をもちょうとまとまったみどりとするのかというところがちょっとよく分からないので、具体的に教えていただけたらと思います。

あと、すいません、もう一個あるんですけど、いいですか、まとめて。1.3の市民協働の拡大についてなんですけれども、市民と事業者の取組のところ、みどりに関する調査や講座というふうにかかれていたんですけど、調査に関してちょっとほかのところでは言及がないと思うので、具体的にこの調査というのが、どこで関係してきて、どこに対応していて、どういう内容を示すものなのかというのを伺えたらと思います。以上です。

池上会長 ありがとうございます。事務局のほうから回答ありますでしょうか。

プレック研究所 プレック研究所の磯谷です。1つ目の御質問として、指標に関して、増やす方向かという御質問だったと思うんですけども、よく聞き取れなかったもので、どの指標についておっしゃっていたのか、もう

一度お願いできますでしょうか。

池上会長 池上から補足しますけれども、みどりの保全に関して、面積であったり指定状況というのがあると思うんですけれども、その数字を、もう一つみどりの創出に関しても同じような緑地面積、生け垣造成延長、こういうところの数値に関して、増やす方向で検討しているのかどうかということなのかと思います。

プレック研究所 失礼いたしました。プレック研究所の磯谷です。現在、取組指標に関しましては小金井市さんと協議中でして、まだ方向性までお答えできる段階ではないので、第3回のときに改めて御審議いただければと考えますが、よろしいでしょうか。

池上会長 ありがとうございます。一つ確認なんですけれども、次回の会議のときに全体を通して指標が出てくると考えてよろしいでしょうか。次回、指標を検討するのが第3回。参考資料2のほうに（指標・推進体制等）とありますけれども。

鳴海主事 事務局の鳴海です。次回お示しできる予定であります。

池上会長 ありがとうございます。ほかの質問に対しての回答をお願いいたします。

プレック研究所 プレック研究所の磯谷です。まず、まとまったみどりの定義ですが、何ヘクタール以上といった定義は今のところ設定しておりませんが、きちんと定義づけるかも含め検討させていただきます。御指摘ありがとうございます。

次に、1－5ページ、1.3市民協働の拡大のところの調査についてですが、申し訳ございません、こちらは誤植でございます。現在のところ調査については施策の内容としては特に検討しておりませんで、ここの調査のところは削除していただければと存じます。

池上会長 ありがとうございます。拠点、まとまったみどりの拠点というのは小金井市、多分具体的に何かイメージがあるのではないかなと思うんですけれども、小金井公園とかそういう具体的な例を挙げてもいいのかなと思いますけれども。

ほかにございますでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 鈴木由美子と申します。お願いします。今の緑の緑地を残す広さで

すけれども、ちょっとさらっと流されてしまったようなところがあるので、1-3のところの1.1.2農地の保全・活用というところで、今2020年、2022年問題というのがあります。生産緑地が一時解除されます。その後、ここに書いてあるように10年ごとに更新できる特定生産緑地制度というのが始まりますが、この時点で生産緑地って随分減ってしまうのではないかと私も懸念しています。

それから、それに伴って、私今個人的なことを申しますと65歳なんです。65歳で同業後継者なんです、まだ。で、そういう家庭がたくさんあるということは、これから農地を残していくということに関しても、すごく考えなくてはいけないということがたくさん出てくると思うんですね。相続の問題もありますし、農地を維持することも問題となるので、ちょっとここ何となくさらっと流されてしまったなということで、自分の中でじれる思いを感じました。以上です。

池上会長

ありがとうございます。何かございますでしょうか。

どうですかね、今現状その2022年が直近で問題になっているところもあって、実は2022年もこの環境基本計画の対象になっているということもありますので、そういうところにも少し触れてもいいのかなと思いますけれども。

平野課長

環境政策課の平野です。今、生産緑地の関係のお話をいただきました。環境基本計画及び緑の基本計画の中では、当然この生産緑地、農地の問題というのは取り上げていく考えがございまして、今おっしゃっていただいたとおり、2022年問題というのが重要なキーポイントになってきていると思います。

現在、環境政策課のほうで把握している生産緑地につきましては、おおむね8割程度は特定生産緑地に移行していただけるという情報はつかんでおりますが、そうはいいまして、残り2割は農地じゃなくなっていくのかもしれないし、さらに相続なんかが発生していけば、今委員がおっしゃっていただいたとおり、なかなか維持するのが難しいような状況も出てくるだろうと考えております。

そういった中で、生産緑地につきましては貸借の円滑法で、貸借で残していくという形が大分やりやすくなっているとか、そういった情報もありますし、またいろいろな企業も生産緑地の活用というの

をいろいろ提案してきているような状況でございます。

小金井市といたしましても、生産緑地、農地は農家の皆さんになるべく維持していただきたく、そのような形で農家の皆さんに御提案さしあげるといふのを経済課もしくは農業委員会と、協力しながらやっていくということ、緑の基本計画ですとか、環境基本計画の中に文言として入れていきたいと考えております。以上です。

池上会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

石田委員、お願いします。

石田委員 石田です。例えば1－4ページにある市の施策の公園・緑地の創出・活用で、面積とかいう話は今基準に数値化されているんですけども、実際に何を植えるかとか、そういうような話っていうのは、誰がこれ決めるような形、どういう木を植えるとかいう話ですね。それはどこが主流で実際にはされる、市が決めちゃうんですか。それとも、何かそういう会議なり専門家の話を聞いて決めるんですか。単なる質問ですが。

平野課長 環境政策課の平野です。公園に植えるような緑の関係ですけども、こちらにつきましては、環境政策課の中で（公園の整備の方針）というものを定めております。その中には小金井市の公園はこういう規模であればこういう遊具やこういう施設が好ましく、かつ、こういった樹木がふさわしい、適しているという基準を持ってございます。

そこで、その基準の中には、なるべく小金井市に既にある樹木で、さらに生態系に配慮したような樹木を選定していきましようという形で、外来種を必ずしも全て排除しているわけではないんですけども、小金井市にふさわしい樹木の一覧をつくってしまして、そういう考え方にに基づき植えるようにしております。

ただこちら、今、その基準に全ての公園が合っているかという点と必ずしもそうではないので、それにつきましては新たにつくる公園はおよその基準に乗っていきますし、既存の公園につきましても樹木が枯れたり、もしくは伐採が必要になったときに、入れ替えるときには、そういった考え方を示しております。

石田委員 分かりました。ありがとうございます。

池上会長 ほかにございませんでしょうか。

羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 羽田野です。1－1のページの図1－1、ちょっとこれ内容的に見にくいかなと思うので、もうちょっと何か工夫していただければ。要は右側の各項目の説明とちょっと何か見にくいところがあるかなと。もし紙面上の都合でこの大きさしかないのであればちょっと何か考えていただければと思うんですが。

あと、その同じみどりの特徴の項目3のところですか、「みどりの有する機能を維持するために」という項目の後半の部分の、「拠点となるみどりや拠点をつなぐ軸となるみどりの保全」とあるんですけども、軸というのはどういうものなのか、ちょっとイメージつかないので、教えていただければと思います。以上です。

池上会長 ありがとうございます。事務局のほうからいかがでしょうか。

プレック研究所 プレック研究所の磯谷です。図1－1の文字が少々小さくて見にくいという御指摘ありがとうございます。こちらのほうについては修正させていただきます。

次に軸に関してなんですけれども、軸とっているのは、ここにあるように、拠点となるある程度まとまった緑をつないでいくその間に、野川ですとか玉川上水とか、そういったもの連続したみどりを軸としてつないでいくというイメージです。拠点だけがあってもネットワーク化は図れないものですから、拠点と拠点をつないでいくということが必要になってくるという考えで、そのような言葉を使わせていただいております。

池上会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

中里委員、お願いします。

中里委員 中里です。1－4になりますけれども、項目でいうと1.2.2でみどりのまちなみの創出とありますが、これいろいろ工夫されていますが、今この温暖化で灼熱地獄のようで熱中症もどんどん増えております。このような中で、この緑化とアーケードをセットにしては考えられないのでしょうか。大分アーケードがあると実際の道路の温度も下がるというのが実証されておりますので。例えば農工大道路のような感じのところにはアーケードと植物がずらっと並ぶ、大分涼しくなって

くるのではないかと個人的には思ったものですから、セットでのまちなみの創出、住宅地などに考えておられるかどうかお伺いいたします。

池上会長

いかがでしょうか。

平野課長

環境政策課の平野です。今アーケードという御提案をいただきました。確かにおっしゃるとおり、まちなかに緑を増やしていくことによる適応という形で温暖化に対処していくという考え方はあるんですが、なかなかアーケードとなってまいりますと、簡単に行政だけでできるものではございませんし、さらには費用面で非常に負担も大きいと。

そういった部分では、まずこの緑の施策の中では、なるべくまちなかに緑を増やす、しかもここにも書いてありますけれども、行政だけの取組ではなくて、市民の皆様一人一人に御自宅とかで緑を増やしていただいて、それで温暖化等の適応をしていこうという考え方でございますので、アーケードはいただいた意見としては参考にはさせていただきますが、なかなかちょっとその辺は難しいのかなという感想を持っております。以上です。

池上会長

ありがとうございます。熱中症等に関しては緑も大事なんですけれども、ヒートアイランド対策として、そういったところにも関係があることですし、今回のでいうと基本目標の7番とも非常に関連が深いところかと思えます。また、7番等、前回のところなんですけれども、また見直すことがありましたら、どうぞそのときに議論できればいいかなと思えます。

ほかに、長森委員、お願いします。

長森委員

長森です。全体組み立てのまず取組目標、そして現状、そして達成する目標ということで、ある程度数値化された目標をそれぞれにつくっていただけることというのは非常に素晴らしいと思えます。また取組主体が市、市民、事業者それぞれ分けて取り組まれていること、これは非常に誠実どちらかといえばいいんじゃないかと思えます。

ところで内容ですけれども、まず1ページ目1-1、草地と農地ですけれども、この草地という概念なんですけれども、ちょっとぴんとこない。草地と農地と一緒に、同じぐらいの広さがあるんですけれども、これは草地というのは一体何だろうということちょっとこれ教えていただきたいと思えます。

それから緑被率について、これは小金井市はかなり長い間、前から目標を持ってあれなんですけれども、従来からあった緑被率の目標との関係、それがかなり下回っているはずなんですけれども、下回っている現状をどう考えるかについてやっぱり一言言及があっただけいいんじゃないかなと思います。

それから2ページ目、1-2ですけれども、まちなかのみどりの創出、これは今一戸建ての開発が進んで、従来農地だったところとか、樹林があったところが幾つもの一戸建てにばらばらに分かれていて、それで確かに今現在、それが一戸建てを考えると、玄関先の緑、これはかなり意識してつくられておられるんですけれども、それだけでいいのかなと。

それから垣根について、垣根の緑について、小金井市結構取り組んでいると思うんですけれども、これも思うように前に進んでいないんじゃないかなということで、現状の進み方についても、どういうんですか、評価があっただけいいのかなと思います。

それから、同じ1-2ですけれども、緑化活動への参加意欲は低いってというのは確かにそうだと思うんですけれども、実際にこれをどのように今後促進化していくかについてのサポート、これはある程度戦略的な言及があっただけいいのかなと思います。

それから1-3です。既存樹木の保存です。これは結構私たちが、今調査しているんですけど、調査していると大きな保存樹木が切り倒されて切り株になっているケースがありますけれども、実際に既存樹木の保存についてインセンティブはあるのだろうか。減ることはあっても今のところ増加していることはないように見えるんですけれども、増加するための具体策はあるのだろうか。

それから、その次の農業の担い手不足の問題。これも実態かなり厳しいと思うんですけれども、これも言及しただけでは終わらないんじゃないか。具体的なことについて対策をどこかで戦略的に構築するんだという方向性、何か要るんじゃないかと思います。

それから、地元農産物の積極利用について1-3に書いてありますけれども、私の住んでいる貫井南町5丁目、これありますけれども、午前中に完売するぐらい、すごい、何ですか、人気あるんですけれども

も、実際にこれが支援になったんだらうかと。で、もっとこれ拡大できるんだらうかと。この辺ちょっと言葉だけではなくて見通しとか、それを実際に実現する策があっていいんじゃないかと思います。

それから1－4です。さっき言われましたけれども、軸となるみどりとか、みどりのネットワーク、これは街路樹の整備のイメージだらうかなと思うんですけれども、これもちょっとイメージがあまりしないです。

それから同じくみどりのまちなみの創出、これはこのちょっとお題目なんか載っているんですけれども、これを実行するためにはどうすればいいかについての言及が欲しいと思います。

それからページ1－5です。緑化施設の表彰、これは実際に表彰は私自身があまりよく知らないもので、周知されていないんじゃないかと思います。

それから市民参加の公園づくりは、梶野公園とか、ブランコをイメージされているのかな、これもちょっともう少しイメージを。

それから、きっかけづくりですけれども、小中学校での取組の評価について言及していただくのがいいのかなと思います。

それから同じく1－5ですけれども、新しいボランティア制度の創設とか民有地のボランティアによる管理。特に民有地のボランティアによる管理っていうのは、どんなニーズがあって、どんな事例があるのかなと、ちょっとこれもイメージがよく分かりません。

それから緑の募金とクラウドファンディング、これもいいことだと思うんですけれども、誰がどのように運営していくのかについての踏み込んだイメージを出す必要があるんじゃないかと思います。以上です。

池上会長 ありがとうございます。たくさんありますけれども、事務局のほうからお答えできますか。

少々お待ちください。

平野課長 環境政策課の平野です。1つ目の草地と農地についてはプレックさんのほうからお答えいただくとっております。

2問目の緑被率の状況、現状をどう把握されているかという部分ですけれども、確かにおっしゃるとおり、緑被率は下がっております。

こちらにつきましては、皆さん御想像できるかと思えますけれども、やはり生産緑地とか農地がどうしても減少していております。公共が管理している緑地や公園というのは原則減ることはほぼほぼないので、そういった部分で減ることはないんですが、やはりどうしても相続の関係等があって農地というのは泣く泣く手放さざるを得なくなって宅地開発が進んでいるのは皆さん御存じのとおりというところです。

今回この10年後を見据えた緑被率の数値をどう持っていくかというところが大きなポイントになってくると思うんですが、細かいことは緑の基本計画の中で策定することにはなりますが、やはりその辺の現状を踏まえた上での計画にせざるを得ないなど。なので先ほど8割ぐらいは特定生産緑地として残りそうだという話も差し上げましたが、当然その間に相続も発生してくる、そういった部分がありつつ、何もこのまま対応しなければ当然これぐらい減るだろうという数値をまずは見込み、その上で行政、また農家の皆さんと協力しながらいろいろな手立てをしていくとこれぐらいまでに抑えられそうだというような数値をつくって目標値として設定していくのが適切であろうと考えております。その辺につきましては、緑の基本計画の中で具体的なものを決めていきたいと考えております。

次に、まちなみの創造は、これだけでいいかというようなお話がありました。そうですね、確かにおっしゃるとおり、開発なんかが進んでいまして、緑がどんどんなくなっていくと。開発に伴っては2割は緑として残してほしいという開発指導要綱もありますけれども、なかなかそれだけでは足りていないという現状もございます。

この後の十数個の質問がありますけれども、こちら全て環境基本計画の中で細かく具体的なことを示すのはなかなか難しいかなとは思っております。緑の基本計画ですとか農業振興計画とか、そういった計画で細かく示すようなことも中にはあるのかなとは思っておりますけれども、当然その緑を、特に住宅街でどれだけ残せていけるかということは、開発の中だけでなく、市民の皆様とどういう形でまちの中に残していくかということについて、具体的な施策の中で考えていき、その考え方をこの環境基本計画の中に示していけるのかなと思っております。

次に、緑化活動、参加の意識は低くないと、もっと戦略的にサポートしていかないかという意見についてです。おっしゃるとおり、こういったアンケートを取りますと皆さんなかなか興味を持っていただいていると。実際に小金井市内の公園なんかにはいろいろなボランティアの方が今も入っていただいている、個々にそれぞれのボランティア活動をされていると。そういった方々をいかにつなげていけるかというのが今後は重要なんだろうということで、これをコーディネートするのは行政であろうという考え方はありますので、こちらも具体的な内容は緑の基本計画の中となりますけれども、いわゆるコーディネーター能力の向上というのはそちらのほうで考えていき、その考え方をこの環境基本計画の中でうまく示していければなと思っております。

次に、保存樹木の関係です。インセンティブがあるのかという話ですけれども、確かにおっしゃるとおり、市内の保存樹木はだんだん減っていています。どうしても老木化とかしたりとか台風なんかで危ないという状況もあって、切っているような状況もあります。どうしてもその辺は個人資産の部分でもありますので、それを否定することはできませんし、安全性の確保というのは最重要だと思っています。ただ、小金井市としても保存樹木を指定していきたいという考え方はありますので、今こちらでも緑と公園系の活動のほうになりますけれども、市内の大学ですとか、寺社仏閣に保存樹木になっていない大きな樹木というのがありますので、そういったところにもお声かけをさせていただいて、この一、二年ぐらいで、そういうところは純粋に増えています。ですが、家庭のは少し減っていているという中で増減はありますけれども、引き続きそういったところで、市内にある立派な樹木でまだ登録されていない部分に関しては、こちらからお声かけをさせていただいて、指定本数は増やしていきたいという考え方があります。

農業の担い手不足、具体的なことをということですが、こちらはどうしても環境基本計画の中で担い手の部分まで細かくは示せないかなと思っていますので、その辺は農業振興計画と整合性を図りながら同時にできていければなと思っております。

農産物は好評です。もっと支援できないかというお話もいただきま

した。こちらでも緑の緑化計画のほうの話になってきますけれども、昨年、公園等整備基本方針をつくる中で、公園の中で市内の農業者がお作りになられた生産物を売ったりだとか、マルシェみたいなものやれないかという話がありまして、今ちょっとそういうのを具体的につなげ始めております。なので、そういった考え方をもうちょっと具体的に緑の基本計画の中で示していき、実行に移していければなと思っております。

みどりのネットワークは街路樹のことかということです。先ほど説明がプレックさんからもありましたが、一定の拠点といわれる緑として、都立公園が南北にあります。他に玉川上水や野川、国分寺崖線とか大きな緑の固まりもあり、これらは東西に長くなっている部分があるんですけども、これをさらに南北にうまくつないでいってネットワーク化できないかという考え方がありまして、その軸として、いわゆる道路、市道とか、都市計画道路の街路樹や点在する小金井の市立公園、こういったものもうまく拠点としてつないでいながら、動植物がうまく行き来できたりというのが理想であろうという考えをしております。なので、この辺のネットワークの考え方は都市計画マスタープランと緑の基本計画の中で考え方を示していき、その考え方の基本的な部分をこの環境基本計画の中に落とし込めればと思います。

9番目、緑のまちなみの政策、これ何でしたっけ。次にいただいた質問、ごめんなさい、メモし切れてなくて、緑のまちなみの政策について何か……。

長森委員

これちょっとイメージがはっきりしないということで、どういうイメージ、もう少し詳しいイメージを知りたいなとございますけれどもね。1-4ですけども。1.2.2の真ん中のところですね。

平野課長

そうですね。こちらにつきましても先ほどとちょっと重複するんですけども、やっぱり住宅街に緑を増やしていきたいという考え方があって、生け垣ですとか植樹をやっていただければそれに越したことはないんですが、なかなかそういうのも難しいとなったときに、例えばちょっとプランターみたいなもので緑をつくっていただくとか、そういったものも含めてもう少し増やしていけないかと。さらに宅地開発をする場合なんかにおいても、さらなる緑化、今は宅地開発指導要

綱の中で定められている緑ということになっておりますけれども、その辺をもう少し拡大できないかというようなことを、緑の基本計画の中で考えていきたいという大きな思いがありますので、その辺を反映させたのがこの辺の表現になっているかと思えます。

緑化の表彰制度の部分です。表彰制度につきましては、これはまだ、実際に今ある表彰制度ではなくて、今後考えていきたいという考え方なので、これも緑の基本計画の中で具体的に決まれば、こういう表現を載せていくというような話です。

次に梶野公園等の話がありました。市民による公園のサポートの関係ですけれども、梶野公園ですとか、浴恩館公園、または栗山公園なんかでは、既に大分、市民の方に御協力いただいています。公園等整備基本方針をつくる中で、今後市立の公園につきましては行政だけでは担い切れない部分が必ずあると、そういった部分で市民の皆さんに公園を愛していただいて、実際にその運営にも携わっていただきたいという考え方を整理しまして、それが少しずつ具体化されているのが今挙げたような公園になっています。そういった部分で、もう既に緑と公園係では昨年ぐらいから動いておりますけれども、このような市民の団体の皆さんといろいろな活動をしながら、公園を運営しています。コロナの関係もあって今年はなかなか進まないんですが、各種イベントなんかを通じてどんどん公園の応援隊みたいなものをつくっていきたいという考え方があって載せている部分です。

小中学校との取組というような話で、子供たちにいかに緑の大切さを伝えていけるかという部分ですけれども、やはりこの辺も重要な視点でして、環境全体になるんですけれども、環境教育というのが非常に重要な視点となっていく中で、緑の環境教育っていうのを進めていこうという考え方があります。こちらにつきましてはなるべく市内の小学校、特に小さい子どもたちが、身近な緑の重要性に気づいてもらえるような仕組みづくりというのが大切なので、この辺につきましても今具体的に進めているものもありますので、これを全校に広げていければなと思っています。ただ、やはりこの辺も教育委員会との調整がございますので、具体的なことはまだここには書けないんですが、そういった環境教育を緑の分野でも進めていきますという考え方です。

近々環境3計画に関するワークショップを小学生を対象に行ったりしますので、そういった部分で環境教育を進めていこうという考え方があります。

次にボランティアについては、先ほどの話とも重複しますが、今、緑に関係するボランティアというのは、剪定ですとか、花壇ですとか、清掃ですとか、いろいろなボランティアの活動の方がいらっしやいます。こういった方々の高齢化が進んでいるという部分もあるんですけども、新たな方々をいかに取り込めるかと。さらにはボランティア同士の連携がどれくらいできるかという部分があって、先ほどの公園の応援という部分にもつながってくるんだらうということもありますので、やはりこの辺はコーディネーター能力をいかに高めていけるかというのがポイントなのかなと思っていまして、やはり緑の基本計画の中で考えていきたいという考えを持っております。

最後にクラウドファンディングの部分ですけれども、こちらはまだ具体的に何かあるという話ではないんですけども、小金井市民の皆さん、大変緑に関する関心というか気持ちは強くお持ちなのは我々も日頃から感じているところで、実際にクラウドファンディングをやられている団体もある中で、今後こういった考え方をどんどん増やしていって、ほんとうに市民の皆様からのぜひこの緑地を守ってほしいというような形で、そういった御協力がいただければという考え方もあって示させていただいています。

改めまして1問目だけプレックさんのほうに、よろしく申し上げます。

池上会長 ありがとうございます。

 草地のところについてだけ、プレックさん、お願いできますでしょうか。

プレック研究所 プレック研究所の磯谷です。草地ですけれども、都市公園などにあります芝地が一番多くなっておりまして、そういったイメージで考えていただければと思います。

池上会長 ありがとうございます。

 ほかにございませんでしょうか。

 高橋委員、お願いします。

高橋委員

高橋です。1つだけ1－2ページの一番下段に施策の展開というのがございますよね。いずれにしても緑については守る、つくるということになるわけですが、御説明にあったように、これからは財源の問題があって多分公有地化というのは極めて難しい。これは小金井市だけの問題じゃなくてですね。そうすると結局市民の協力というか、各権利者の協力があるのか、緑化というか、緑地化ということになるわけでございます。

で、ワーキンググループにお尋ねしますが、これ全国の課題というよりは東京都下特有の問題でもありますから、周辺市、例えば隣の国分寺とか三鷹市だとか周辺市でいろいろな施策を今、特に農地についてはもうほんとうにどこの市も努力されていると思うんですね。で、施策の展開をいろいろなさっておられて、小金井市がなさっておられないけれども、他市ではやっているというようなことでやれることはできるだけ挑戦してみようというお気持ちが多分、市のほうにおありかと思うので、そういう施策体系のリアリティーある内容が、東京都の担当が御存じかと思うので、ぜひそういう意味で、この際集大成やって、どういうことが可能であれば小金井市でも可能かということ、ぜひこの施策の中で検討していただければありがたいと思います。以上です。

池上会長

ありがとうございました。

鳴海主事

事務局の鳴海です。農地の施策については、農業振興計画で扱う内容であるため、所管に伝えさせていただきます。御意見どうもありがとうございました。

池上会長

ありがとうございました。

池上から、全体に関することかなと思ったので後からにしようかとも思ったんですけども、今いろいろと御意見いただいている中で基本目標1に関して、緑の基本計画というのが何度も何度も登場しているという。この緑の基本計画に詳細な計画をしているんだというのが、この基本目標1のどこかに述べられていると、より詳しく見たいときにそちらに飛んで、より詳しく見るということができるかなと思いました。

もう一つは1.3の市民協働の拡大というところに関して、ほかの

ところにもこういう協働に関するところがあるんだと思うんですが、分野横断のところをまさにそれを集約しているテーマのところだと思いますので、この緑のところに関する協働というところも、この分野横断のところであればいいかなと思いました。

ほかにございませんでしょうか。なければ次のほうに移りたいと思います。

それでは、基本目標3の都市の生物多様性を守り親しむというところにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

プレック研究所 プレック研究所の磯谷です。基本目標3、都市の生物多様性を守り親しむの施策について御説明いたします。

まず、この目標において目指す姿ですが、みどりや水で形成される多様な自然環境とそこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保され、生態系からの様々な恵みを享受しつつ、自然と共生したまちとなっていることを目指します。

市民や事業者、市民団体、市が共同して生物多様性を保全するための取組が進められ、大人から子供まで多くの市民が自然と親しめる機会が増えていることを目指します。

現状・課題ですが、まずこちらでは生物多様性とはということで、一般的な定義でやるとか、私たちの暮らしとの関係、迫りつつある危機について述べさせていただきました。

3-2ページにいきまして、本市における生物多様性の現状ですが、本市は野川やはけ、湧水が存在し、これらを基盤とする生態系が成立していることが特徴であると言えます。

野川や湧水の生態系調査は行われていますが、ほかにもはけのみどり、まちなかのみどりなどを含め地域全体の動植物に関する情報が集約されていない状況であります。

各主体の取組や意識ですが、生物多様性保全の取組として、野川第一調整池・第二調整池で自然再生事業が実施されています。

また、クリーン野川作戦、はけの森や野川流域、都立公園における市民団体主催の調査や自然観察会等が実施されております。

指定開発事業の緑化指導においては、在来種の導入を指導しております。

市民アンケートでは生き物との親しみやすさについての満足度は45%でした。また地域の自然の保全活動について、今後機会があれば参加したいという回答が58%であり、活動への参加意欲は低くないと考えられます。

農地や土との親しみやすさについての満足度は31%でした。今後はまず地域の生態系の実態を把握するとともに市民団体とも連携して自然に親しめる機会を増やしていくことが必要です。

施策の展開ですが、3-3ページのほうにお示ししてございます。3.1生物多様性の保全と3.2自然とのふれあいの推進の2つを基本施策として施策の展開を図っていきます。

3-4ページにいきまして、3.1生物多様性の保全の施策は生物多様性に関する実態の把握と生き物の生息・生育環境の保全・創出、体系的な生物多様性保全の推進の3本になります。

まず、本市の生物多様性保全の第一歩として、専門家による調査や市民団体による調査結果の集約、市民参加による調査等により、市内の自然環境にどのような動植物が生息・生育しているのかという実態を把握します。

また、多様な生き物の生息空間であるみどりや水辺を保全・創出するとともに、生き物の移動経路としての機能も考慮して、みどりのネットワークの形成を進めます。公園や街路樹、民有地においてもみどりを創出する際に生物の生息空間となるような整備を行っていきます。また、野川第一・第二調整池地区をはじめとする自然環境再生の取組を引き続き支援していきます。

市内の生物多様性に関する現状や課題を把握した上で、多様な主体の参画により生物多様性地域戦略を策定し、計画的・体系的に生物多様性の保全・活用を進めていきます。

3-5ページにいきまして、3.2自然とのふれあいの推進、こちらの施策は生き物や自然の恵みについて知る機会の創出、協働による自然と親しめる機会の創出の2つです。

自然とのふれあいの第一歩として、本市の自然環境の特徴や生き物、生物多様性や、身近な自然の恵みなどについて広く情報を提供したり、身近な自然に関する情報に接する機会を創出していきます。

また、みどりや水、生き物に親しめる機会を増やすために、クリーン野川作戦の実施、市民団体の活動への支援、協力は引き続き行っていくとともに、市民農園や体験型市民農園の整備も進めていきます。また、複数の自然観察会や調査を組み合わせたプロジェクトの展開など、より多くの市民が自然に親しめる機会を創出します。

基本目標 3 の施策の内容は以上になります。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、基本目標 3 に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

小柳委員

小柳です。幾つかまた御質問とコメントをさせていただきたいんですが。まず、3-3 ページにある環境指標についてなんですけれども、目指すべき環境の目標というところで、ここで自然に親しむイベント等の参加者数というのが具体的に出ていて、クリーン野川作戦の参加者数が書かれているんですが、これ 8.1.1 の指標とも重複しているなというところもあって、ここでここまでクリーン野川作戦にピンポイントの具体的な指標を出さなくてもいいのではないかという感じがしました。

もう一つなんです、先ほどの緑のほうとも関連するんですが、緑の拠点と創出に関しては緑の基本計画の部分で具体的に計画を立てて実行をしていくというところを明記してはどうかという意見が先ほども出ていたと思うんですが、それと同様に考えると生物多様性地域戦略っていうのが、ここでそれに該当する位置づけになってくるので、3.1 のところで、あえて生物多様性地域戦略の策定を取組指標に出されているというところが、ちょっと内容、緑のほうと対応関係を踏まえて考えると、あえてそこを出す必要があるのかなと。なので市の施策として 3.1.3 の体系的な生物多様性保全の推進というのを特出しする必要があるのかどうかという印象を受けました。対応づけるとすると、ここでも生物多様性地域戦略で、具体的には取組について検討、計画して進めているというところを注意書きで追加するというような形になってもいいのではないかと思います。

あとちょっと細かい点なんです、3-5 の市民団体によって展開されている自然観察会、生き物調査の支援や協力という部分は、実態

の把握の3.1.1の部分に関連してくる部分ということで、調査の部分を支援するという意味ではそちらに位置づけてもいいのではと思います。以上です。

池上会長 ありがとうございます。関連する計画等は、それぞれの項目、おそらく関連するものがあると思いますので、それはどこかにぜひ明記していただきたいと思います。

平野課長 環境政策課の平野です。ただいま生物多様性地域戦略の話がございましたが、小金井市は生物多様性地域戦略はつくっておりません。生物多様性地域戦略は環境基本計画の中につくることができるということが、環境省からも示される中、現行の第2次環境基本計画の中では生物多様性の内容は2ページ程度しか書いてない中で、第3次の中では地域戦略を個別につくらない代わりに、この第3次の中に生物多様性への対応についてボリュームを膨らませるという考えで、こちらをつくらせていただいております。

小柳委員 そうすると、この3.1がそれに該当するという位置づけとすると、取組指標に生物多様性地域戦略の策定と書かれていると、そこ何か別途作成されるのかなという印象もあるかなと思いました。

池上会長 そういうふうに思えますけど、策定しているわけではない……。

平野課長 ないです。

池上会長 そうすると、ここは何かしら変わる感じですかね。

鳴海主事 事務局の鳴海です。生物多様性地域戦略とクリーン野川作戦という指標に関して御意見いただきましたので、次回整理してお示しするよういたします。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

高木委員、お願いします。

高木委員 高木です。先ほどもちょっと基本目標1のときにもあったんですが、市民アンケート、私がちょっと資料等ちゃんと見ていないので恐縮してあれなんですけれども、市民アンケートの結果、機会があれば参加したいという人が先ほどは55で、今回58で、参加意欲が低くないという評価に立っているんですけれども。そもそもアンケートそのものが、どういう方々が答えていて、どうなっているのかな。もしくは

先ほどのでいくと55%が参加意欲があるのに実際には13%しか参加していなかったですね。こっちはちょっと何%参加しているかわからないんですけども。参加意欲が高いのに参加していないということが問題であったり。そもそもアンケートそのものが、関心がある人が答えているとすると、その中でこれだけ答えている。これだけの%であることがほんとうに高いのかどうかということ。

環境については市民の取組というものや事業者の取組というのが入っているんですけども、多分市だけがやるんだったらその辺の評価はある程度の意識でいいと思うんですけども、この環境については市民や事業者が大きく関わってこないといけないということで行くと、立ち位置として意欲が高いという評価をしてしまっているのかどうか。もう少し参加してもらわなきゃいけないんだっていう、そういう意識を持ってもらわなきゃいけないんだという立ち位置に立って施策をつくらないと、ちょっと違ってくるんじゃないかなと感じました。以上です。

池上会長 ありがとうございます。それでは、昨年度実施の市民アンケートに関していかがでしょうか。調査対象であったりとか。

鳴海主事 事務局の鳴海です。市内3,000人の方を対象にアンケートを送っております。そもそもアンケートに回答をいただいている方が関心、意欲が高い方なんじゃないかというところはおっしゃるとおりであるかと思しますので、その辺りもう一度結果の評価というところを一度検討したいと思っております。以上です。

池上会長 ありがとうございます。このアンケートっていうのは環境に関するものだけにに関するアンケートですか。分かりました、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 羽田野です。3-5のページの3.2の自然とのふれあいの推進のところの市の施策に関してですが、例えば小学校とかなどですね、こういう自然の恵みについて知る機会を市として計画というのはあるんでしょうか。それちょっと気になったので。

池上会長 ありがとうございます。事務局のほうからいかがでしょうか。

平野課長 環境政策課の平野です。小学校の自然の恵みを知る計画があるのかと。こういった具体的な部分になるとどうしても教育委員会の事業になってはしまうんですが、小学校高学年は清里山荘のほうに行ったりして自然を体験するようなプログラムがたしかあったと思います。昨年から始まった、森林環境譲与税では、森林、樹木をもっと保存していこう、活用していこうという考え方でできており、これを活用して、そういったプログラムを小学校の中で充実してみてもどうかというような話も今実際出てきております。なので現状、自然の恵みを知るような計画というのは、教育委員会が計画として具体的に持っているかどうかはちょっと私のほうでは把握し切れていないんですが、そういった行動、活動は既に行われていて、今後も環境教育として充実させていく方向で考えたいと思っております。

池上会長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。
長森委員、お願いします。

長森委員 長森です。3-2の生物多様性の部分で、基本計画の中で触れられていいのかわからないものなんですけれども、やはり都道の関係ですね、都道を造ることによってはけの自然が大いに大いに変わってくるという部分が、今のところ目の前に小金井市の場合は直面しているわけです。そして都道の建設によって押しやられるはけの生態系がものすごく変わってしまう。そうすると小金井の中で、多分かなりの、生物多様性どころか絶滅種が出てくる可能性がある。例えばタヌキですよ。タヌキというのははけにしか今いないんじゃないかと思うんですけれども。

とといったような問題があって、生物の多様性の問題から見ても都道の問題というのは非常に大きいので、取り上げ方が非常に悩ましいと思うんですけれども、何か今回のこの計画全体、都道の問題を全部回避しておられるんですけれども、都道の問題やっぱりどこかで直視しないといけない部分があるかなというふうに思います。この生物多様性の問題の関連でね。もです。

池上会長 今の、前回の基本目標2に関するところに近いところがあると思いますけれども、いかがでしょうか。

平野課長 環境政策課の平野です。ただいまいただいた御意見ですけれども、環境基本計画の中で個別具体の計画がこういったことに影響してきますという表記はなかなか難しいのかなとは思っております。一定の開発行為等が環境に及ぼす影響というのは当然あるとは思っております。ただ、行政として全ての開発を否定することはできない中で、いかに環境、生物多様性を保全しながらそういった活動が進めていけるかというのがポイントにはなってくるのかなと思っております。なかなか今おっしゃっていただいたような都道ですとか、具体的な事案に対してというのはちょっと表記しづらいのかなという思いがございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございました。それでは、基本目標3に関してはこれで終わりたいと思います。

続いて、基本目標4のほうに移りたいと思います。安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守るというところに関しまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

プレック研究所 プレック研究所の磯谷です。基本目標4、安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守るについて御説明します。この目標において目指す姿ですが、大気汚染、騒音・振動、悪臭などの公害が発生することなく、良好な状態で維持されていることを目指します。生活や経済活動を行う上で発生が避けられない騒音などについては、住民が互いの価値観を尊重しながら、必要に応じて環境保全のためのルールなどを話し合うことで解決し、安全・安心で健康に暮らせる環境の実現を目指します。

現状・課題ですが、大気環境につきましては、代表的な大気汚染物質である二酸化窒素の経年変化を図の4-1に示しておりますが、近年はほぼ横ばいで長期的には減少傾向にあります。主要な排出源は自動車による排気ガスであると考えられますが、市内の自動車保有台数はほぼ横ばいで台数との因果関係は複雑であります。また、自動車自体の燃費も向上していることから大気汚染物質濃度の低減に寄与していることが推測されます。

騒音環境の現状ですが、市内5か所の幹線道路で調査を行っており

ますが、道路交通騒音については図4-2に示しますように、昼間は環境基準を達成しておりますが、環境基準に近い値で推移している地点や時間帯が見られますので、今後もモニタリングを続けていくことが重要と考えます。

公害苦情の発生状況や傾向についてですが、4-2ページにしておりますが、図の4-3に示しますように公害苦情の内訳を見ると、発生源別では一般が多いこと、種類別では典型公害に該当しないその他が多いことが特徴になっております。近年では生活騒音や樹木の越境など生活に係る苦情が多くなっておりますので、基準に基づく公害の規制というよりも、隣人同士や地域でコミュニケーションを深めていくことが重要と考えられます。

4-3ページに施策の展開を示してございます。大気や騒音などの公害発生源対策と、環境モニタリングとリスクコミュニケーションの2つを基本施策として展開してまいります。

4-4ページ、施策の内容ですが、4.1大気や騒音などの公害発生源対策の施策は事業活動等における公害の発生防止、自動車由来の騒音や排気ガス等の低減、農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策の3つになります。

事業者等に対しましては法令に基づく規制や指導を行っていきます。また、大気汚染物質や騒音の主な発生源の一つと考えられる自動車につきましては、低公害車やエコドライブについて情報提供を行っていくのと、自転車、公共交通機関などへの利用転換の促進を行ってまいります。また、市民の安全・安心を確保する上で必要な農薬・化学物質・その他の環境汚染物質等についても周知や実態把握等を行ってまいります。

4-5ページですが、4.2環境モニタリングとリスクコミュニケーションの施策になります。大気や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信、安全・安心のためのリスクコミュニケーションの2つになります。

大気汚染物質や騒音等の環境調査を継続し、その状態をモニタリングしていき、調査結果は積極的に分かりやすく情報発信してまいります。

また、公害苦情に関してはその多くが生活騒音等の日常生活由来で

あるので、苦情の内容の現状分析や対応に努めるとともに、公害苦情の実態に関する情報発信、住民への周知、ローカルなルールづくりの支援などを行い、身の回りの生活環境について住民自らが考えてもらう機会を創出します。

基本目標4についての御説明は以上です。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、基本目標4に関しまして、質問、コメント等ありましたらよろしく願いいたします。

羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 羽田野です。4-1ページの大気環境の現状のところの測定が米印1番で市内1か所に設置された東京都測定局での値とありますが、市内1か所というのはどこなのでしょう、ちょっとお聞きしたいのと、もし何でしたら例えば小金井市何町辺りというので何か表記してもいいんじゃないかなと思います。

それと次の4-2のページの図4-2の昼間の騒音レベルと夜間の騒音レベルのところ五日市街道、連雀通り、東八道路とそういうの書いてあるんですが、結構広いと思うので、例えば代表的な何町付近とか周辺とか、そういう表記はできないのかということで御質問したいと思います。

池上会長 ありがとうございます。事務局のほうからいかがでしょうか。

荻原専任主査 環境政策課の荻原です。まず市内1か所に設置された東京都測定局なんですけれども、今までは市役所の本庁舎の屋上のほうに東京都の大気測定局が設置されておりました。もう2年ぐらい前になりますかね、庁舎の建て替え等とともに、測定局の移設ということになりました。現在は保健センターの屋上のほうで一部測定しています。それからあと移設に伴って今、ものによっては測定を今していないものがございます。なので、この1か所っていうのが、場所というは今保健センターのほうになっております。

それから4-2ページになりますかね、騒音・振動の道路の測定しているところ、5本の都道で測定しているんですけども、これは各都道で車が一番スピードが出やすいであろうというような、代表的なポイントを実踏によって決めて、そこで測定しております。要するに

道路全部で測定することは不可能なんですけれども、その道路の代表的な地点というところで選定させてもらって、そこで測定させてもらっております。これは住所とかを、明記したほうが良いということでしょうか？

羽田野委員 何かやっぱりあったほうが分かりやすいかなとは思いますが、それも。

荻原専任主査 そこにつきましては検討いたします。

羽田野委員 検討してみてください。

池上会長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。
中里委員、お願いします。

中里委員 中里です。今の御質問に関連するのかもしれないんですが、私呼吸器があんまり丈夫でないものですから、日本気象協会の東京都のPM2.5という数値を毎日確認しながら、洗濯物を外に干すとか、外に出るときはこういうふうについてというような感じで動いていたんですが、もうこの一、二年ですか、東京都のPM2.5のときに本町の交差点付近のところは小金井市だけバーが出ていて、そのときだけ計器が私は故障でもしているのかなと思ったんですが、ずっと表示されないんですけれども、それはじゃあ今のように移転をした関係での問題なんでしょうか。今後復活するということはあり得るんでしょうか。

荻原専任主査 それは先ほど言った移設に伴い、今欠測している測定項目となっておりますので、移設候補先を今いろいろ検討しているところなんですけれども、もしそこが決まりましたら、またそちらのほうで引き続き小金井市の大気測定ということで継続して測定していきたいと、東京都も今調整しているところでございます。

中里委員 分かりました。もう一点なんですけど、4-4ページの4.1.2で自動車由来のというところにエコドライブや低公害車云々とあります。エコドライブ講習もとても大事だと思いますし現実問題としては分かるんですが、この環境の10年後の先を見据えた基本計画をつくるのであれば、私はやはり電気自動車の導入を強くうたっていただきたいという希望がございます。難しい問題はもちろん十分あることは承知しておりますけれども、中国はともあれ、フランスなどでも大分力を

入れてきておりますし、燃料電池の問題などもそれは科学技術で解決できる部分もあろうかと思っておりますので、その辺は小金井市はどのようにお考えなのか併せて伺いたいと思っております。

荻原専任主査 事務局の荻原です。それにつきましても、もちろん書いてあるとおり、なるべく自動車を使わないで自転車であったりとか公共交通機関への利用を転換していくということを視野に入れながら、ただ全く自動車、多分なくすことというのはやはりなかなかできないかと思っておりますので、自動車を運転する際にはエコドライブに努めるとか、あとこれから自動車を買替えるときには環境負荷の少ない低公害車ですね、今言われたように電気自動車であったりとか、燃料電池自動車なんか出ていますけれども、そういうものに買い替えていくというものの情報提供を、補助金がこんなのあるよとか、こういう自動車が出ているよというような情報提供に努めて、そういうものに買い替えていただくようにしていきたいなと考えております。

中里委員 ありがとうございます。そうしますと自転車、公共交通機関云々等でございます。当然ですし、私も自転車を専ら利用しておりますので分かりますけれども、そうなりますと、今般の暑さとか、自転車に乗るのもなかなか殺人的な部分がございます。自転車道路の整備なども、まだまだ歩道を走ってはいけない、車道でって言いますと厳しいものがございます。自転車道路の整備でありますとか、そこに街路樹があってアーケードでもあれば自転車での外出も高齢になっても快適にできる環境整備も併せてお願いできればと思っております。

荻原専任主査 事務局の荻原です。その辺につきましては所管であります道路管理課であるとか、あとは交通対策課とかそういうところと今後また検討していきながら、よりよいそういう環境をつくっていただけるように努力してまいりたいと思っております。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

長森委員、お願いします。

長森委員 長森です。4－5ページですね、真ん中辺りの4.2.2リスクコミュニケーションの部分ですけども、住民同士のコミュニケーション不足という問題をここに書いておられます。そして数行下に身の回り

の生活環境の問題について住民自ら考えてもらう機会をできるだけ多くつくるということ、確かに住民同士のコミュニケーション不足という問題というのはいろいろな面で問題であって、環境だけではないと思うんですけれども、逆に住民同士のコミュニケーションというのは一般的な問題によくするというのではなくて、具体的な問題について具体的にコミュニケーションしていくことで解決していく方向をとるほかないわけなので、例えばここで身の回りの環境について住民自ら考えてもらう機会をできるだけ多くつくるというのは、方向性としてはいいんですけれども、具体的には環境問題ではどんなふうなイメージなんだろうかと、そういう一歩踏み込みが要るんじゃないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

荻原専任主査　そうですね、確かに難しい、住民同士で自ら考えるということなんですけれども、もちろん通常のこういうことをしたら人に迷惑がかかるだろうとか、そういうことをまず考えることってというのはそうそうないとは思いますが、そういうことを考えるきっかけを、動機づけを与えたり。

あとはやっぱり一番ここは難しいんですけれども、住民同士のコミュニケーション、一声かければ収まるような苦情が、いやお隣とは話ができないんですとか、そういうことによってすごく問題が複雑化してしまうというような苦情が最近すごく多くて。

そういうところをうまくお隣同士でコミュニケーション、挨拶をとるとか、町会とか自治会とかを含めて、コミュニケーションをとる場をそういうところをうまく活用して行って、要するに騒音問題とかそういう問題にならないような、環境をつくっていくというようなところで、我々も考えているところなんですけれども、そういうところでお互いにコミュニケーションをとりながらうまくやっていけるような環境を築いていきたいなと考えて、こういう今言ったような表記にさせてもらっています。

池上会長　ありがとうございます。

プレック研究所　すみません、プレック研究所の柴田といいます。

池上会長　はい、お願いします。

プレック研究所　先ほどの荻原さんからのコメントに補足というか、確かにこれを

書いたときは、あまり人の生き方みたいなことまで書くとよくないかなと思いつつちょっと書いたところもあるんですけども、環境問題が起こる前に日頃からお隣さん同士の関係をよくしておけば、何だろう、同じ音であっても、それは負に感じなかったりするということもあるので、そういったことを未然に防ぐために日頃から考えてもらう機会をつくる。

例えば環境だったらさっきワークショップだとか年に1回のフォーラムみたいなものもあるし、そういったものにお互い誘い合っ出て出るといったこともいいのかなと。知らない人同士でずっといるということになるべくなくしましょうということになるべく、嫌にならない程度で伝えられればなと思っていますところ。

池上会長

ありがとうございました。長く住んでいる方同士だとあんまり起こらないことかもしれないですけども、一時的に、学生とか一時的に住む人とそうでない人との間のつながりっていう、そういうところは確かに大事かなと思いました。

ほかにございませんでしょうか。

そうしたら池上から1点だけ。セクションのタイトルで4.1 大気や騒音などのとありますけれども、大気汚染や騒音などのとかのほうは、大気が公害かというところではないと思いますので、大気汚染や騒音などのとしたほうがいいかなというのと。

あと、次のページ4-5のページの4.2.1の最初も大気や騒音などの継続的な環境モニタリングというよりは、その次の行に大気汚染物質やとありますので、大気汚染物質や騒音などの継続的な環境モニタリングとあまり省略せずに書いたほうがいいのではないかなと思いました。

すみません、もう一つ。あと取組指標に関して、例えば4.1は施策が1、2、3と3つありますけれども、自動車の保有台数っていうところで、果たしてこの取組指標を表現できるのかというところは少し気になりました。

あとはその自動車保有台数、先ほど低公害車の話もありましたので、単に車の台数だけチェックしていいのかというところも少し検討いただけたらなと思います。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、基本目標4に関してはこれで終わりとしたいと思います。

それでは続いて、基本目標5、美しく住み心地のよいまちを守るというところに関しまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。
プレック研究所 プレック研究所の磯谷です。基本目標5、美しく住み心地のよいまちを守るについて御説明いたします。

この目標において目指す姿ですが、国分寺崖線（はげ）、玉川上水、名勝小金井に代表される小金井市民が慣れ親しんだ自然資源、歴史的・文化的資源を保全・活用し、市民とともに小金井らしさの残るまちを守り続けていることを目指します。また、バス停や駅、住宅地など、小金井市民が日々目にする場所や市の玄関口となる場所については特に美化活動やマナー啓発を強化し、いつまでも市民に愛される美しいまちを維持しています。

現状・課題ですが、本市の景観の特性といたしましては、国分寺崖線、都立公園、屋敷林等の緑地空間、また、野川、仙川等の水辺空間といった自然景観資源が多く存在しています。また、玉川上水や名勝小金井（サクラ）等をはじめとします歴史的・文化的資源も数多く残されています。

市民アンケートでは将来残したい環境や大切にしていきたい環境として回答者の半数以上が名勝小金井（サクラ）などの桜のある風景、玉川上水や野川、仙川などの水辺空間と回答していました。

一方で、本市は住宅都市でもありますので、駅前を中心として建物の高層化も進んでいるのが現状であります。その両方が本市の景観の特性であると言えます。

5-2ページにいきますが、景観の保全、活用にあたっての小金井市の方針なんですが、都市マスタープランでは次世代に誇れる景観づくりとして小金井市の風土にあった風景の保全と形成、小金井市にふさわしい市街地景観の質の向上、都市の拠点や軸における小金井らしいみどりの創造の3つの方針を掲げています。

一定規模以上の開発時には東京都景観条例の遵守や建築物の形態・色彩等の配慮、文化財保護などを求めています。ほかにも地区計画制度による景観づくりを行っています。

景観資源の活用につきましては、玉川上水沿いのヤマザクラ並木の復活のための調査や維持管理等を市民団体と協働で実施しています。また、歴史的・文化資源を生かしたまち歩きをPRするなど観光資源としても活用しています。

まちなかの美化活動についてですが、平成20年度から環境美化サポーター制度（アダプト・プログラム）を導入していきまして、現在30団体前後が活動しています。

市民アンケートによりますと、現在のまちの美しさ、景観、調和等の満足度は46%でした。

先に紹介した現在の保全、活用に関する取組を継続し、小金井らしい景観を未来へ引き継ぐことが必要と考えます。

施策の展開は5-3ページの下に示してございます。景観の保全・活用と美しいまちなみの維持の2つを基本施策として個々の施策を展開していきます。

5-4ページ、5.1景観の保全・活用の施策ですが、景観保全・創出に係る取組の実施と景観要素を活用する取組の充実の2つになります。

景観の保全・創出に当たっては事業者への法令遵守の指導や、地区計画制度の活用、減災・防災機能を有する景観資源の維持に向けた意識共有を行っていきます。

また、景観要素を活用する取組の充実としまして、引き続きボランティア団体と連携したまち歩きツアー等の支援、各種マップ等による情報発信を行っていきます。玉川上水についても市民団体とともにサクラ並木の再生や活用事業を進めていきます。

5-5ページにいきます。5.2美しいまちなみの維持の施策は美しいまちなみの維持とまちの魅力向上の2つになります。

環境美化サポーター制度の活用、条例に基づく指導やパトロール等により、まちの美観を維持します。また生け垣等の適正な維持管理の促進により、安全で良好な景観の維持に努めます。

基本目標5についての説明は以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、基本目標5に関しまして、御意見、御質問等お願いいた

します。

羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 羽田野です。あまり重要ではないんですけども、例えば写真5-2の明治30年代の史跡玉川上水と名勝小金井とあるんですが、同じ場所で例えば現在の写真と違ってというのはないんでしょうかっていうのが1つで、もしあったらその下の写真と一緒にならよかったですけれども、気になるんですが。

あと、写真5-4の整備後の玉川上水とありますけれども、整備前っていうのを示すことはできないのでしょうか。このように整備されたというのを示すのであれば、ちょっとあったほうが良いような気もするんですがいかがでしょうか。

鳴海主事 事務局の鳴海です。すみません、写真の件に関しましてはちょっと所管部署が異なりますので、あるのかどうか確認して、あるようでしたら今御指摘いただいたような形で御提示できるように調整させていただきます。以上です。

池上会長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。
小柳委員、お願いします。

小柳委員 小柳です。ちょっと私も細かいことになるんですが、図の5-1になっているものなんですが、各世代の後に括弧で数字が書かれていて、それはきっとアンケートに回答した人数なのかなと思ったんですが、図の中の情報の凡例というか細かい何が、何を表しているのかっていうのを明記していただいて、ちょっと若干文字が気付きにくい感じがするので、表現を検討していただけたらなと思いました。

鳴海主事 事務局の鳴海です。今御指摘いただきました年代の横にある括弧の数字に関しては補足を入れるかもしくははとってしまうかなどちょっと検討したいと思います。レイアウトに関しましても調整してお示しできればと思います。御意見ありがとうございます。以上です。

池上会長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。
高木委員、お願いします。

高木委員 高木です。5-3ページなんですけれども、ちょっとだけ気になっ

たんですが、美化活動の状況というところで、団体数がピークの32から28に30年度に落ちていて、31年度はどうなっているのかなということで、4団体減っているのは何か、何だろう、例えば高齢化だったり、それこそ関心が減っているのかっていうふうに気になってしまうのですが。

池上会長 事務局からいかがでしょうか。

鳴海主事 事務局の鳴海です。団体数の推移について、ちょっと理由などについて今お答えすることができないので、確認して、次回御明示いたします。

池上会長 ありがとうございます。池上から関連してですけれども、この団体数っていうのが、この図にもありますし、5-5のほうだと指標のほうにも載っていますけれども、団体数が必ずしも多ければいいのかっていうところは少し確認して、減っているけれども全体の人数は増えている、そういったこともあると思いますので、指標はそういうところも含めて考えていただけたらなと思います。

ついでにもう一つですけれども、5-2のところは、特にここの部分、市民との協働というところは結構関連があるところだと思いますね。ここも分野横断のところと意識しながらつくっていただけたらいいかなと思いました。

ほかにございませんでしょうか。

小柳委員、お願いします。

小柳委員 細かいことなんですが、5.1.2の景観要素という言葉がここだけ使われているんですが、5-2ページの景観資源の活用と書かれているように、ここも景観資源を活用するとか、文中も景観要素を景観資源に統一されたほうがいいかと思いました。

池上会長 ありがとうございます。

長森委員、お願いします。

長森委員 5-2のところですが、玉川上水の桜の問題、これ一応、どういんですか、今進んでいるのは分かるんですが、ケヤキの伐採について結構抵抗感を感じている方もいらっしゃるよう聞いていますけれども。ここを見ただけでは、どういんですか、桜を復活するってということが表に出てきているけれども、例えばケヤキと

か、あるいは現存する生態系とかに対する配慮というのが全く無視されているようにも見えますので、この辺どこかで、玉川上水書かれるらんだしたら、こういう方向で整備する方向に進んでいるという方向性についての現状における合意点っていうのかな、あるいは方向性っていうのをどこかに示す必要があるのかと思います。単純にあそこをケヤキを伐採したら困る、けしからぬというような意見も結構あるみたいですので、その辺に対する、途中から来られた方がそのような経緯があるということが分かるように書いたほうがいいのかと思うので、ちょっとその点、意見です。

平野課長 ありがとうございます。こちらにつきましても生涯学習課が策定している小金井桜整備活用計画というのがございまして、たしかその中で桜を被圧しない範囲でというような表現があったかとは思いますが、その辺の表現とかは調整したいと思います。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

 ありがとうございます。それでは、基本目標5に関してはこれで終わりとしたしたいと思います。

 続いて、最後になりますけれども、分野横断、意識・情報・学習・行動のネットワークをつくるに関して、事務局のほうから説明をお願いいたします。

プレック研究所 プレック研究所の磯谷です。分野横断目標である意識・情報・学習・行動のネットワークをつくるについて御説明いたします。

 この目標において目指す姿ですが、本市が保全してきたみどりや湧水等の自然環境、快適な生活環境をこれからも守り続けるために、手軽に環境情報に触れられる機会を充実させ、環境保全活動の場を増やすとともに、各主体が環境事業を主導できるような協働体制の構築を目指します。また、地域内連携だけでなく、広域連携による情報交換・共有を行い、効果的な情報発信を実施します。

 現状・課題ですが、環境教育・学習の場づくり、環境保全活動の現状について、本市の代表的な環境学習プログラムの一つである環境市民会議や市民団体と連携した田んぼ体験でありますとか、クリーン野川作戦などの活動を実施しています。また、公民館では各世代を対象とした講座などを開催しており、市民活動については、環境美化サポ

ーター制度を、先ほど御紹介したものなど市民が活動できる制度の充実と活動支援を行っております。下のほうに書いてあります。環境配慮住宅型研修施設につきましては、利用状況を考慮し、今後の対応を小金井市さんの内部で検討中の状況です。

8-2ページにいきまして、人材、情報のネットワークづくりです。毎年小金井市さんのほうでこがねい市民活動団体リストというのを作成・更新されておりますが、現在環境分野では13団体が掲載されておまして、市内各地での活動を行っていらっしゃいます。平成17年度から毎年開催している環境フォーラムは市内の環境活動団体や大学等との交流の場としても活用されています。また、6大学、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットとの連携も図っており、広域連携として、野川流域連絡会等の活動を行っております。

情報発信、情報提供媒体についてですが、市民アンケートによりますと、図8-1に示しますように、小金井市が実施する環境に関する取組や施設等についての認知度は低くなっております。利用しやすい情報提供媒体としては、回答者の約8割が市報こがねいを挙げていました。一方で日常生活の中で立ち寄る場所や手に取るものに関する回答があったりとか、世代によってはSNSが上位に入ってくるなどの結果も得られました。

市民協働体制についてですが、本市には市と協働で環境保全活動に取り組む組織として、環境基本条例に規定された環境市民会議が存在します。様々な分野の部会も設置されて活動されていますが、高齢化により設立当初に比べて活力が低下している等の課題がありまして、今後、環境市民会議の在り方を含めた検討が必要です。

各主体の取組や意識ですが、環境保全活動は市民協働により実施することでより大きな効果が得られるものなので、環境市民会議や市民団体の例えば高齢化や固定化による活動の縮小の課題など実態を踏まえた上で連携・協働を図っていく必要があります。また、環境情報の発信強化のための新たな展開についても検討していく必要があります。事業者の取組が見えるような情報発信の在り方についても検討が必要になります。

施策の展開は下のほうに示してございます。環境教育・環境学習の

機会の充実、協働による環境保全活動の推進、環境情報の発信と活用の3つを基本施策とし、個別の施策を展開していきます。

8-4 ページにまいります。8.1 環境教育・環境学習の機会の充実の施策としては、学習の場・機会の創出と担い手の創出になります。

小金井市に豊富に存在する環境学習のフィールドを有効活用して、学習機会を提供していきます。また大学等の機関や市民団体との連携により、内容の充実も図っていきます。

担い手につきましては、多世代の市民に環境保全活動への参加、小学校や事業所等への出張講座や体験学習を通して気軽に活動に参加してもらうことによって環境保全を担う人材の育成につなげていくとともに、環境分野における人材の登録も進めていきます。

8-5 ページにいきまして、8.2 協働による環境保全活動の推進です。市側の施策として、市民協働体制の構築と、場・人材・情報のネットワーク化を挙げておりますが、市民協働体制の構築につきましては、先ほど話した環境市民会議と体制について協議中でありまして、次回の審議会にて御提示させていただきたいと考えております。

場・人材・情報のネットワーク化につきましては、環境フォーラムをはじめとして、市民団体や事業者等の各主体が交流できる場を創出していきます。また、引き続き教育機関や事業者、市民団体との相互連携を図るとともに、周辺自治体等との広域連携も図ってまいります。

8-6 ページにいきまして、8.3 環境情報の発信と活用に関する施策は、効果的な情報発信、環境情報の有効活用の2つになります。

市報こがねいや市ホームページをはじめ、こちらの図に示したようなツイッターやアプリなど市独自の媒体、既存の媒体に加えまして、市民団体等と連携することで各団体の媒体による情報発信も行っていただければと考えております。また、日常生活で立ち寄る場所、毎日目にするものからも情報が得られるように積極的な情報発信を行っていきます。これまで環境報告書等で発信してきた環境情報につきましては、より分かりやすく伝え、理解を得られるよう工夫していきたいと思っております。以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、分野横断のところに関しまして、御意見、御質問等あり

ましたら、よろしくお願いいたします。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

鈴木由美子です。ずっと流れを見てきたんですけれども、こういう中で言えるのは、全体的にどちらかが一方通行になってこういう問題が解決できるということにはならないと思うんですね。それから短期間で終わってはいけないという問題もあると思います。

で、うまく言えないんですけれども、例えばこの中にボランティア活動、ボランティアさんをお願いするっていう文言、たくさん出てきますが、ボランティア活動というのは今高齢化しているとか、それから固定化しているというのがすごく問題になってくることがあると思います。

高齢化しているっていうことは次の若い世代、ただ若い世代、何歳ぐらいの人を若い世代って呼ぶのかっていうのもまた問題だと思いますが、30代、40代の人がどれぐらいボランティアに参加できるのか、それからそれより下の子育て世代の方たちが子供と一緒にボランティア活動に活動できるのか、そういうところまでよく考えて、これから先を見据えて考えていかないと長続きしないんじゃないかと思います。

で、そういう意味で仕事がしにくい環境をつくっちゃっているんじゃないかなっていうのもすごく心配しているところがありますので、そういうところの、例えば仲立とか仲裁、仲介をうまくできる環境をこれからつくってってもらえたらありがたいなと思います。以上です。

池上会長

ありがとうございます。ここの部分は多分、分野横断となってますけれども、全体に関わるところで、それぞれのところでは市の施策、市民の取組、事業者の取組とありましたけれども、そこをつなぐところとして、この部分はとても大事なところかなと思いますので、今の御意見を参考にして記載内容を改良していただければと思います。

高橋委員、お願いします。

高橋委員

高橋です。一つだけ8-2ページと8-3ページですが、御説明にありましたけれども、行政内部は当然横断的に講ずるというのは当たり前前のことですよ。多分それで環境の計画の庁内で協力のチームで

やっておられるんじゃないかなと思うんですが、とにかく環境部オンリーではできないことは間違いないわけなので、他所の協力あつての施策だと思うので、ぜひそれは強度のものをつくっていただきたいというのが1点。

もう一つは8-2ページで広域連携という言葉が書いてあるところがございしますが、これも大変重要で隣接都市との間の調整というか、それを環境手だての成功を担う大テーマだと思うんですよね。そういう意味で、ここに書いてあるのは野川のことを書いてありますけれども、ほかにもたくさん連携すべきものはあるはずなんです。それをぜひうたうのは今回の施策の特徴にさせていただけるとありがたいなど。例えば以前には国分寺崖線の……

高橋委員

高橋です。一つだけ8-2ページと8-3ページですが、御説明にありましたけれども、行政内部は当然横断的に講ずるというのは当たり前のことですよ。多分それで環境の計画の庁内で協力のチームでやっておられるんじゃないかなと思うんですが、とにかく環境部オンリーではできないことは間違いないわけなので、他所の協力あつての施策だと思うので、ぜひそれは強度のものをつくっていただきたいというのが1点。

もう一つは8-2ページで広域連携という言葉が書いてあるところがございしますが、これも大変重要で隣接都市との間の調整というか、それを環境手だての成功を担う大テーマだと思うんですよね。そういう意味で、ここに書いてあるのは野川のことを書いてありますけれども、ほかにもたくさん連携すべきものはあるはずなんです。それをぜひうたうのは今回の施策の特徴にさせていただけるとありがたいなど。例えば以前には国分寺崖線のフォーラムがあったはずなんですよ。でも、いつのまにか消えちゃたんですが、都計審など一緒になって小金井市さんは最後のフォーラムの番頭役をやって東京経済大学で活発なフォーラムをやってられたかと思うんです。そういうのをぜひ復活すべき時期にきているのかな、と広域連携の関係で思った次第です。それから、8-3ページの市民協働、これも極めて重要な施策で、市民の協力なくしては都市農地の問題もそうですし樹林地の問題もそうですし、高木をいかに残すかということもそうですが、それを小金井

市特有のなんか市民協働体制というのを作る突破口にというふうにぜひこの施策の中でうたっていたきたい、うたうのは難しいか。ぜひ考えていただくとありがたいと思います。以上3点よろしく願い致します。

池上会長 はい、ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。
長森委員、お願いします。

長森委員 長森です。8-3の市民協働体制のところですか。ここで環境市民会議について若干触れておられます。まあ、確かに8-5のところ、協働体制について協議中のため次回提示しますとあるわけなんですけれどもこの文章で一般的な問題としまして環境市民会議、十数年前にできたんですけれども、作ったとき、あるいはできあがった時にはそれを作った人たち、行政と市民と両方で市民会議について結構深い、長期間にわたる話し合いをやって、そしてイメージを積み上げたりして、ある意味では暗黙の了解事項と言ったら悪いですが、たくさんものの蓄積の上に作られたはずなんです。それが、あの十数年経つと、作った人がどちらもいなくなっちゃって、そしてあのここに入っている市民協働なんですけれども、行政のもっているイメージと市民会議がもっているイメージとは若干、あるいはかなりずれてしまっているものがあるのかな、というふうにわたしは見ています。今回、市民参加を協議するあるいはこの基本的契約のなかで市民会議を位置付ける役割によって市民会議と改めてもう一回、その辺のお互いの思いの不一致をなくすというは必要なことだと思うので、そういう意味で行政と市民会議との話し合いというのかな、もう少しあの協働というイメージの一致、レベルアップでもいいんですけれども、それをしていく必要があるんじゃないのか、と思います。

池上会長 はい、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。
すみません、池上から。ネットワーク作りとか書かれていますので、ぜひこのネットワークを図示していただくとわかりやすいかな、と。言葉ではいろいろ連携しているのは書かれていますけれども、もう少し図にいただくとわかりやすいかなというところ、この小金井市民活動団体リストというところに具体的な団体リストがあるんだと思うんですけれどもそれぞれの団体がどういう活動をしているのか、

とかそういったところもこういう場でもこう表示して特にここの部分がこれまでの基本目標 1、2、3、4、5、6、7 とどういう関わりをしているのか、とかそういったこれまでの基本目標との関わりも含めてこうこの協働体制あるいは市民団体がどういう活動をしているかというところを記載していただくと、これを見た人がこういうところ、こういう事をやっているこういう団体があるから参加してみようかと、そういったところにもまあ繋がるのかなというふうに少し思いました。先ほど長森委員がおっしゃたように活動を活発化させるところも大事だと思いまし、人を増やす、若返らすというところもおそらく大事なところかと思えますので、そういったところもなにかしらあるといいかなと思います。担い手の創出というのもあると思うので。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、一旦これで基本目標 個別の検討はこれで終了とさせていただきます、次に全体のところで一番最初のページのところを見ていただいて、第1回と第2回に基本目標 1～7 と分野横断というところを議論してきましたけれども、全体をみて構成とか並び順とかそういったところも含めて何かご意見等ございましたらいただければと思います。いかがでしょうか。

例えば、基本目標 1～7 と分野横断。今回から分野横断という形になっていますけれども、これでいいのか、なども含めてご意見いただけたらと思います。基本目標 8 にしたほうがいいのかとか、もしありましたら。なかなかこう全体を通して基本目標が個別に分かれていますけれども、それぞれ関連するところが非常に多くて、みどりを守るというところと、ヒートアイランド対策が関係していたりとか、先ほどの騒音とか大気汚染も、もちろんモニタリング自体も大事ですけども、先ほど出てきた低公害車、電気自動車の普及は基本目標 7 における低炭素の社会の道筋でもあるというところで、お互いに関連しているところがたくさんあるかと思うんですが、そういう意味では、この意識・情報・学習・行動もこの環境学習に関して市民との協働というところは全体と少しずつ重なりがあるというところで、今回、横断分野となっていると思います。いかがでしょうか。その他、全体に関する事で何かありますか。

それでは、わたしから一つだけ。基本目標 1～7 と分野横断、それぞれで一番最初のページに色がついた枠が。ここが一番大事なところを述べているのかと思うんですけども、関連する SDG s のところで確かに最近話題の SDG s の項目とそれぞれの基本目標がどう関連しているかというところを述べるのかということかと思うんですが、少し表現が難しくてですね、こう具体的に例えば、小金井市のこれからの取組とどういう関係になるのかという少し難しいところが多いかなという印象を受けました。もう少しかみ砕いて具体的に小金井市ではこの項目に関連してこういったところをやりますよ、というがもう少し具体的にあっても、特にまとめの一番大事なところにあってもいいのかなと思いました。おそらく、この SDG s との関連が加わるころもありますので、項目もおそらく、これから寄与するかと思いますけれども。目標を書いてある太字のところは、おそらくこれは共通のというか日本で日本語訳で共通のものがあると思うのではないと思うのですが、ポツのところ、それぞれ細かいことが書いてある内容のところは、もう少しわかりやすくしていただくと読んで読み易いかなと思います。何かありますでしょうか。はい、よろしいですか。

それでは、次の次第に移りたいと思います。次第の 4、その他として審議会全体をとおして、事務局あるいは委員を問わず何かご意見ございましたら、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。ないようであれば、次に移りたいと思います。次第の 5、次回審議会の日程についてということで事務局の方から日程調整等について説明させていただきますでしょうか。

鳴海主事

事務局の鳴海です。参考資料 2 をご用意ください。本年度、審議会開催回数は全 6 回を予定しており、今回は 2 回目の開催となります。次回、3 回目以降の開催日程について相談いたしまして（仮）なんですけれども、日時設定をさせていただいております。表の下線部が現時点での開催予定日です。その日時で開催を予定させていただきたいと思いますが、日程変更が必要になった場合には、表にございます他の候補日から日時を選び調整させていただきます。会長とも相談させていただきまして決めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお

願いいたします。説明は以上です。

池上会長

はい、ありがとうございました。それでは、何かご意見等ございましたでしょうか。よろしいですか。それでは以上をもちまして本日の議事すべて終了となりました。これをもって、令和2年度第2回小金井市環境審議会の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —

第 3 次環境基本計画案へのご意見及び対応方針等について

< 施策の内容全体に係るご意見 >

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
1	市民協働に係る内容は、各基本目標で記載されているが、分野横断に内容を集約しても良いのではないか。（池上会長）	各基本目標の施策のうち、分野横断目標に係るものについて、関連する分野横断目標の施策名を参照する形とした。 また、分野横断目標においては、施策ごとに各基本目標で実施する内容を集約して示すこととした。 併せて、分野横断目標自体を基本計画から切り分け、計画を推進するための基盤づくりの取組として位置づけた。	1-4 1-5 1-6 2-4 2-6 2-7 3-4 3-5 4-5 5-4 5-5 6-5 6-6 7-5 7-7 7-8
2	個別計画がある基本目標については、その旨を記載することを検討してほしい。（池上会長）	基本目標 1、2、6、7 について、各基本目標の目指す姿を示した枠の下に「関連する個別計画」を示した。	1-1 2-1 6-1 7-1
3	各基本目標に関連する SDGs について、もう少しかみ砕いた表現とし、取組との関係がわかるような記載としてほしい。（池上会長）	SDGs について目標の表現はそのままに、その下の該当するターゲットの表現を小金井市に関連するわかりやすい表現に見直した。	1-1 2-1 3-1 4-1 5-1 6-1 7-1
4	取組指標については、すべての基本施策に設定する必要はないのではないかと考える。（池上会長）	ご意見も踏まえて指標・目標を精査した。結果は、資料 4 に示した。	—

<基本目標1について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
5	現状のみどりの面積を増やす方向で考えているのか。（小柳副会長）	現状のみどりの面積を増やすことは困難であり、緑被率は減少することが予測される。そのため、緑被率は減少をできるだけ抑える方向で目標値を設定する予定である。目標値設定の考え方は資料4に示した。 なお、本計画の中では大きな考え方や取組の方針を記載し、詳細は小金井のみどりの基本計画や農業振興計画に示すこととする。	1-1 ～
6	緑被率が減少していることについて、市の見解を示す方が良いのではないか。（長森委員）		
7	図1-1のグラフが見づらいので修正していただきたい。（羽田野委員）	図1-1の文字を大きくして見やすくなるよう修正した。	1-1
8	みどりの保全や創出による効果について、もう少し丁寧に説明すると良い。（池上会長）	ご意見を受けて、みどりの多面的機能に関する説明を充実させた。	1-1
9	生産緑地の制限解除（2022年問題）や農業者の高齢化、相続による農地の減少等が懸念されるが、本計画では軽く触れられているだけである。（鈴木委員）	農業の担い手不足の主な対策として、引き続き援農ボランティアによる営農支援を実施する。 農地をできるだけ残すために、特定生産緑地の指定に加え、営農支援や市民農園としての活用を施策として展開する。 2022年問題については、このような問題が起こっていることがわかるように修文した。	1-2
10	2022年問題について、本計画の中でももう少し取り上げてほしいのではないか。（池上会長）		
11	生け垣についても奨励金制度は設けられているが、現状に対する評価をもう少し記載すべきではないか。（長森委員）	生け垣奨励金制度を含む各種制度の現状に関する記載を追加した。	1-2
12	緑化活動の参加意欲の「今後機会があれば参加したい」という回答の評価について、「低くない」とするのではなく、今後緑化活動への参加を促すのであれば、戦略的なサポートが必要ではないか。（長森委員）	評価についての記載を見直した。	1-2
		戦略的なサポートについては、これまでもボランティアによる緑化活動が推進されており、ボランティア同士のつながりをつくることを重要視しており、施策として推進していく。	1-6

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
13	“まとまったみどり”の定義について教えてほしい。（小柳副会長）	「まとまったみどり」とは、都立公園や都市公園、特別緑地保全地区や公共緑地、学校・公共施設など、「拠点」となるみどりを指しているが、小金井すみどりの基本計画においても明確な定義は設定していないため、使用しないこととした。	1-3 1-4 1-5
14	“まとまったみどり”について、具体的なみどりの例があるとイメージしやすいのではないかと。（池上会長）		
15	農業の担い手不足の問題は、具体的な戦略についてどこかで記載が必要なのではないかと。（長森委員）	農業の担い手不足の主な対策として、引き続き援農ボランティアによる営農支援を実施する。 援農ボランティアは、「1.1.2 農地の保全・活用」の内容として記載している。	1-4
16	地元農産物の利用促進は、本当に農業支援につながるのか。また、この取組を拡大するために必要な具体策や見通しを記載してもよいのではないかと。（長森委員）	地元農産物の利用促進で需要を創出することは農業支援、農地保全の一環と考えている。現在の販売所だけでなく、公園利用の中でも地元農産物を活用できないかということで、具体策を検討中である。 環境基本計画の中では、その方向性を「地元農産物の利用促進」として示している。	1-4
17	公園の植栽樹種や植栽場所を決定する主体は誰か。（石田委員）	公園のみどりについては、「小金井市公園等整備基本方針」を策定し、基本方針の中で公園の施設や樹木の配置等の考え方を記載している。また、詳細の基準については検討中であるが、できる限り小金井市にもともと生育する種類の樹木選定や生物多様性に配慮した配置を検討していきたい。	1-4
18	宅地化が進んだことにより玄関先の緑は増えているような感覚があるが、みどりの創出としてそれだけで良いのかが疑問である。（長森委員）	住宅地のみどりを増やすために、個人宅でのみどりの創出を進めていただきたいが、生け垣造成はハードルが高い部分もある。そのため、例えばプランター緑化等、ちょっとしたみどりを増やしていく取り組みを含めて緑化を進めてもらうために、手引きの作成等情報提供を行っていく。 宅地開発に際しても、指導要綱の緑化基準の適用範囲拡大などを予定している。 これらについては、「1.2.2 みどりのまちなみの創出」の内容として盛り込んでいる。	1-5
19	みどりのまちなみの創出として制度等が記載されているが、実際にみどりを創出するために具体的に何をすれば良いのかを記載してほしい。（長森委員）		

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
20	「1.3 市民協働の拡大」の緑化施設の表彰制度について知らなかったもので、周知が必要ではないか。（長森委員）	表彰制度は第2回審議会時点で取組として検討中であったものだが、その後検討を進める中で、優れたガーデニングや緑化施設を紹介する取組を推進することとなった。 この取組をはじめとし、みどりの創出に関する情報等については今後積極的に周知していく。	1-6
21	市民参加による保全・活用の活動については、今の記載ではどの場所で実施するのかがイメージしづらい。（長森委員）	現在は、梶野公園や浴恩館公園等で市民に活動いただいている。今後の具体的な場所についてはまだ計画書には記載できる段階ではないが、公園づくりにおける市民参加等について「小金井市公園等整備基本方針」に基づき推進していく。	1-6
22	みどりに親しむきっかけづくりについては、小中学校の取組の強化について検討していただきたい。（長森委員）	学校での取り組み（プログラム）については、調整中であるため計画書への記載は難しいが、将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした環境学習を進めていくという方針であり、その旨を記載した。	1-6
23	民有地のボランティアによる管理については、具体的にどこの部分で実施しようとしているのかがわからない。（長森委員）	第2回審議会後の検討により、民有地のボランティアによる管理は実施しないこととなったが、屋敷林等環境保全緑地の所有者に対して剪定ボランティアの紹介等を行っていく。	1-6
24	緑に関する募金やクラウドファンディングについては新たな試みとしてよいと思うが、だれがどのように運用していくのかがわかるような記載とする方が良いのではないか。（長森委員）	緑に関する募金等新たな歳入確保につながる仕組みづくりを検討したいと考えている。具体的な運用等については今後検討することとなる。	1-6
25	みどり分野については財源の問題が大きくなってくると予想される。農地については周辺市の取組も参考にしてもらいたい。（高橋委員）	農地の施策については、農業振興計画で取り扱う内容であるため、所管に伝えさせていただく。	—

<基本目標 3 について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
26	環境目標に「自然に親しむイベントの参加者数」とあるが、分野横断の取組目標にも記載があるため必要ないのではないか。（小柳副会長）	ご意見も踏まえて指標・目標を精査し、資料4に示した。 個別のテーマの普及啓発等実施状況を把握したいものについては、各基本目標に残し、総括的なものは分野横断の取組目標とした。	3-3
27	市民アンケート結果をもとに参加意欲は低くないという評価がなされているが、市民アンケートはどのような条件で行われたものか。 今後の参加を促すのであれば、参加意欲が高いという評価は適切でないのではないか。（高木委員）	市民アンケートは市内3,000人を対象に行われたものであり、回答者は環境に対する関心が高いと考えられるため、評価が適切かを再検討し、記載内容を見直した。	3-3
28	取組指標に「生物多様性戦略の策定」とあるが、個別計画の策定を指標とする必要があるのか。また、基本目標1と同様に、基本目標3の内容の詳細を生物多様性地域戦略に記載するという表記をすればよいのではないか。 （小柳副会長）	小金井市は生物多様性地域戦略を策定しておらず、また本市の自然環境の特性上、単独での地域戦略を策定することは効果が小さいと考えることから、今後も策定は予定しない。生物多様性の取組については環境基本計画で進めていく。 以上の考え方から、施策の内容を見直した。	3-4 ～
29	「3.2.2 協働による自然に親しめる機会の創出」の2段落目の内容は、「3.1.1 生物多様性に関する実態把握」の調査部分を支援する内容として位置付けるのが良いのではないか。（小柳副会長）	自然観察会における確認種の情報等も、実態把握の方法の一つとして追記した。	3-4

<基本目標 4 について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
30	「大気や騒音などの」という記載があるが、大気自体が公害ではないので、「大気汚染や騒音などの」と修正いただきたい。（池上会長）	ご意見を受けて修正した。	4-1 ～
31	道路交通騒音・振動の調査地点について、街道名のみでは具体的な場所がわかりにくい。（小柳副会長）	路線の騒音環境を代表する地点で調査しており毎年変わる可能性があることや、グラフ内の情報量が過多となることから、計画書本文には記載せず、計画書資料編や環境報告書を参照させる形での対応（直近年度の測定地点を記載）とする。	4-2
32	取組目標に自動車保有台数が挙げられているが、施策を代表する指標といえるか、台数のチェックのみでいいのか、という疑問もあるので再考いただきたい。（池上会長）	より有効な指標として自動車検査登録情報協会からの低公害車データの入手可能性を検討中である。現状の指標は走行量データの取得が難しいことから保有台数に着目したものである。	4-4
33	「4.2 環境モニタリングとリスクコミュニケーション」において、住民同士の理解を促すことで生活環境に関する問題を解決するということが記載されている。確かに重要な内容であり、方向性としては良いと思うが、住民自らに考えてもらう機会を作り出すというのは具体的にどのようなことをイメージしているのか。 （長森委員）	生活する上でのマナー啓発や気づきを得る機会を増やしたいということと、隣人とのコミュニケーションを円滑にしたい、という思いから記載している。具体的な内容については計画策定後も通じて検討・実施していくが、町会や自治会など、所属するコミュニティでの関わり合いを増やすことや挨拶をはじめとした声掛けなど、住民同士のコミュニケーションが円滑になるような環境を作っていきたいと考えており、このような意図が伝わるように修文した。あわせて、「リスクコミュニケーション」という用語は適切ではないと考え、施策名を変更した。	4-5

<基本目標5について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
34	「景観要素」「景観資源」という用語が混在しているので、統一した方がよい。（小柳副会長）	「景観資源」に統一した。	5-1 ～
35	玉川上水と名勝「小金井（サクラ）」の写真について、明治30年代と現在の写真を対比できないか。また、整備前後の玉川上水の写真を対比できないか。（羽田野委員）	ご指摘の写真については、昔と今または整備前後を対比できるものに差し替えた。	5-2 5-4
36	環境美化サポーターの団体数が取組指標として適切であるか検討していただきたい。（池上会長）	ご意見も踏まえ、指標・目標を再検討した。検討結果は、資料4に示した。	5-5
37	環境美化サポーターの数の減少理由についてご教示いただきたい。（羽田野委員）	サポーター登録者の高齢化が原因であると考えられる。	－
38	「5.2 美しいまちなみの維持」については、分野横断の記載内容も意識しながら作成いただきたい。（池上会長）	関連する分野横断目標の施策名を参照する形とした。	5-5

<分野横断目標について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
39	市民協働について、若い世代や子育て世代の取り込みや子供と一緒に活動など、ボランティア活動に参加しやすくなるような中間支援の強化等の環境づくりも考えていただきたい。 （鈴木委員）	世代に関する記述がなかったため、若い世代や子育て世代等も巻き込む取組の充実を図る旨の記述を「◆環境教育・環境学習」の「担い手の創出」に追記した。 中間支援については、現在、社会福祉協議会が運営する小金井ボランティア・市民活動センターが中間支援団体として事業を実施している。コミュニティ文化課においては、市民協働支援センター準備室を通じて、ボランティア団体・NPO・市民団体の市民協働の支援を行っている。 そのため、他部署の既存の仕組みを活用することを想定している。	横断 -2
40	市民活動団体リストに掲載されている各団体の活動と各基本目標の関係を示していただきたい。それによって、本計画を見た市民が、興味のある分野で活動している団体を知ることができ、活動への参加や担い手創出につながると考える。（池上会長）	時点で最新の市民活動団体リストに掲載されている団体について、団体名と活動内容に関連する分野・キーワードを表で記載した。	横断 -5
41	学校との連携、広域連携、市民協働を含め、小金井特有の協働体制をつくってほしい。（高橋委員）	小金井特有の協働体制としては、環境市民会議の存在が大きい。環境市民会議は、現在そのあり方を内部で検討中であるため、	—
42	環境市民会議と行政担当で協働のイメージが乖離しているように思うので、計画に位置付ける上で、話し合いを行って方向性を共有してほしい。 （長森委員）	環境基本計画においては現時点で協働体制を明記するのは難しいが、引き続き環境市民会議と話し合いを重ね、新たな協働のあり方を検討していきたい。	

第 3 次環境基本計画の施策体系の変更について

○施策体系変更の考え方

- ・第 2 回審議会まで、「みどり」「地下水・湧水・河川」「生物多様性」「生活環境」「景観」「循環型社会」「低炭素・気候変動・適応」の 7 つの分野とそれらを横断する「協働」の 8 つの柱で議論いただきました。
- ・各分野の施策を展開する上で、市民や事業者等との協働は不可欠であることから、これまで基本目標 8 としていた「協働」については、環境保全のあらゆる取組における基盤という考え方で再整理し、基本目標とは別に位置づけることとしました（参考資料参照）。
- ・また、基本目標 1 からの並びについては条例の順序に従い、「みどり」、「地下水・湧水・河川」「生物多様性」「生活環境」「景観」「循環型社会」「低炭素・気候変動・適応」としました。

表 分野横断の取組と基本目標ごとの施策の体系（案）

基本目標等	基本施策	施策
計画 推進の 基盤 づくり	環境教育・環境学習	○ 学習の場・機会の創出 ○ 担い手の創出
	環境活動	○ 市民協働体制の強化 ○ 場・人材・情報のネットワーク化
	情報発信・共有	○ 効果的な情報発信 ○ 環境情報の共有
基本目標 1 みどり	1-1 みどりの保全	1-1-1 まちなかのみどりの保全 1-1-2 農地の保全・活用
	1-2 みどりの創出	1-2-1 公園・緑地の創出・活用 1-2-2 みどりのまちなみの創出
	1-3 みどりをはぐくむ市民活動の促進	1-3-1 みどりを知り、親しむ機会の創出 1-3-2 協働による活動の推進
基本目標 2 地下水・湧水・河川	2-1 地下水・湧水の保全	2-1-1 地下水・湧水等のモニタリング 2-1-2 住宅地等における雨水浸透の促進 2-1-3 開発事業等における地下水への影響の未然防止 2-1-4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全
	2-2 河川環境の保全	2-2-1 水質汚濁の発生防止 2-2-2 水辺に親しめる機会の充実 2-2-3 流域単位での他自治体等との連携
	2-3 水資源の有効利用	2-3-1 日常生活における雨水利用や節水の推進 2-3-2 災害時における水資源の活用
基本目標 3 生物多様性	3-1 生物多様性の保全	3-1-1 生物多様性に関する実態の把握 3-1-2 生き物の生息・生育環境の保全・創出 3-1-3 外来種対策の推進
	3-2 自然とのふれあいの推進	3-2-1 自然について知る機会の創出 3-2-2 自然と親しめる機会の創出
基本目標 4 生活環境	4-1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策	4-1-1 事業活動等における公害の発生防止 4-1-2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減 4-1-3 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策
	4-2 環境のモニタリングやコミュニケーション	4-2-1 大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信 4-2-2 安全・安心のための話し合いやルールづくり
基本目標 5 景観	5-1 景観の保全・活用	5-1-1 景観保全・創出に係る取組の実施 5-1-2 景観資源を活用する取組の充実
	5-2 美しいまちなみの維持	5-2-1 美しいまちなみの維持 5-2-2 まちの魅力向上
基本目標 6 循環型社会	6-1 発生抑制を最優先とした3Rの推進	6-1-1 日常生活における3Rの徹底 6-1-2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化 6-1-3 事業活動における3Rの推進
	6-2 安全・安心・安定的な適正処理の推進	6-2-1 地域と連携した収集・運搬の推進 6-2-2 適切な処理・処分の推進 6-2-3 廃棄物処理を支える体制の確立
基本目標 7 低炭素・気候変動・適応	7-1 家庭・事業所における低炭素化の推進	7-1-1 建物の低炭素化の促進 7-1-2 機器・設備の低炭素化の促進 7-1-3 低炭素化につながる行動・活動の普及啓発
	7-2 移動における低炭素化の推進	7-2-1 交通手段の転換の促進 7-2-2 自動車の低炭素化の促進
	7-3 気候変動適応策の推進	7-3-1 気候変動適応に関する普及啓発 7-3-2 気候変動による影響の把握 7-3-3 暑熱対策の推進 7-3-4 災害対策の推進

3. 計画推進の基盤づくり

本計画では、「みどり」「地下水・湧水・河川」「生物多様性」「生活環境」「景観」「循環型社会」「低炭素・気候変動・適応」の7つの分野に応じて基本目標を定めています。各分野の施策を展開するには、市民や事業者等との協働は不可欠です。

本項目では、環境施策を協働で進めるために、各基本目標の基盤となる「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」について取組方針を示し、各基本目標の中で具体的に展開・反映していきます。

なお、本項目では、市の施策や環境保全団体の活動紹介等を行っているため、興味・関心のある分野の取組の発見や参加のきっかけづくりに活用してください。

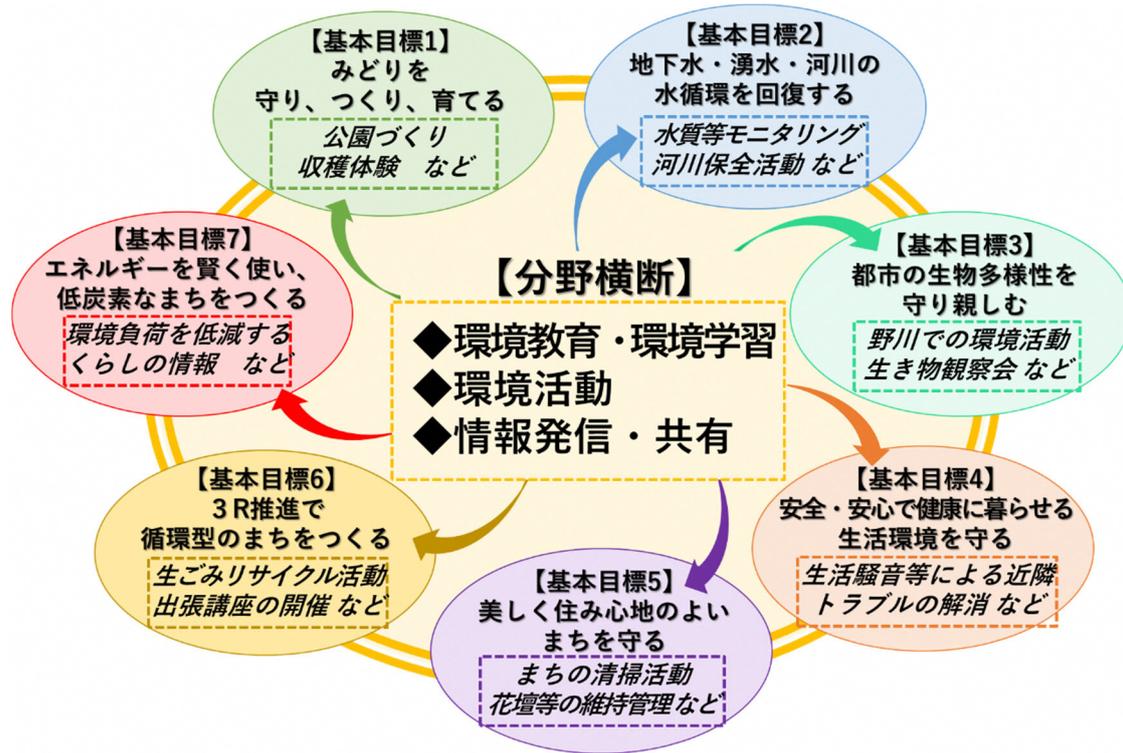


図1 基盤となる取組の各基本目標への展開・反映イメージ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)と協働

2015年9月に国連総会において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは、ゴールとターゲットがすべての国、すべての人々、及びすべての部分で満たされるよう、誰一人取り残さない、ということを実践する原則としています。

本市においてもSDGsの考え方を取り入れ、「目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に関連する本項目において、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進していきます。

◆ 環境教育・環境学習

【取組指標】

指標	現状	目標
環境に関する体験・啓発イベント	3回 (公民館主催の自然観察会2回、クリーン野川作戦1回)	現状以上
環境に関する講座実施回数	25回 (出張講座24回、公民館講座1回)	現状以上
環境関連施設見学会	10回	(検討中)

【市の施策】

<学習の場・機会の創出>

本市には都立公園や崖線等のみどりや玉川上水をはじめとする水辺など、環境学習のフィールドが豊富に存在しています。これらを有効活用し、クリーン野川作戦等の環境学習プログラムやイベント、環境学習講座等の学習機会を提供していきます。

環境保全活動への参加により、本市の環境への関心や理解を促し、学生・子育て世代・働く世代など幅広い年代の人々の環境学習活動への参加につなげられるよう、大学等の機関や市民団体とも連携し、内容の充実を図ります。

<担い手の創出>

環境保全活動への参加を促すとともに、小学校や事業所等へのお出張講座や体験学習を通して多世代の市民に気軽に活動に参加してもらい、環境について知ってもらうことで未来の小金井市の環境保全を担う人材の育成につなげていきます。

また、市民の環境学習活動・環境保全活動を推進するため、こがねい市民活動団体リストの環境分野の団体登録や新規メンバーの登録を促します。

体験型のプログラム

- ・本市の代表的な環境学習プログラムの一つとして、環境市民会議や市民団体と連携した田んぼ体験があり、武蔵野公園のとんぼたんぼや東京学芸大学圃場等を活用した体験学習を実施しています。
- ・河川の清掃と自然観察を兼ねた環境保全活動であるクリーン野川作戦は市民の認知度も高く（横断-7頁アンケート結果参照）、例年220人程度の参加者数を保っています。
- ・家族イベントの一環として毎年参加する市民もいることから、今後も環境保全に関する啓発の一端を担う取組であるといえます。



写真1 クリーン野川作戦

出典：環境市民会議ブログより

▷関連する分野と取組

- みどり・生物多様性：市民参画による公園づくり、市民農園や体験型農園、自然観察会等
 ⇒基本施策 1.1「みどりの保全」、基本施策 1.2「みどりの保全」、
 基本施策 1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」、基本施策 3.2「自然とのふれあいの推進」
 地下水・湧水・河川：クリーン野川作戦 等 ⇒基本施策 2.2「河川環境の保全」

環境学習講座

- ・本市では「まなびあい出前講座」や「くるかめ出張講座」を実施しています。市役所が実施する「まなびあい出前講座」のうち、環境に関する内容は5講座あります。「くるかめ出張講座」はごみ減量の意識啓発の講座となっています。
- ・公民館では、成人大学、成人学校、子ども体験教室等の各種講座を開催しており、環境分野では農業体験や自然観察、庭木剪定等の講座が実施されています。講座の受講生の有志で設立された市民団体が、市とみどりのパートナーシップ協定を結んで活動している例もあります。



写真2 くるかめ出張講座の様子

▷関連する分野と取組

- みどり・生物多様性：まなびあい出前講座、公民館講座 等
⇒基本施策 1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」
⇒基本施策 3.2「自然とのふれあいの推進」
- 地下水・湧水・河川：まなびあい出前講座 等
⇒基本施策 2.1「地下水・湧水の保全」
- 廃棄物：出前講座、くるかめ出張講座 等
⇒基本施策 6.1「発生抑制を最優先とした3Rの推進」

環境関連施設

- ・令和2年4月1日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の3市で協働処理を行う新たな可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。希望者への施設見学会も実施しています。
- ・環境配慮住宅型研修施設「小金井市環境楽習館」は、地域から地球温暖化を防止すること、暮らしの中で温室効果ガス発生を抑制すること、及び環境負荷を低減した生活に関することを市民、事業者及び市が協力して普及啓発していくことを目的とした施設です。

▷関連する分野と取組

- 廃棄物：可燃ごみ処理施設見学会 等
⇒基本目標 6.1「発生抑制を最優先とした3Rの推進」

市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全活動（イベント、環境フォーラム、公民館講座等）へ参加します。
- 環境保全活動での体験や得た知識を家族や友達等に伝え、広めていきます。

事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- イベント、環境フォーラム等に積極的に参加・協力します。
- 出張講座を利用し、従業員の意識啓発に努めます。

◆ 環境活動

【取組指標】

指標	現状	目標
こがねい市民活動団体リスト	15 団体	(検討中)

【市の施策】

<市民協働体制の強化>

環境保全に係る事業については、小金井市環境基本条例で規定された環境市民会議はじめ市内の環境保全団体、個人、事業者等と連携しながら今後も協働で推進していきます。

また、環境美化サポーター制度、ごみゼロ化推進員制度などの運用、みどりのパートナーシップ協定などの締結により、引き続き市民活躍を支援し、協働の体制強化へつなげます。

<場・人材・情報のネットワーク化>

本市では毎年環境フォーラムを実施しています。今後も市民団体や事業者等の各主体が様々なテーマでつながりを持ち、活動成果を発表・共有できるような交流の場を創出していきます。

また、大学等の教育機関や事業者、市民団体とも連携を強化し、必要機材の貸出や協力金等でサポートを行うことで、環境保全活動が円滑に実施できるよう相互連携を図っていきます。

河川環境や廃棄物に係る事業など、広域連携が必須となる取組も存在することから、市内にとどまらず、関係自治体や市民団体等とも連携を強化し、有益な情報の共有を図ります。

▷関連する分野と取組

みどり・生物多様性：みどりのパートナーシップ協定（花壇維持管理・緑化推進等）
⇒基本施策 1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」
⇒基本施策 3.2「自然とのふれあいの推進」

地下水・湧水・河川：流域単位の連携 ⇒基本施策 2.2「河川環境の保全」

循環型社会：ごみゼロ化推進員との連携 ⇒基本施策 6.1「発生抑制を最優先とした3Rの推進」

景観：環境美化サポーター制度（市内の公園・道路等の清掃活動）

⇒基本施策 5.2「美しいまちなみの維持」

市民協働について

- ・本市には、市と協働で環境保全活動に取り組む組織として、環境基本条例に規定された環境市民会議が存在します。
- ・時代の変遷とともに様々な分野の部会も設置され、現在では地下水測定部会、緑調査部会、まちづくり部会、環境学習部会、生活環境部会、エネルギー部会、はげの環境部会の7つの部会で構成されており、毎年活動計画と環境保全に関する啓発事業報告書をまとめています。
- ・本市では、市民の積極的な活動を促すため、環境美化サポーター制度（市内の公園・道路等の清掃活動）、みどりのパートナーシップ協定（花壇維持管理・緑化推進等）、ごみゼロ化推進員制度の運用や、子供会による遊び場等の清掃及び除草協力を実施しています。
- ・各々の活動に対して、清掃用具の貸出、保険加入、協力金等を行っており、地域コミュニティを基盤とした環境活動をサポートしています。



写真3 市民活動の様子

市民活動

- 本市では毎年「こがねい市民活動団体リスト」を作成・更新しており、環境分野では **15 団体**（R2.7.1 更新版、環境市民会議含む）が掲載され、市内各地で活動を行っています。ただし、一部の活動団体はメンバーの高齢化や固定化等の課題を抱えており、今後、活動や活動体制が縮小されてしまうことが懸念されます。

表1 こがねい環境市民団体リストの「環境」分野に登録されている団体名とその活動分野・キーワード

分野・キーワード	団体名
環境全般	環境市民会議
みどり、景観	みどり剪定サークル
みどり、河川・地下水	野川自然の会
みどり、河川・地下水	はけの森調査隊
みどり、生物多様性 地下水・湧水・河川	野川ほたる村
みどり、生物多様性 地下水・湧水・河川	みんなでつくる 野川ビオトープの会
みどり、生物多様性 地下水・湧水・河川	小金井自然観察会
みどり、循環型社会	「元気野菜作りを楽しもう」の会
みどり、循環型社会	生ごみを土に還す会
循環型社会	土曜・生ごみリサイクル連絡会
循環型社会	NPO 法人 環境再生機構
循環型社会、景観	小金井を美しくする会
生活環境	小金井地域猫の会
生活環境	小金井市放射能測定機器 運営連絡協議会
環境教育	NPO 法人 こがねい環境ネットワーク

大学や関係機関との連携

- 本市は市内及び周辺の6大学（東京学芸大、東京農工大、法政大、亜細亜大、武蔵野大、総合学院テクノスカレッジ）、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットと協定を結び、地域活性化や環境保全活動等での連携も図っています。
- 広域連携としては、東京都環境局及び多摩 26 市の環境政策担当者と構成する「東京都市環境・公害事務連絡協議会（年 6 回開催）」の参加、野川流域連絡会等を通じた流域自治体や環境活動団体と連携を図り、情報共有を行っています。

環境フォーラム

- 平成 17 年度から毎年開催している環境フォーラムでは、体験学習の他、環境団体の活動紹介、環境賞授与式を実施しており、市内の環境活動団体や大学等との交流の場としても活用されています。平成 30 年度にはマイクロプラスチックに関する講演会を開催したり、令和元年度には環境×防災をテーマとする等、毎年異なるテーマが掲げられており、環境問題におけるトレンドを知ったり、参加者間の情報交換の場として有益なイベントです。

市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全活動（イベント、環境フォーラム、公民館講座等）へ参加します。
- 環境保全活動での体験や得た知識を家族や友達等に伝え、広めていきます。

事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市と協定を締結し、環境保全に係る事業等の円滑な実施を支援します。

◆ 情報発信・共有

【取組指標】

指標	現状	目標
市報（月2回、計24回）等を用いた環境に関する情報提供の強化	特集号の実施なし	特集号の実施 1回/年

【市の施策】

＜効果的な情報発信＞

市報こがねい、市ホームページをはじめ、環境政策課 Twitter、ごみ分別アプリなど市独自の媒体に加え、他分野の団体等と連携し、各団体が保有する既存の媒体での情報発信を行うことで、市民が必要な情報へのアクセス性を向上させます。

＜環境情報の共有＞

本市では毎年、環境報告書やこがねいデータブックで実施事業の達成状況および関連データ、詳細データについて提供してきましたが、これからは市民にも環境情報をわかりやすく、より伝わりやすいものとなるよう工夫していきます。

蓄積してきた環境情報は環境保全に係る取組が環境にどのような影響を及ぼしたか等を把握し、本計画における環境指標の評価を行う際に有効活用します。

情報発信

- ・市では毎月2回「市報こがねい」を発行し、全戸配布を行っています。「市報こがねい」は、スマートフォン等用アプリ「マチイロ」を通じて配信しています。
- ・多摩地域内の各地で発行されている情報誌やパンフレットなどの情報を電子書籍を無料で閲覧することができる地域特化型電子書籍ポータルサイト「TAMA ebooks（たまイーブックス）」にも「市報こがねい」を掲載しています。
- ・平成27年6月からは「小金井市ごみ分別アプリ」の配信、令和元年7月から小金井市環境政策課のTwitterを開設・運用するなど、情報発信媒体を増やしています。
- ・10代～40代では利用しやすい媒体としてTwitterやFacebook等のSNSが上位に入っていることから、紙面だけでなく、ネット上で手軽に確認できる媒体を活用した情報発信を行っています。



図3 ごみ分別アプリ

▷関連する分野と取組

循環型社会：小金井市ごみ分別アプリ ⇒基本施策 6.1「発生抑制を最優先とした3Rの推進」

情報の共有

- ・市では毎年、環境施策の実施状況や各種データを「環境報告書」としてとりまとめ、公表しています。また、小金井市基本構想・基本計画策定にあわせて公表される「こがねいデータブック」では、人口等の基礎指標、環境と都市基盤、地域と経済、文化と教育、福祉と健康、計画の推進について各項目に分けて掲載しています。
- ・令和元年度実施の市民アンケートを見ると、小金井市が実施する環境に関する取組や施設等についての認知度は低く、取組・施設を知っていても参加・利用したことがある人はいずれの項目においても1割以下でした。
- ・環境活動の取組に参加しない理由を見ると、「時間的余裕がない」というのが最も大きい理由として挙げられていますが、自由記述の中では活動自体を知らない、参加方法がわからない、という意見も見られます。
- ・環境について少しでも多くの市民に知ってもらうため、これからも各種媒体を通じて、情報提供を行っていきます。

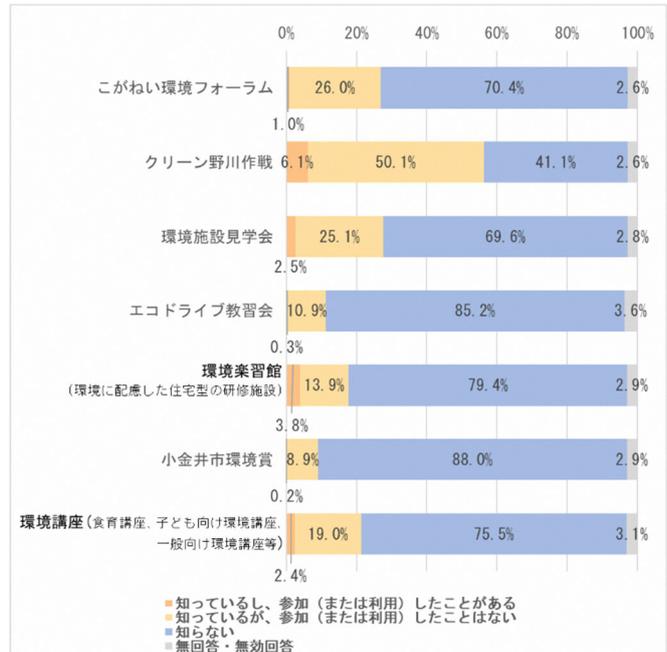


図4 小金井市が実施する取組の認知度
(令和元年度実施市民アンケートより)

▷関連する分野と取組

- みどり・生物多様性：案内マップ、緑化の技術支援情報、外来種情報、生物多様性の現状 等
⇒基本施策 1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」
⇒基本施策 3.1「生物多様性の保全」
基本施策 3.2「自然とのふれあいの推進」
- 地下水・湧水・河川：水資源・水利用に関する情報提供、節水情報 等
⇒基本施策 2.3「水資源の有効利用」
- 生活環境：大気や騒音などのモニタリング情報 等
⇒基本施策 4.2「環境モニタリングやコミュニケーション」
- 景観：景観資源の価値・魅力情報、散策マップ 等 ⇒基本施策 5.1「景観の保全・活用」
- 循環型社会：ごみの減量・分別情報、適正処理の情報、等
⇒基本施策 6.1「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
基本施策 6.2「安全・安心・安定的な適正処理の推進」
- 低炭素・気候変動・適応：省エネ機器や次世代自動車等の紹介、気候変動による影響の紹介等
⇒基本施策 7.1「家庭・事業所における低炭素化の推進」
基本施策 7.2「移動における低炭素化の推進」
基本施策 7.3「気候変動適応策の推進」

市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- まちなかで見かけた環境情報や地域の情報、参加した環境イベント等を、SNS等で発信・共有します。
- 興味のある分野をきっかけとして、様々な分野の情報収集を行い、環境の知識を身に着けます。

事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- あらゆる分野の情報収集を行い、環境について学びます。
- 環境保全に係る取組について情報公開を行い、必要なデータの蓄積に協力します。

基本目標 1

みどりを守り、つくり、育てる

小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様かつ重要な機能を持つみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市がともにみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

・みどりの多面的機能を活かして、自然環境に配慮した災害に強い持続可能なまちづくりを促進する



目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

・生き物の生息環境でもあるみどりを保全、回復し、減少を抑制する

関連する個別計画▶▶▶小金井市みどりの基本計画

現状・課題

◆みどりの特徴

・本市のみどりは、崖線や野川、玉川上水など慣れ親しんだ小金井らしい景観を形成し、癒しを与えてくれます。みどりがあることで地下水が涵養され、湧水を保全することができます。また、これらのみどりは動植物の生息・生育地や移動経路としても重要です。時には自然とのふれあいの場や遊び場、皆の活動の場にもなります。他にも、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和など気候変動適応の観点や、火災時の延焼防止・災害時の避難所など防災の観点からも重要です。

・このような多面的機能・役割をもつみどりは、都市をより豊かに、快適にするための基盤（グリーンインフラ）であり、市民の生活と密接に関わっています。

・本市には、崖線（はげ）や野川、玉川上水のみどり、公園や学校等、社寺林、屋敷林、農地など、様々な種類のみどりが有ります。市内の緑被地としては、樹木・樹林地（竹林を含む）が最も多く（市域の約 18%）、草地と農地がほぼ同じ面積（約 6%）を占めています（図 1-1）。

・これらのみどりを期待される機能に応じて保全・管理しつつ、新たなみどりを創出することで、その多面的機能を将来にわたって維持・向上させることが必要です。

※「みどり」は、樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独もしくは一体となって構成されている空間、または、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含まれます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含まれます。（小金井市みどりの基本計画における定義）

「緑被地」は、樹木・樹林地、草地、農地などで被われた土地のことで、図 1-1 のグラフは①樹木・樹林地（竹林含む）、②農地（樹木畑）、③農地（その他）、④草地（管理）、⑤草地（雑草地）に分類して調査した結果を集約しています。

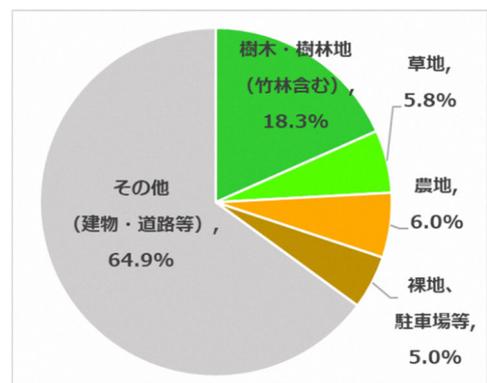


図 1-1 緑被地・裸地等の割合 (令和元年度)

◆みどりの現況

- ・本市のみどりは減少傾向にあり（図 1-2）、みどりの全体量を示す緑被率は平成 21 年度からの 10 年間で 33.7%から 30.2%に変化しました。減少量は 40.53ha で、これは小金井公園の面積（約 80ha）の半分に相当します。
- ・崖線のみどりや屋敷林、社寺林等の緑は、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく緑地保全地域、小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づく環境保全緑地（環境緑地、公共緑地）、保存樹木、保存生け垣等の制度により保全が図られています（表 1-1）。今後大幅な増加等は見込めませんが、引き続き制度を活用した保全及び維持管理を行っていくことが必要です。
- ・公有地である公園・緑地面積は増加しています。平成 30 年度の市域に占める割合は 7.0%であり、周辺市町村に比べると、府中市に次いで多い結果となっています。
- ・民有地については、人口増に伴う宅地開発による農地や樹林地の減少が進んでおり、今後も減少が見込まれます。農地のうち「生産緑地」について

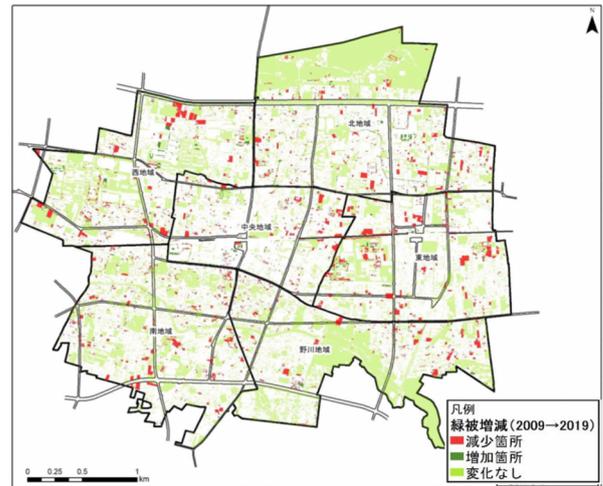


図 1-2 緑被地の増減箇所図(2009⇒2019)

表 1-1 保全が図られているみどり（令和元年度）

制度		箇所数	面積等
特別緑地保全地区		1	1.29ha
緑地保全地域		3	1.31ha
環境保全 緑地	環境緑地	9	4.78ha
	公共緑地	4	0.37ha
保存樹木		-	842 本
保存生け垣（指定延長）		-	3833.3m

は令和 4 年（2022 年）にその大半が指定期間 30 年の期限を迎えることから、一斉に指定解除されて農地以外に転用されることが全国的に懸念されています。小金井市においては、指定解除となる生産緑地のうち約 8 割が「特定生産緑地」の指定を受け、引き続き農地として維持される見込みです。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、生産緑地の民間企業等への貸し出しがしやすくなったことから、多様な主体の参画による農地の活用が期待されます。

- ・まちなかのみどりを増やすため、生け垣造成奨励金制度を運用していますが、平成 25 年度以降は 1～3 件で推移しています。また、一定の規模を超える指定開発事業に対する緑化指導等を行っていますが、みどりの減少を抑制するのに十分とは言えない状況です。

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートにおいて、「みどりの豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 72%で、全ての項目で最も満足度が高くなりました。「公共の広場や公園の利用しやすさ」は 59%で、全項目中 3 番目に高いという結果でした。みどりに関する満足度は、他の環境分野と比較して高いと言えます。
- ・「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」への参加状況は、「参加している」又は「かつて参加していた」という回答は 13%でしたが、「今後機会があれば参加したい」という回答が 55%であり、緑化活動への参加意欲がある方を活動に取り込んでいくことが必要です。
- ・現在は、環境市民会議による緑地・公園調査、市民団体による緑地の管理、公園の整備における市民や専門家との連携や、市民参加による管理（花壇ボランティア、公園美化サポーター、剪定ボランティア）、農地における援農ボランティアなどの活動が進んでいますが、ボランティアの高齢化や参加者の固定化等の問題もあり、様々な主体の参画や人材の確保が必要です。

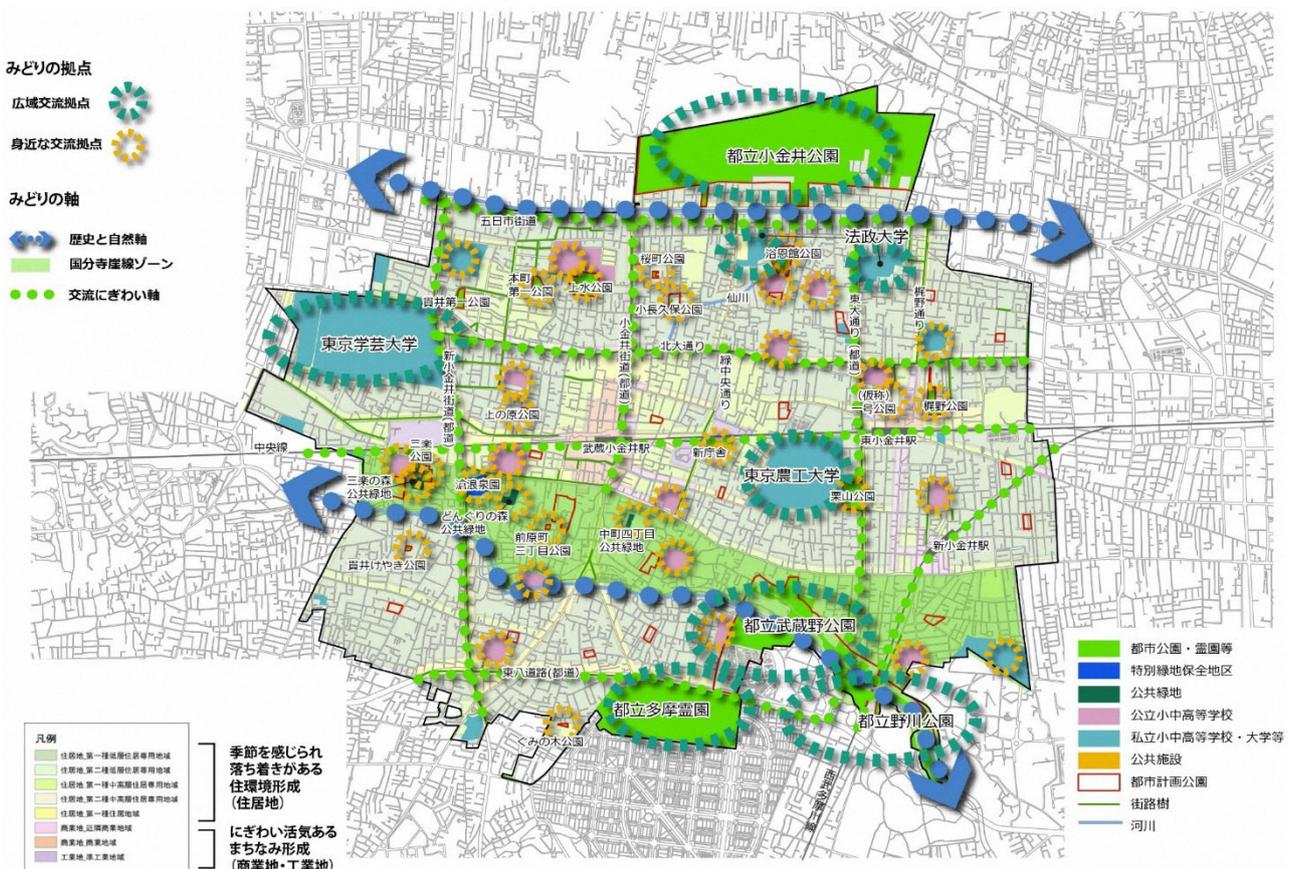
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
緑被率	30.2% (令和元年度)	(みどりの基本計画と整合)
みどりの豊かさ (樹林、街路樹、公園等) に関する満足度	72% (令和元年度)	80%

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
1. みどりを守り、つくり、育てる	1.1 みどりの保全	1.1.1 まちなかのみどりの保全
		1.1.2 農地の保全・活用
	1.2 みどりの創出	1.2.1 公園・緑地の創出・活用
		1.2.2 みどりのまちなみの創出
	1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進	1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出
		1.3.2 協働による活動の推進



施策の内容と各主体の取組

1.1 みどりの保全

<取組指標>

指標	現状	目標
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地：4.78ha（令和元年度） 公共緑地：0.37ha（令和元年度）	現状維持
保存樹木の指定状況	保存樹木：842本（令和元年度）	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	<市民農園> 4農園、3,070.37㎡ <体験型市民農園> 2農園、4,489.46㎡（令和元年度）	現状より増加

▶関連する横断分野：環境教育・環境学習

①市の施策

1.1.1 まちなかのみどりの保全

“拠点”となるみどりや、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを保全するために、引き続き、市条例に基づく環境保全緑地制度等の指定及び保全・管理を行います。環境保全緑地制度や保存生け垣制度については、より指定を受けやすくするように要件の見直しを行います。また、みどりの実態に関する普及啓発により、保全意識の向上や制度の周知を図ります。

また、開発にあたって既存樹木の保護を促進するため、宅地開発等指導要綱の環境配慮指針の見直しを行います。

1.1.2 農地の保全・活用

農地の宅地化を抑制し、今後も農地として保全するために、生産緑地の買取り申し出時期（指定から30年）を10年ごとに更新できる特定生産緑地の指定拡大（令和3年9月まで）や、都市農地貸借法の活用による生産緑地の農園事業への活用を図ります。

また、農業の担い手不足による農地の減少を抑制するために、引き続き援農ボランティアによる営農支援を行います。

市内植木農家からの緑化資材の調達、環境保全型農業の推進、地元野菜の給食への活用、収穫体験や農業イベントなどの機会を通して、地元農産物の利用促進や、都市農地を活用した魅力ある交流・地域づくりを推進します。また、他自治体との交流により、都市農地の保全や活用について、引き続き調査・研究を行います。

拠点・軸となるみどり

みどりの拠点

まちなかに点在する一定規模のみどりで、ヒートアイランド等の減少緩和や大気浄化等の環境保全の機能を発揮するとともに、人が集いレクリエーションやコミュニティ形成の場と、生物の生育・生息環境、災害時の避難場所等としての役割を担います。

<例>

- ・規模が大きくみどりの多さを印象付け、市内外から広域的に人が集まる都市公園・霊園や大学等
- ・地域の人にとって身近なみどりである、都市公園等や学校等の公共施設

みどりの軸

崖線や河川、街路樹等の連続するみどりであり、みどりの拠点と拠点をつなぎ、緑陰の形成や景観形成等、人の移動を促したり、生物の移動経路、火災の延焼防止等の役割を担います。

<例>

- ・河川や崖線、主要な道路の街路樹（東西方向の軸）
- ・東西方向の軸に平行、直行して市内をつなぐ、移動経路となる主要な道路、鉄道路線

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 援農ボランティア等に参加し、農業の担い手不足解消に協力します。
- 地元の農産物を積極的に利用し、農地の保全に貢献します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。

1.2 みどりの創出

<取組指標>

指標	現状	目標
公園・緑地面積	85.73ha（平成30年度）	現状維持

▷関連する横断分野：環境教育・環境学習

①市の施策

1.2.1 公園・緑地の創出・活用

みどりの“拠点”の創出のため、引き続き公園・緑地の整備を進めます。整備にあたっては、「小金井市公園等整備基本方針」に基づき、**既存のみどり**との連続性を考慮した一体的な整備、配置の見直しや機能の充実等を図り、公園・緑地の質の向上に努めます。学校等公共施設におけるみどりの保全・管理も引き続き実施します。

また、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを整備し、みどりのネットワーク化を図るために、引き続き道路沿いの街路樹の整備等を行います。

1.2.2 みどりのまちなみの創出

みどりあふれるまちなみを創るために、住宅、事業所などの民有地において庭木やプランター、花壇なども活用して、できる限りの緑化を進められるように支援をしていきます。緑化の方法やみどりの維持管理方法について、「**緑化の手引き**」を作成して情報提供を行います。また、接道部の景観を高めるような緑化を促します。

開発時には、宅地開発等指導要綱の環境配慮指針の**適用面積の引き下げにより**、緑化基準を適用する対象を拡大し、開発を契機とした緑化を促進します。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 「緑化の手引き」など緑化技術に関する情報を収集し、接道部や敷地内の緑化に努めます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境配慮基準等に基づき、敷地内の緑化や接道部の緑化に努めます。
- 店舗におけるプランター緑化や、オープンテラスの設置（植栽部分の公開）など、接道部のみどりを増やし活用する取組を進めます。

1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進

<取組指標>

取組指標	現状	目標
公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100%

▷関連する横断分野：環境教育・環境学習、環境活動、情報発信・共有

①市の施策

1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出

本市のみどりへの関心を高めるために、みどりの実態調査結果やみどりの基本計画の紹介、**ガーデニングや優れた緑化事例の紹介**など、様々な手段・内容で情報発信の充実を図ります。

また、**小中学生や子育て世代等を対象とした環境学習の充実をはじめ**、イベント・講座等における学習機会の提供、地元大学や市民団体等との連携による人材育成等により、みどりへの理解を深め、みどりに親しむきっかけづくりを行います。

1.3.2 協働による活動の推進

市民参加によるみどりの保全・活用を充実させるために、用具の提供や補助金の交付など、既存ボランティアの活動支援を継続します。**活動の活発化のためボランティア同士の情報交換の場を設けて交流を図るとともに**、活動の間口を広げるために、気軽に参加しやすい新しいボランティア制度の創設等を行います。

また、地域をあげてみどりを維持・創出していくために、市民参加による公園づくり、学校や公的施設のみどりの地域による管理、**剪定等のボランティアの紹介を進めます。**

みどりに関する募金等新たな資金確保につながる仕組みづくりを検討し、既存の活動に参加することが難しい市民でも、みどりの保全や創出に関わることができるようにします。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- みどりに関するイベントや講座に参加し、みどりへの理解を深めます。
- 環境保全緑地や公園・緑地、地域のみどりを管理・活用する活動に参加します。
- 活動が難しい場合でも募金等、自分のできる範囲でみどりの保全に関わっていきます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- みどりに関するイベントや講座に参加し、みどりへの理解を深めます。
- 自社の敷地内の緑化の取組を積極的に発信します。
- 地域貢献の観点から、環境保全緑地や公園・緑地、地域のみどりを管理・活用する活動に参加します。
- 活動が難しい場合でも募金等、できる範囲でみどりの保全に関わっていきます。

◆地下水・湧水・河川環境の現状

- ・市内の地下水位や湧水量は、ここ数年で大きな増減は見られず、安定して推移しています（図 2-2、図 2-3）。湧水の水質も、水質指標や生物（底生生物、付着藻類）の確認結果から、概ね良好な状態に保たれていると考えられます。
- ・代表的河川である野川は、湧水時には水涸れが見られるものの、有機汚濁指標である BOD が 2mg/L 程度であるなど、水質は良好な状態です。
- ・本市の下水道は多くが合流式であるため、大雨時には、汚水が雨水とともに河川などの水環境中へ排出されてしまう恐れがあります。
- ・今後、気候変動による渇水や豪雨の影響が大きくなる懸念もあり、引き続き、本市の水環境をモニタリングしていくことが重要です。

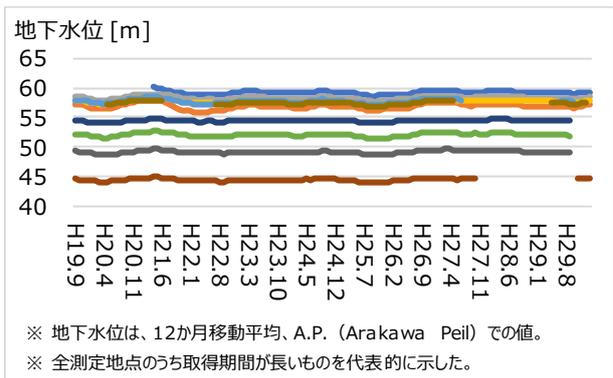


図 2-2 地下水位の推移

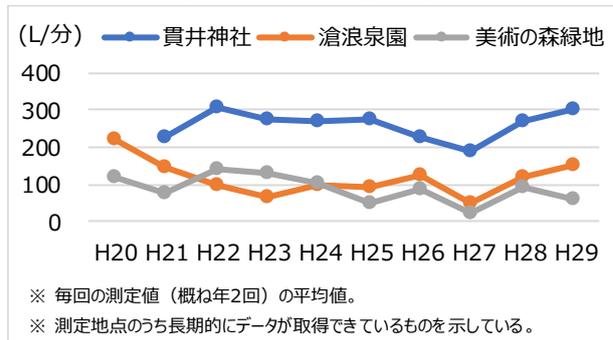


図 2-3 湧水調査結果

◆地下水・湧水の保全の取組

- ・雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。例えば、平成 24 年から平成 29 年の 5 年間で、宅地が 11ha 増加する一方で農用地が 7ha 減少し、農用地から宅地への転用が進んでいます。
- ・湧水の湧出過程において、崖線をはじめとするみどりが必要な役割を果たしています。これらのみどりは、国・都・市の法や条例に基づく制度の適用や、公園や社寺林等の形で保全・担保されています。この状況を継続していくことが重要です。
- ・また、市域の 6 割を占める住宅地等における地下水涵養を促進するため、新築や増改築における雨水浸透ますや、道路における雨水浸透ます等の整備を進めています。地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や水害軽減のため、住宅地や道路における雨水浸透等の取組を一層進めていくことが重要です。

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「水のきれいさ（河川や湧水の水質等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 53%、「水辺との親しみやすさ」については 48% でした。
- ・各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されています。本市の地下水・湧水保全の取組やその効果について、多くの市民にさらに PR していくためにも、一般向けの分かりやすい解説への加工などに力を入れていくことが重要と考えられます。
- ・清掃を通じて野川流域の環境保全に関心をもってもらう環境イベントとして「クリーン野川作戦」を行っています。この他にも、様々な水環境をテーマにしたイベントや学習機会を設けていくことが重要です。

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標> ※各データは計画書最終版時点での最新版へ更新予定

環境指標	現状	目標
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定	現状から低下しない※ ¹
湧水の水量	測定地点数：5 地点 全地点の合計：792 L/分（平成 29 年度）	現状から減少しない※ ¹
野川の水質	①DO：8.6～8.8mg/L（平成 29 年度）※ ² ②BOD：0.6～1.2mg/L（平成 29 年度）※ ²	左記項目について全ての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）を達成※ ³ ①7.5mg/L 以上、 ②2mg/L 以下
湧水の水質	①硝酸性窒素：5.78～8.16mg/L ②トリクロロエチレン：定量下限値未満 ③テトラクロロエチレン：定量下限値未満 ④1-1-1-トリクロロエタン：定量下限値未満	左記項目について全ての地点・回で地下水環境基準※ ⁴ を達成 ①10mg/L、②0.01mg/L 以下、 ③0.01mg/L 以下、 ④1mg/L 以下

※¹ 地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定。

※² 当該年度の全ての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅である。

※³ 本地点に適用される水質環境基準は D 類型であるが、現状値は、D 類型基準値よりも良好である A 類型相当であることから、A 類型相当を目標に設定。その基準値は次のとおり<DO…7.5mg/L 以上、BOD…2mg/L 以下>

※⁴ 湧水に対する環境基準はないため地下水環境基準を適用する。基準値は次のとおり<硝酸性窒素…10mg/L、トリクロロエチレン…0.01mg/L 以下、テトラクロロエチレン…0.01mg/L 以下、1-1-1-トリクロロエタン…1mg/L 以下>

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
2. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する	2.1 地下水・湧水の保全	2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング
		2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進
		2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止
		2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全
	2.2 河川環境の保全	2.2.1 水質汚濁の発生防止
		2.2.2 水辺に親しめる機会の充実
		2.2.3 流域単位での他自治体等との連携
	2.3 水資源の有効利用	2.3.1 日常生活における雨水利用や節水の推進
		2.3.2 災害時における水資源の活用

施策の内容と各主体の取組

2.1 地下水・湧水の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回 （いずれも平成 29 年度）	頻度や地点について現状維持もしくは拡充
雨水浸透ますの設置数（単年度）	1,669 基（平成 29 年度）	毎年 1,500～2,000 基の範囲又はそれ以上※1
透水性舗装の新規導入量	53m ² （平成 29 年度）	（設定しない）※2

※1 過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（1,669～2,278 基）をふまえ設定。

※2 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。

▷関連する横断分野：情報発信・共有

①市の施策

2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング

市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水環境をトータルに把握することを継続します。調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、積極的に情報発信します。

また、地下水・湧水に対する市民の関心を高め、学習する機会を提供するため、市民参加型での地下水・湧水等を測る体験イベント等を検討・実施します。検討にあたっては、市、環境市民会議、大学等の教育・研究機関、市民団体、CSR 活動を進める事業者の連携・協力により、実施体制を構築します。

2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進

崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水の地下水涵養を促進するため、引き続き、新築や増改築において、雨水浸透ます（図 2-4）をはじめとする雨水浸透施設の設置・普及を進めます。水道事業者との連携等による効果的周知や、設置助成を行います。道路や公共建築物においても、雨水の地下浸透促進対策を進めていきます。

また、雨水浸透対策は、地下水涵養という環境面だけでなく、都市水害の軽減という防災面からも重要であることなど、その多面的な効果について、市民・事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

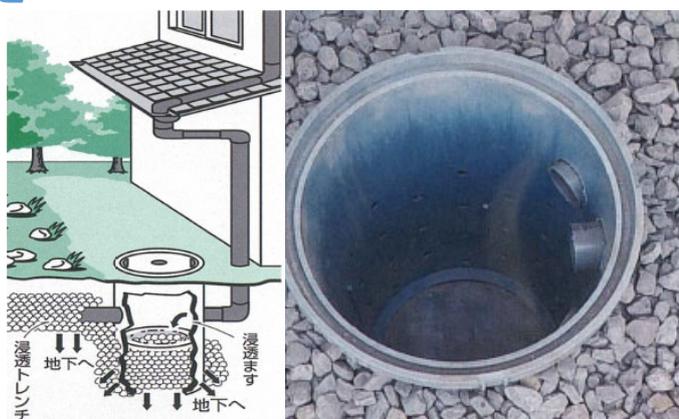


図 2-4 雨水浸透ますの概念図と設置例

2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止

地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者には「地下水及び湧水を保全する条例」を周知し調査等を求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議」による審議をふまえながら、影響の把握や対策の評価を行います。

2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全

湧水の湧出過程で重要な役割を果たしている崖線のみどりをはじめ、緑地・農地など自然的な土地利用について、東京都が指定する緑地保全地域、市が指定する環境保全緑地等、法制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 地下水・湧水について関心をもち、自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、地下水・湧水の特徴や大切さを学びます。
- 住宅等の新築や増改築にあたっては、雨水浸透の重要性を理解し、雨水浸透施設を設置するよう努めます。また、設置した後も、その機能が低下しないよう、ごみや落ち葉を除去する等、メンテナンスを行います。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 事業所等の新築や増改築にあたっては、努力義務として雨水浸透施設を設置するよう努めます。特に、地下深くに構造物を造る場合は、「地下水及び湧水を保全する条例」に基づく調査を行うとともに、地下水への影響低減のための対策を講じます。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。
- 井戸等の水環境調査を自社で行っている場合は、行政や市民へ調査結果などを提供・公開します。また、市民参加型での水環境調査イベントを資金・企画・人材・活動場所などの面からできる限り支援します。

小金井市の取組紹介

→地下水湧水保全計画や、同計画において推計した水収支のトピックなどを挿入予定（計画は策定中）

2.2 河川環境の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
分流式下水道の整備延長（単年度）	污水管：21,277m 雨水管：15,104m（R元年度）	（設定しない）※1
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント ：1回（R元年度） 公民館講座：1回（R元年度）	現状維持以上

※1 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。

▷関連する横断分野：環境教育・環境学習、環境活動

①市の施策

2.2.1 水質汚濁の発生防止

事業者等に対して、水質汚濁防止に関する法令等（水質汚濁防止法、下水道法、本市条例等）に基づく規制や指導を行います。

大雨時に、下水が増えて河川へ越流し水質悪化に至るのを防ぐため、雨水の貯留や地下浸透により洪水のピークを低減する効果のある雨水浸透施設（→施策 2.1.2 参照）及び雨水貯留施設（→施策 2.3.1 参照）の整備・普及や、合流式下水道から分流式下水道への転換を進めます。

2.2.2 水辺に親しめる機会の充実

「クリーン野川作戦」といった河川の保全活動や、自然体験の活動の機会を増やし、水辺に親しむことのできる機会を充実します。水辺の環境学習等のテーマで活動している教育機関や団体等と連携することで、効果的な情報発信や企画運営を図ります。



写真 2-2 クリーン野川作戦

2.2.3 流域単位での他自治体等との連携

水の移動は市域で完結しているわけではなく、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠であることから、野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査等の広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 野川や玉川上水など川について関心をもち、自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、その特徴や大切さを学びます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 水質汚濁防止に関する法令等を遵守するとともに、事業所や作業場において水質汚濁や地下水汚染等が発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策を行います。

2.3 水資源の有効利用

<取組指標>

指標	現状	目標
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	5 件（平成 29 年度）	年間 10 件以上 ^{※1}
市民 1 人あたり配水量	289 L/人/日	現状より増えない
震災対策用井戸数 ^{※2}	36 か所（平成 26 年度）	現状維持もしくは増加

※1 過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（5～23 件）をふまえ設定。

※2 「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸。現状値は「小金井市地域防災計画」より。

▷関連する横断分野：情報発信・共有

①市の施策

2.3.1 日常生活における雨水利用や節水の推進

雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進するとともに、各主体や様々な団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルの発信を行います。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動を啓発し、行動を広めます。

雨水利用をテーマに活動する団体（例：雨水ネットワーク会議）や研究機関と連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性があるものは、紹介や導入を積極的に進めます。

2.3.2 災害時における水資源の活用

「小金井市地域防災計画」とも市内連携しつつ、拠点となる震災や渇水時の水源としての震災対策用井戸の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）等、非常時に備えた水資源の活用体制を整えます。設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練等を行い、非常時に雨水を活用できる体制をつくります。



写真 2-3 雨水タンクの例

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、庭木散水、洗車等の利用に努めます。
- 井戸をもつ家庭では、そのメンテナンスや利用（散水等）に努めます。また、非常時の飲用等にも使えるよう、近所への日頃からの周知なども行います。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、散水や中水等への利用に努めます。
- 建物の設計・施工に係る事業者（住宅メーカー、工務店等）は、雨水利用に関する商品開発や施主への提案を積極的に行います。

みどりや水で形成される多様な自然環境と、そこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保され、生態系からの様々な恵みを楽しみつつ、自然と共生したまちとなっていることを目指します。

市民や事業者、市民団体、市が協働して生物多様性を保全するための取組が進められ、大人から子供まで多くの市民が自然と親しめる機会が増えていることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- ・みどりや水辺などの自然環境とそこに生息・生育する動植物からなる生態系、それらがもたらす自然の恵みを保全、回復し、持続的に利用できるようにする
- ・動植物の生息環境の悪化や生物多様性の損失を抑制し、希少種を保護するために、緊急かつ意味のある対策を行う
- ・生態系と生物多様性の価値を守り伝えるための計画をつくり、活動のプロセスにおける配慮を実施する

現状・課題

◆生物多様性とは

- ・地球上には約 3000 万種の生き物が生息しており、これらはお互いに繋がりがあって存在しています。生物多様性とは、これらすべての生き物の間に違いがあることです*。
- ・生物多様性には、「生態系の多様性」（様々なタイプの自然があること）、「種の多様性」（様々な種の生き物がいること）、「遺伝子の多様性」（同じ種の中で異なる遺伝子を持つことで、多様な個性が存在すること）の 3 つのレベルがあります*。約 40 億年にわたる長い時間をかけて生き物が様々な環境に適応し、進化してきた結果生まれたものであり、非常に価値のあるかけがえのないものです。
- ・また、生物多様性は、私たちの暮らしを支える様々な恵み（生態系サービス）をもたらしてくれています（右図）。
- ・今、生物多様性には危機が迫っていると言われていています（右図）。生き物の生息地の減少や、外来種による生態系の攪乱などは、本市の生物多様性にも影響を与え得る問題です。将来にわたって自然の恵みを楽しむ続けるためには、その重要性や迫っている危機を理解し、生物多様性の保全に取り組んでいくことが重要です。

生態系サービスの例～人間が享受する自然の恵み

基盤サービス	酸素の供給、気温・湿度の調整、水や栄養塩の循環、豊かな土壌等
供給サービス	食べ物、木材、医薬品、品種改良、生物模倣（生き物の形や機能）
文化的サービス	地域豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統
調整サービス	安全な水の確保、土壌流出防止等

生物多様性に迫る 4 つの危機

- **第 1 の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少**
開発や乱獲などにより、生き物の生息・生育環境が失われたり、生物種が減少しています。
- **第 2 の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下**
里地里山など、人間との関わりにより維持されてきた環境の手入れ不足により、その環境に特有の生き物が減少しています。
- **第 3 の危機 外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱**
外来種や化学物質が外部から持ち込まれることにより、在来種によって成り立っている地域の生態系が攪乱されています。
- **第 4 の危機 地球環境の変化による危機**
地球温暖化に伴う地球環境の変化により、生き物の生息・生育環境が失われています。

注) 生物多様性センターHP 内「日本の生物多様性の危機」「生物多様性に迫る危機」をもとに一部改変

※ 1992年に採択、1993年に発効した「生物多様性条約」において、『「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水生生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む』と定義づけられています。

◆本市における生物多様性の現状

- ・本市の生物多様性は、野川や崖線（はけ）、湧水などの自然環境が存在し、これらを基盤とする生態系が成立していることが特徴と言えます。また、農地や公園緑地などでは都市の生物多様性が存在していると考えられます。
- ・本市の代表的な環境である野川には、多様な動植物が生息・生育しています。例えば、小金井新橋周辺～やまべ橋までの間でも草本から木本まで90種を超える植物が確認されています。一方で、アレチウリやオオブタクサなどの特定外来生物をはじめとする外来種も確認されています。
- ・また、野川流域連絡会が実施している生き物調査では、平成30年1月（冬季）は15種、同年8月（夏季）は14種の水生生物が確認されており*、東京都レッドデータブック掲載種のメダカやスジエビも含まれていました。その他、野川流域連絡会が発行している「野川マップ」や「生き物ガイドブック」には、野川に生息・生育する多様な動植物が紹介されており、野川は生物多様性の観点から重要な環境であることがわかります。



写真 3-1 湧水生態系調査の様子

* 出典：「第8期野川流域連絡会活動記録」（平成31年1月、野川流域連絡会）

- ・市内4か所（貫井神社、滄浪泉園、美術の森緑地、中町四丁目公共緑地）では、毎年2回湧水生態系調査（水質、底生生物、付着藻類等）を実施しています。平成30年度の調査では、4か所で合計49種類の底生生物や合計32種の付着藻類が確認されました。付着藻類については、環境省レッドリスト2020で準絶滅危惧（VU）に指定されているタンスイベニマダラが確認されています。外来種は確認されず、在来種による生態系が維持されていました。
- ・野川第一調整池・第二調整池では、平成18年度から自然再生法に基づく自然再生事業が実施されており、田んぼや湿地、ため池などが整備されました。これら湿性の環境は多様な生物の生息に適した環境であり、第一次実施計画による自然再生整備の前後では新たに出現した種が多く確認されています。生物多様性の回復がなされた好例です。



図 3-1 野川自然再生事業対象地区

出典：東京都建設局 HP「野川の自然再生」

表 3-1 自然再生整備前後における確認種数の変化

	平成14年度調査	平成19-22年度の総確認種数	平成14年度からの増減	平成14年度と比較して平成19-22年度に新たに	平成14年度に確認され、平成19年度以降確認さ
植物	212	344	+132	168	36
魚類	9	12	+3	4	1
昆虫	215	478	+263	317	54
鳥類	49	45	-4	11	15
底生生物	20	80	+60	68	8

出典：「野川第一・第二調整池地区 自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（平成25年1月、東京都北多摩建設事務所）

* 出典：「野川第一・第二調整池地区 自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（平成25年1月、東京都北多摩建設事務所）

- ・上記のような水辺以外にも、崖線のみどり、まちなかのみどりなど多様な環境がありますが、市で実施している調査が少ないこと、市民団体等の観察会や調査は実施されているものの、その情報が集約されていないことから、市域の生態系の全体像が把握しにくい状況です。
- ・まちなかでは、街路樹への在来種の導入などが進められており、開発時の緑化指導においては東京都の「植栽時における在来種選定ガイドライン」にもとづく在来種の導入を促進しています。このような取組を、市内各所で展開していくことが必要です。

◆各主体の取組や意識

- ・野川第一調整池・第二調整池の自然再生事業は、市民、市民団体、学識者、行政から構成される自然再生協議会が中心となり、生物の生息環境を整備するだけでなく、生き物とのふれあい、生き物を通じた人々のふれあいの場を再生・整備してきました。現在は、市民からなる管理運営団体「野川自然の会」が都と協働でモニタリングや維持管理を実施しています。
- ・毎年実施している「クリーン野川作戦」では、水生生物や植物の自然観察会と、特定外来生物の駆除活動が行われており、市民が生物多様性を知る良い機会となっています。
- ・はげの森や野川流域、都立公園では、市民団体主催の調査や自然観察会等、自然とふれあえる機会が提供されています。市民団体等との連携を進め、市民の参加機会を増やしていくことが必要です。
- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「生き物との親しみやすさ」についての満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）が45%でした。また、「地域の自然（生き物・樹林等）の保全活動」について、「今後機会があれば参加したい」という回答が58%であり、**保全活動や観察会等に様々な人が参加しやすくなるよう、多様な機会の創出やきっかけづくりが必要です。**
- ・また、同アンケートでは農地や土との親しみやすさについての満足度が31%となっています。市民農園等は利用希望者の倍率が約2倍～5倍にも上っており、利用機会の拡大も検討していく必要があります。

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
生物多様性の認知度（意識調査）	－	75%
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8%（令和元年度）	55%

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
3. 都市の生物多様性を守り親しむ	3.1 生物多様性の保全	3.1.1 生物多様性に関する実態の把握
		3.1.2 生き物の生息・生育環境の保全・創出
		3.1.3 外来種対策の推進
	3.2 自然とのふれあいの推進	3.2.1 自然について知る機会の創出
3.2.2 自然と親しめる 機会の創出		

施策の内容と各主体の取組

3.1 生物多様性の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
小金井の生物リストの作成	-	作成（令和7年度）

▷関連する横断分野：情報発信・共有

①市の施策

3.1.1 生物多様性に関する実態の把握

本市の生物多様性保全の第一歩として、市内の自然環境に希少種や外来種を含め、どのような動植物が生息・生育しているのかという実態を把握します。

既に実施している湧水の生態系調査結果をはじめ、市内の代表的な環境における専門家による調査の実施や、自然観察会で確認された生き物の情報整理、市民団体等による調査の結果の集約、市民参加による指標生物調査等により、市域全体の生態系の構造や機能を把握・整理し、共有します。

3.1.2 生き物の生息・生育環境の保全・創出

多様な生き物の生息空間であるみどりや水辺を保全・創出するとともに、生き物の移動経路としての機能も考慮し、みどりのネットワークの形成を進めます。

公園や街路樹においては、在来種や実のなる樹木の植栽、多層構造の維持に努めます。また、学校ビオトープの適切な維持管理、新たなビオトープの整備等を進めます。

民有地においても、指定開発事業の緑化指導の際に引き続き在来種の導入を働きかけるとともに、周辺の生き物の生息・生育状況等に関する情報提供を行います。

また、野川第一・第二調整池地区の自然再生事業や、市民団体による自然環境再生の取組を引き続き支援します。

3.1.3 外来種対策の推進

市内で確認されている特定外来生物等の外来種の生態や、駆除の必要性を広く周知し、情報提供を募ることにより、分布範囲の拡大を防ぎます。また、市民参加による駆除活動を継続します。

ペットの外来種が自然環境下に放たれることは、在来種の生息環境が脅かされてしまう大きな原因であるため、ペットの飼育について普及啓発を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市民参加による調査や自然再生の取組、外来種の駆除活動に参加します。
- 庭の植栽への在来種の導入、雨庭の設置等、生物多様性に配慮した空間づくりを検討します。
- ペットは責任をもって飼育し、自然環境下に放逐しないようにします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 敷地内の緑化にあたっては、生き物の生息・生育環境の確保に努め、植栽は在来種を優先的に導入します。また、緑を配置する際には、近隣とのネットワークの形成に努めます。
- 事業活動と生物多様性との関係を認識し、保全に努めます。
- 従業員教育や地域貢献のため、市民参加の調査や自然再生の取組、外来種駆除活動に参加します。

3.2 自然とのふれあいの推進

<取組指標>

指標	現状	目標
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催：4回（令和元年度） 公民館における講座1回 公民館主催の自然観察会2回 クリーン野川作戦における自然観察会等1回	市主催の普及啓発：5回/年以上

▶関連する横断分野：環境教育・環境学習、環境活動、情報発信・共有

①市の施策

3.2.1 自然について知る機会の創出

自然とのふれあいの第一歩として、本市の自然環境や生物多様性の実態、生態系サービス（P3-1 参照）について関心を持ってもらうことが重要です。「3.1.1 生物多様性に関する実態の把握」で集約した情報等を活用し、市報やホームページ、マップや小冊子の作成・配布等により、広く情報を提供します。

また、遊歩道や緑道、公園、公共緑地等において動植物の情報を掲載した看板等を設置するなど、身近な自然に関する情報に接する機会を創出します。

3.2.2 自然と親しめる機会の創出

みどりや水、生き物に親しめる機会を増やすため、市民の認知度も高い「クリーン野川作戦」における自然観察会等を引き続き実施します。また、市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市のホームページやSNSで提供し、市民が活動を知ることができる機会を増やします。また、市民団体等との協働により、公園の管理活動に合わせた自然観察の実施や、市民農園における自然観察イベントなど、既存の取組を入口として、より多くの市民が様々な場所で自然に親しめる機会を創出します。

市内で開催されている自然観察会

主催者	内容
小金井市	クリーン野川作戦における自然観察会（植物、水生生物等）
公民館（緑分館）	子ども体験講座（いきもの観察）
環境市民会議	田んぼの時間（植物、水生生物、昆虫の観察会）
野川自然の会	とんぼたんぼ（生きもの観察会）
はげの森調査隊	ミニ観察会、定例調査会（昆虫など）
小金井自然観察会	野川公園観察会、早朝探鳥会など

※団体 HP にて確認可能なもののみ抽出

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 身近な生き物やその生息・生育環境に興味をもち、生物多様性について学びます。
- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。
- 市民農園等を利用します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。

大気汚染、騒音・振動、悪臭などの公害が発生することなく、良好な状態で維持されていることを目指します。生活や経済活動を行う上で発生が避けられない騒音などについては、住民が互いの価値観を尊重しながら、必要に応じて環境保全のためのルールなどを話し合うことで解決し、安全・安心で健康に暮らせる環境の実現を目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 3 : あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- ・大気汚染物質、有害化学物質、土壌等の汚染による疾病が発生しないよう良好な生活環境を維持する



目標 11 : 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- ・環境や社会の変化に対応し、持続可能な都市を促進する
- ・大気質等に注意を払うことを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する

現状・課題

◆大気環境の現状

- ・代表的な大気汚染物質である二酸化窒素の大気中濃度^{※1}は、近年は0.029～0.036ppmの範囲でほぼ横ばい、長期的には減少傾向にあります。
- ・本市には排気ガスの排出源となる工場等がほとんどないことから、本市における大気汚染物質の主要な排出源は、自動車による排気ガスであると考えられます。
- ・市内の自動車保有台数はほぼ横ばいです。ただし、日中の車の稼働率や市外からの通過交通、風環境も関係するため、大気汚染物質濃度との因果関係は複雑です。また、自動車自体の燃費も向上^{※2}しており、大気汚染物質濃度の低減に寄与していると推測されます。

※1 市内1か所に設置された東京都測定局での値です。

※2 国土交通省資料によれば、ガソリン乗用車の燃費平均値(JC08モード)は、平成23年度から平成30年度の7年間で17.8km/Lから22.0km/Lへ向上しています。

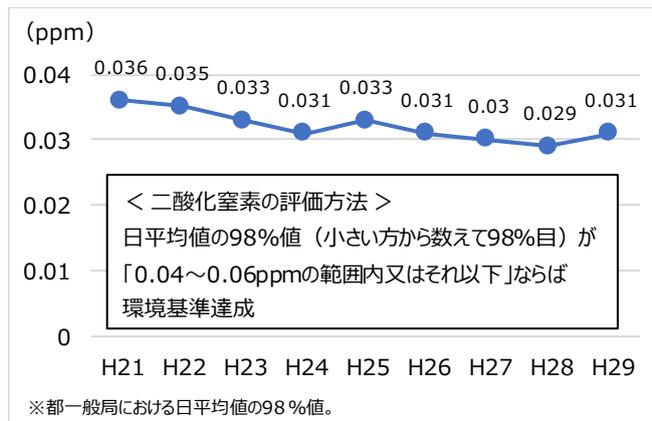
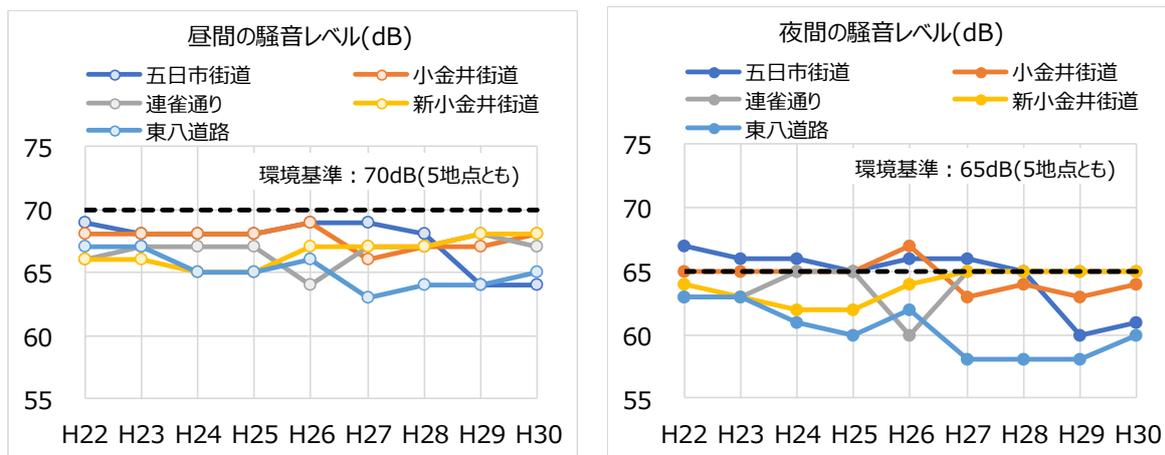


図 4-1 二酸化窒素濃度の推移

◆騒音環境の現状

- ・市内5か所の幹線道路(五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路)を対象に、道路交通騒音・振動調査を行っています(図4-2)。調査地点のうち、五日市街道や東八道路では騒音レベルが微減傾向、新小金井街道では微増傾向にあるようにも見えますが、環境基準に近い値で推移している地点・時間帯が見られることから、今後もモニタリングを続けていくことが重要です。

- ・また、著しい騒音・振動を発生する可能性がある建設作業は、騒音規制法や振動規制法に基づく特定建設作業として実施届出を義務付けるなど、建設作業等における騒音発生源対策を行っています。

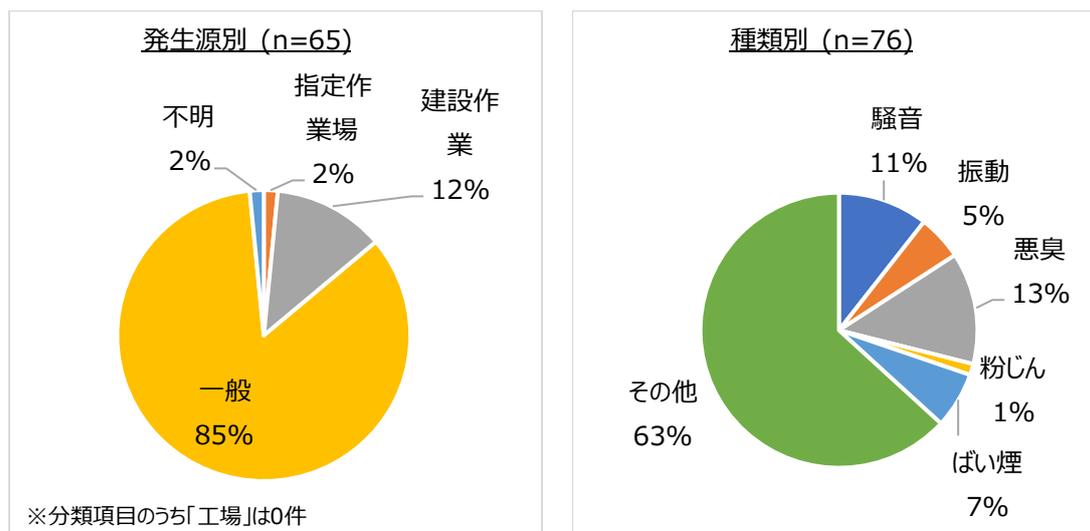


※測定値は昼間夜間ともに A 特性等価騒音レベルである。路線としての評価であるため調査地点は毎年変わる可能性がある（環境報告書には当該年度の調査地点を記載）

図 4-2 道路交通騒音の調査結果（左：昼間、右：夜間）

◆公害苦情の発生状況や傾向

- ・公害苦情の内訳をみると、発生源別では、建設作業や工場ではなく「一般」が多いこと、種類別でも、騒音・振動・悪臭のほか、典型公害には該当しない「その他」が多いことが特徴です（図 4-3）。なお、合計件数は、年による差が大きく、増加又は減少など一定の傾向はみられません。
- ・また、近年では、生活騒音（音響機器やペットの鳴き声）や空き家等からの樹木の越境など、生活に係る苦情が多くなっており、「その他」が多い要因ともなっています。これら生活型公害については、何らかの基準に基づく公害規制というよりも、例えば環境や地域・まちづくりをテーマとして隣人同士や地域で話し合う機会をもつなど、コミュニケーションを進めていくことで低減・解決を図っていくアプローチが重要と考えられます。



注) 1つの発生源で複数種類が計上されることがあるため、発生源別と種類別の件数は一致していません。

図 4-3 公害苦情件数（平成 30 年度、左：発生源別、右：種類別）

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
大気環境基準 ^{※1} 等の達成状況	①二酸化窒素 ^{※2} ：達成（0.031ppm） ②浮遊粒子状物質 ^{※2} ：達成（0.017mg/m ³ ） ③一酸化炭素 ^{※2} ：達成（0.1ppm） ④ダイオキシン類 ^{※3} ：達成（0.015pg-TEQ/m ³ ） （平成 29 年度）	左記項目について、下記環境基準等を達成 ① 1 日平均値の 98% 値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下、② 1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m ³ 以下、③ 1 日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下、④ 1 日平均値の年間算術平均値が 0.6 TEQ/m ³ 以下
道路交通騒音に関する環境基準 ^{※1} の達成状況	五日市街道：昼夜間ともに達成 小金井街道：昼夜間ともに達成 連雀通り：昼夜間ともに達成 新小金井街道：昼夜間ともに達成 東八道路：昼夜間ともに達成 （平成 29 年度）	全地点で昼夜間ともに環境基準を達成 （5 地点とも昼間 70dB、夜間 65dB）

※1 大気環境基準及び道路交通騒音環境基準の詳細については資料編〇ページ参照。

※2 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、東京都測定局（局名：小金井市本町）での測定結果から、年 98% 値又は 2% 除外値を用いた長期的評価とする。

※3 ダイオキシン類は、小金井市による測定結果から期間平均値を算出し、評価する。

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
4. 安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る	4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策	4.1.1 事業活動等における公害の発生防止
		4.1.2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減
		4.1.3 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策
	4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション	4.2.1 大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信
4.2.2 安全・安心のための話し合いやルールづくり		

施策の内容と各主体の取組

4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策

<取組指標>

指標	現状	目標
市内の自動車保有台数	36,442 台（平成 29 年度）	—

①市の施策

4.1.1 事業活動等における公害の発生防止

事業者等に対して、公害防止に関する法令等（大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例等）に基づく規制や指導を行います。

これらのほか、「小金井市アスベスト飛散防止条例」に基づく解体作業におけるアスベスト飛散防止対策、土壌・地下水汚染防止対策なども推進します。

4.1.2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減

大気汚染物質や騒音の主な発生源の 1 つと考えられる自動車については、**買い替え時に**環境負荷の少ない自動車（低公害車）や運転方法（エコドライブ）について情報提供を行うなどし、事業活動や日常生活における環境負荷を減らしていきます。また、自転車、公共交通機関などへの利用転換を促すため、自転車駐輪場の整備など必要な環境整備を進めます。

4.1.3 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策

農薬の使用低減に関する周知や情報提供、国の PRTR（化学物質排出移動量届出制度）及び東京都環境確保条例に基づく、市内事業所における化学物質の排出・使用量等の把握を継続します。

また、典型公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のほか、シックハウス原因物質、空間の放射線量など、市民の安全・安心を確保する上で必要なものについて、調査や対策を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 移動の際は、できるだけ低公害車、公共交通、自転車を使うなど、大気汚染物質や環境負荷の削減に努めます。
- 農作業を行う際は、大気汚染や悪臭の発生源となりうる野焼きを行わないなど、周辺住民の方に理解を求めるように努めます。一方で、周辺住民は、農地がもつ多面的な機能（うるおいのある景観、土との触れ合い、雨水の地下浸透、等）や地産地消の大切さを理解します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 公害防止に関する法令等を遵守することは当然として、事業所や作業場において大気汚染物質や騒音などを発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策を行います。
- 大気汚染や騒音の発生源となるガソリン車等はできるだけ使用せず、低公害車、公共交通、自転車などの使用に努めます。

4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション

①市の施策

4.2.1 大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信

市内の大気汚染物質や騒音等の環境調査を継続して実施し、生活環境が良好な状態に保たれているかどうかをモニタリングします。調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、状況の変化についての解説を交えるなどし、積極的に情報発信します。

(道路交通騒音/大気汚染物質調査の写真)

写真 ○○○

4.2.2 安全・安心のための話し合いやルールづくり

近年の公害苦情は、その多くが生活騒音等の日常生活由来であり、価値観の多様化や環境問題に関する住民どうしのコミュニケーション不足にも起因しています。逆に、身近な環境のことも含めて、コミュニケーションが普段からとれていれば、これらの問題は未然防止できる可能性があります。このような背景を認識しながら、公害苦情の現状分析や対応に努めます。

また、公害苦情の実態に関するホームページ等での情報発信、自治会や不動産業者と協力した住民への周知、地区計画制度などを活用したローカルなルールづくり支援など、客観的なデータを効果的に示しつつ、身の回りの生活環境の問題について住民自らが考えてもらう機会をできるだけ多くつくっていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 公害苦情の大半は日常生活上の騒音等がきっかけであるという実態や、地域住民の協力がよりよい環境づくりにつながることを理解し、支障のない範囲での適切な配慮、隣近所との日ごろからのコミュニケーション、地区計画等のローカルルールへの協力を努めます。
- 市や事業者から発信される大気質や騒音などの環境モニタリング結果に関心をもち、積極的に調べたり学習したりします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 自社の環境対策等に関する情報の積極的公表などにより、地域住民や消費者などとの適切なコミュニケーションに努めます。

基本目標5

美しく住み心地のよいまちを守る

国分寺崖線（はげ）、玉川上水、名勝小金井（サクラ）に代表される小金井市民が慣れ親しんだ自然資源、歴史的・文化的資源を保全・活用し、市民とともに「小金井らしさ」の残るまちを守り続けていることを目指します。

また、駅や住宅地など、小金井市民が日々目にする場所や市の玄関口となる場所については特に美化活動やマナー啓発を強化し、いつまでも市民に愛される美しいまちを維持していきます。

<関連するSDGs>

関連するゴール



目標 4：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 ・すべての人々が環境教育や体験学習等の機会や必要な情報・技能を得ることができ、日々の生活から持続可能なまちづくりに貢献できる人づくりを行う



目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 ・環境や社会の変化に対応し、持続可能な都市を促進する
 ・残された文化遺産及び自然遺産の保護・保全のための努力を強化する

現状・課題

◆本市の景観の特性

- ・本市には、国分寺崖線（はげ）、都立公園、屋敷林等の緑地空間や野川、仙川等の水辺空間といった自然景観資源が多く存在し、市民の癒しや憩いの空間となっています。
- ・また、玉川上水や名勝「小金井（サクラ）」等の国指定文化財、旧前川家住宅主屋等の都指定文化財、旧浴恩館（青年団講習所跡）等の市指定文化財といった歴史的・文化的資源も数多く残されています。
- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、将来残したい環境や大切にしていきたい環境として、回答者の半数以上が「名勝小金井（サクラ）などの桜のある風景」、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」と回答し、特に「名勝小金井（サクラ）など桜のある風景」は全世代で上位を占めており、10歳代では8割以上が大切にしたいと回答しています。
- ・一方で、本市は都市的土地利用（公園や公共用地等を除く）の約8割が住宅地である住宅都市でもあります。駅前を中心とした都市開発事業の実施により、建物の高層化も進んでいます。
- ・自然や文化が織りなす景観と、文化の発展や利便性の向上に伴い新たに形成される景観の両方が、本市の景観の特性であると言えます。



写真 5-1 野川公園（自然観察園）

世代	順位	1位	2位	3位
10歳代	10歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (84.6%)	ごみが目につかない清潔な街並み (53.8%)	静かで落ち着いたまち (46.2%)
	20歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (58.3%)	静かで落ち着いたまち (52.4%)	散策路や公園などの憩いの空間 (50.0%)
30歳代	30歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (50.3%)	散策路や公園などの憩いの空間 (47.0%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (45.0%)
	40歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (64.3%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (53.5%)	きれいな河川や湧水 (45.0%)
50歳代	50歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (61.0%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (60.4%)	静かで落ち着いたまち (45.0%)
	60歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (60.8%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (59.5%)	きれいな河川や湧水 (52.9%)
70歳以上	70歳以上	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (62.4%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (62.0%)	きれいな河川や湧水 (47.6%)
				散策路や公園などの憩いの空間 (48.1%)
				散策路や公園などの憩いの空間 (39.4%)

図 5-1 「将来残したい環境や大切にしていきたい環境」回答結果（市民アンケートより）

◆景観保全に係る本市の方針等

- ・小金井市都市マスタープラン（平成 24 年 3 月改訂）では、次世代に誇れる景観づくりとして「小金井市の風土にあった風景の保全と形成」、「小金井市に相応しい市街地景観の質の向上」、「都市の拠点や軸における小金井らしいみどりの創造」の 3 つの方針を掲げています。
- ・本市には景観条例および景観計画はありませんが、景観維持のため、小金井市まちづくり条例に基づき、事業者が同条例に規定する一定規模以上の開発を行う際の指針として、小金井市環境配慮指針を策定しています。
- ・小金井市環境配慮指針では、「小金井らしい景観をつくる」ため、東京都景観条例の遵守と建築物建設時の形態・色彩等の配慮、及び、文化財保護に関する項目（開発事業における小金井市教育委員会との事前協議、各種法令の遵守等）を明記しています。

◆地区計画制度による地区景観づくり

- ・地区計画は、「地区計画の方針」と「地区整備計画」により構成されており、「地区計画の方針」では地区の目標・方針を定め、「地区整備計画」では建築物等の用途の制限、建ぺい率の最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限等のルールを定めています。このルールの中で、地区の特性を活かした良好な住環境や美しい街並み等の保全や誘導が可能となり、良好な環境の保全・創出のため、現存する樹林地の保全や土地の利用方法についても制限することができます。
- ・本市では、梶野町三丁目地区、武蔵小金井駅南口地区をはじめとして 6 つの地区で地区計画を策定しています。

◆景観資源の活用

- ・本市では、東京都水道局が策定した「史跡玉川上水保存管理計画」（平成 19 年 3 月）及び「史跡玉川上水整備活用計画」（平成 21 年 8 月）を受けて、「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成 22 年 3 月）と「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成 24 年 3 月）を策定しています。
- ・当実施計画の中では、玉川上水沿いのヤマザクラ並木の復活のため、モデル区間を設定し、ヤマザクラの調査及び補植、生育条件の改善、維持管理等を市民団体と協働で実施しています。また、散策時や通行時の眺望確保やさらなる活用のため、緑道の整備・改良や歩道橋の付け替え、案内板の設置等も実施・検討しています。
- ・都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道が掲載されている「歴史と文化の散歩道 Tokyo Walking 全 23 コースガイドブック※」（東京都生活文化局発行）では、国分寺駅から小金井公園までの 5.8km が「府中国分寺コース（ハケの道・玉川上水散歩）」として紹介されています。
- ・本市ではこれらの景観資源を活用するため、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」を作成し、セルフガイドや案内時に利用できるよう、市ホームページでの公開、市役所や観光まちおこし協会での配布を行っています。

※ 都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道として、全 23 コースを昭和 58 年から平成 7 年にかけて都が整備。しかし、整備当時から 20 年以上が経過し、周辺環境の変化等もみられることから、本事業の維持及び広報を令和 2 年 3 月に終了。



写真 5-2 大正時代の新小金井橋



写真 5-3 令和 2 年現在の新小金井橋

◆美化活動の状況

- ・本市では平成 20 年度から環境美化サポーター制度（アダプト・プログラム）を導入しており、市内の公園、道路等で美化活動を行う団体等（概ね 5 名以上、活動は原則年 6 回以上）に対して、市が清掃用具の支給、傷害保険の加入、活動により回収されたごみの収集等の支援を行っています。
- ・環境美化サポーター会員数は、令和元年度実績で 616 名となっています。

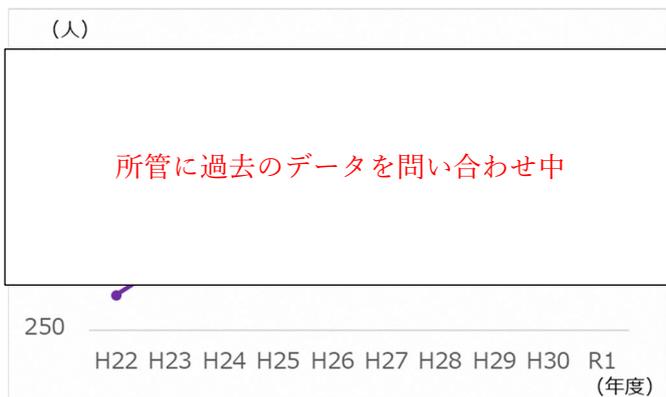


図 5-2 環境美化サポーター会員数の推移

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートによると、5~6 年前と比べて「まちの美しさ（景観、調和等）」が「良くなった」と回答した人は 22%で、38%は「変わらない」と回答しています。また、現在の「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 46%でした。
- ・本市の景観を構成する要素の中でも、市民アンケート結果で回答の多かった「サクラ」「みどり」「水辺」のある風景は、市民が子供の頃から親しみ、ふれあい、目にしてきた「小金井らしさ」を感じる景観資源と考えられます。小金井市民が「小金井らしい」と感じる景観を未来へと引き継いでいくため、景観を保全する取組と活用する取組を並行して行っていく必要があります。
- ・景観資源の活用の取組として、ボランティアガイドによるまちなか観光案内が実施されています。市報で募集するツアーと参加者からのリクエストツアーがあり、令和元年は年間 10 件以上の活動のうち 7 件をリクエストツアーが占め、市民からのリクエストも年々増加しているようです。
- ・玉川上水においては、市民団体が桜並木の品種を守るため、接ぎ木による苗の育成や清掃活動を主導しており、都や市と協働の保全活動が行われています。
- ・まちなかの美化活動については、環境美化サポーター制度の活用によりボランティア団体による清掃活動が実施されており、まちの美しさを維持しています。
- ・小金井のまちを構成する街路樹や公園、学校、農地等のみどりは、美しさや心地よさを演出するだけでなく、まちなかの減災・防災機能も担っています。これらのみどりには民間所有のみどりも多く含まれることから、所有者には機能の重要性を理解してもらい、防災・減災機能を有する景観として維持していく必要があります。

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市民満足度（市民アンケートの「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足+やや満足の合計）	46%（令和元年度）	55%

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
5. 美しく住み心地のよいまちを守る	5.1 景観の保全・活用	5.1.1 景観保全・創出に係る取組の実施
		5.1.2 景観資源を活用する取組の充実
	5.2 美しいまちなみの維持	5.2.1 美しいまちなみの維持
		5.2.2 まちの魅力向上

施策の内容と各主体の取組

5.1 景観の保全・活用

<取組指標>

指標	現状	目標
小金井市玉川上水・小金井桜整備状況	令和3年度以降の整備計画の策定	・補植サクラの良好な生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること

▷関連する横断分野：情報発信・共有

①市の施策

5.1.1 景観保全・創出に係る取組の実施

小金井らしさを構成する国分寺崖線や玉川上水等は、東京の原風景としての一面も担っていることから、事業者には小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準遵守の指導を行います。

また、地区計画制度を活用し、地区の特性を活かしたまちなみを創出していきます。

地区災害時待機所としてJ Aと包括協定を結んでいる農地をはじめ、減災・防災機能を有する景観資源については、所有者に機能の重要性を理解したうえで維持していただけるよう、話し合いによる意識共有を図っていきます。



写真 5-4 小金井橋周辺
上：整備前 下：整備後

5.1.2 景観資源を活用する取組の充実

自然資源や歴史的・文化的資源は、その価値を周知し、活用することで後世に引き継いでいくことができます。ボランティア団体と連携したまちあるきツアー等の支援を継続し、市内外の人々に本市の魅力を感じてもらうことで観光資源としての価値も高めていきます。

また、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」等の配布・活用を行い、市内の景観資源の価値・魅力について情報発信します。

玉川上水については国や東京都とも連携しながら、市民団体とともに「玉川上水・小金井桜整備活用計画」や「玉川上水・小金井桜井整備活用実施計画」に基づくサクラ並木の再生事業、その他市内の史跡・名勝の活用事業を進めていきます。



図 5-3 まち歩きマップ

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- まちを歩く際や案内する際には、既存のマップ（坂と遊歩道マップ、まち歩きマップ等）を活用します。
- まちあるきツアー等に参加し、まだ知らないまちの魅力を知り、周りの人へ伝えます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準を遵守し、景観保全に配慮した開発事業を行います。
- 市の一員として、まちの魅力や景観資源の価値等について情報提供を行います。

5.2 美しいまちなみの維持

<取組指標>

指標	現状	目標
環境美化サポーター 会員数	616名	700名

▷関連する横断分野：環境活動

①市の施策

5.2.1 美しいまちなみの維持

市内の公園、道路等においては環境美化サポーター制度を活用し、市民とともに美しいまちなみを維持するための美化活動を推進します。

市の玄関口である駅前広場等では、小金井市まちづくり条例や東京都屋外広告物条例、**小金井市まちをきれいにする条例**に基づく指導及び定期的なパトロール、**自転車等放置禁止区域の設定**等を行い、ポイ捨てや**放置自転車**等が無く、広告物についても周囲の景観と調和のとれた良好なまちなみを維持していきます。



図 5-4 環境美化サポーター制度サインボード

5.2.2 まちの魅力向上

街路樹や公園など、市民にとって身近な景観資源については、引き続き、適正に維持管理を行います。

まちを構成する景観資源には民有地も多く含まれ、生け垣等については生活の安全・安心にもかかわる景観資源であることから、所有者にも植栽する樹種の選定時の配慮や適正な維持管理を促し、安全で良好な景観が維持できるよう働きかけます。

併せて、**庭や店舗軒先などの緑化を推進するための技術支援**を行い、日々目にするまちなみをさらに魅力的に彩る施策を展開します。



写真 5-5 まちなかの緑化の様子

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 美しいまちなみを維持するため、ポイ捨てをしない、路上禁煙地区で喫煙しない等、マナーを守って生活します。
- 道路に面した庭や生け垣、**植木等**はまちの魅力のひとつであることを意識し、維持管理を行います。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 屋外広告物を設置する場合は、東京都屋外広告物条例を遵守します。
- 店舗軒先の緑化や**植木等**を行い、まちの魅力向上に貢献します。

将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直すことで、廃棄物の発生抑制に努め、限りある資源の循環利用・有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて3Rを推進する循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指します。

<関連するSDGs>

関連するゴール

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境や社会の変化に対応し、持続可能な都市を促進する ・一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払う
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに小売り・消費レベルにおける1人当たりの食糧の廃棄を半減 ・収穫、出荷、貯蔵、加工、包装、輸送、販売の全ての時点における食料の損失を減少 ・製品 ライフサイクルを通じ、環境上適正なすべての廃棄物の管理を実現 ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減 ・持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のために政策の一貫性を強化する ・効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

関連する個別計画▶▶▶[小金井市一般廃棄物処理基本計画](#)

現状・課題

◆本市におけるごみ処理の変遷

- ・本市では、二枚橋焼却場の老朽化に伴う焼却炉の停止のため、平成18年10月にごみ非常事態を宣言しました。平成19年4月以降、燃やすごみの処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合に依頼してきましたが、令和2年4月1日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の3市で共同処理を行う新たな可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。施設の周辺住民をはじめとした日野市住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、さらなるごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設と資源物処理施設についても、老朽化等の影響から再配置を進め、適正処理の維持を図るため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」（平成30年3月）に基づき検討が進められており、それぞれ令和4年度、令和6年度中の稼働開始を目指しています。
- ・収集されたごみは最終的に東京たま広域資源循環組合（本市を含む25市1町で構成）の最終処分場（日の出町住民のご理解・ご協力を得て管理・運営）である、二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設（焼却灰のセメント化を実施）で処理されています。なお、平成28年度からは埋め立て処分量ゼロを継続しています。

◆ごみの分別区分、収集の状況

- ・本市では、家庭ごみについては燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、資源物、粗大ごみの分別を基本として収集・処理しています。
- ・燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみについては小金井市家庭用指定収集袋による有料

回収、粗大ごみを除くその他のごみは無料回収を行っています。

- ・事業系ごみについては、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっており、小金井市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することとなっています。ただし、1日平均10kg未満の事業者は、事業用指定収集袋を使ってごみを出すことができます。
- ・資源となるプラスチックごみ及び古紙・布は週1回の回収とし、これまで燃やさないごみとして回収していた「くつ・かばん類」や、燃やすごみとして回収していた「難再生古紙」は拠点回収を実施して、資源化の取組を進めています。
- ・生ごみは燃やすごみとして回収していますが、家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）の利用者には、生ごみ乾燥物の戸別回収（無料）も実施しています。

注）右記の他に、地域の実情に合わせて地域住民等の管理のもと、拠点収集（回収）を実施している場合があります。

収集区分		収集回数	
燃やすごみ		週2回	
燃やさないごみ		2週に1回	
プラスチックごみ		週1回	
有害ごみ		2週に1回	
粗大ごみ		随時	
資源物	戸別回収	古紙・布	週1回
		びん	2週に1回
		スプレー缶	2週に1回
		空き缶、金属	2週に1回
		ペットボトル	2週に1回
		乾燥生ごみ	週1回
	拠点回収	剪定枝	2週に1回
		ペットボトル	週3回
		トレイ	週3回
		紙パック	週1回
	乾燥生ごみ	週2回	
	ペットボトルキャップ	週2回	
	くつ・かばん類	月1回	
	難再生古紙	週3回	

図 6-1 ごみ収集区分と収集回数

◆本市のごみ排出量

- ・本市では、ごみ量の増加に伴う二枚橋焼却場や最終処分場等の問題から、戸別回収、家庭ごみの一部有料化を開始しており、早くからごみの減量に努めてきました。平成18年10月のごみ非常事態宣言後は、市民により構成される「ごみゼロ化推進会議」を発足させ、ごみゼロ化推進員を通して市民への意識啓発を行うとともに、平成18年度から生ごみ乾燥物堆肥化実験施設の設置（平成27年度閉鎖）、平成19年度から剪定枝等の資源化、平成20年度から家庭用乾燥型生ごみ処理機の生成物の回収等を進め、ごみの減量及び資源化の取組を実施してきました。
- ・これらの取組により、ごみ非常事態宣言後のごみ排出量は平成24年度まで順調に減少を続けていましたが、それ以降は横ばいの状態が続いています。
- ・本市の人口は令和5年頃まで微増傾向ということもあり、今後も行政としてごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、市民一人一人が意識的に3R行動を行うことが重要です。

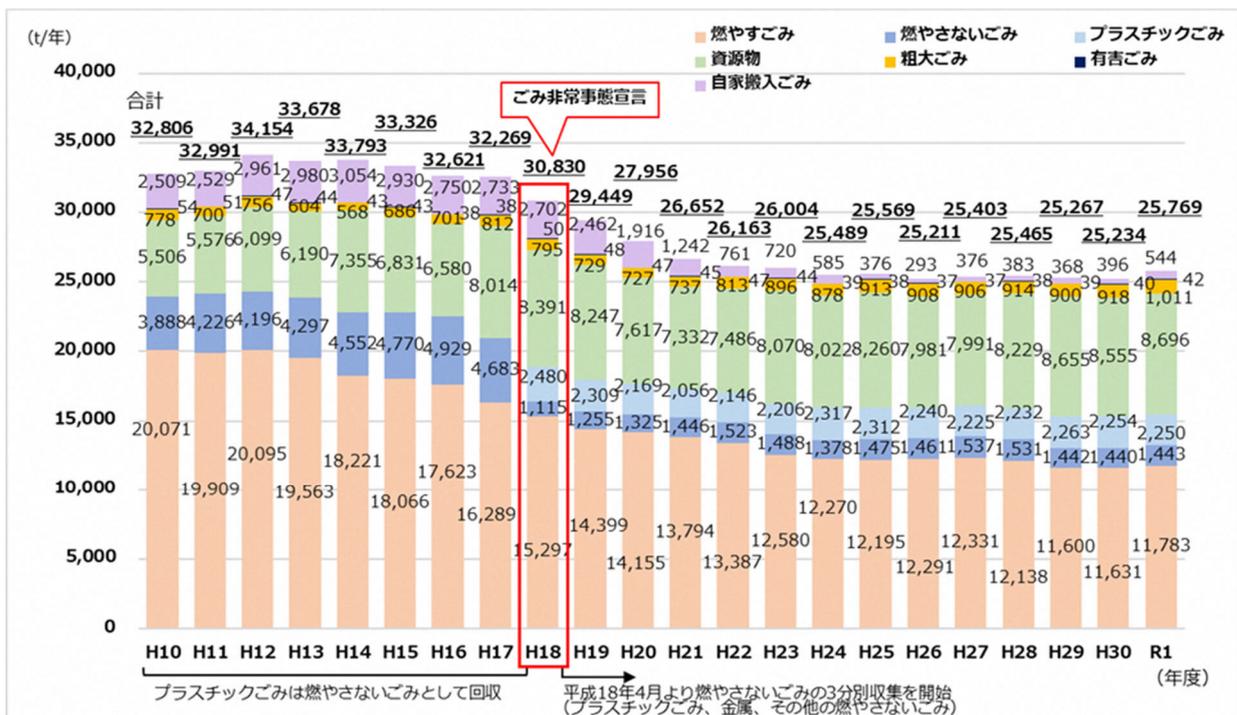
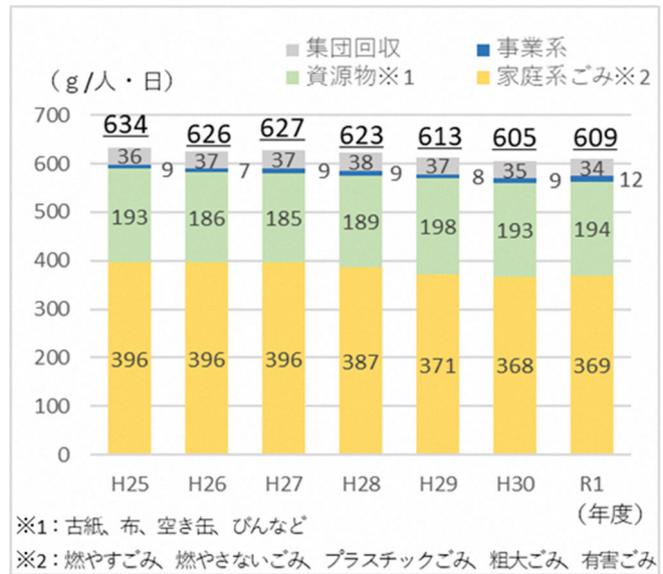


図 6-2 ごみ排出量（項目別）の推移

◆市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

- 平成 30 年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、全体で 605 g/人・日ですが、その半分以上を家庭系ごみが占めています。
- 本市では令和 2 年 3 月に小金井市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ排出量の目標として「令和 12 年度までに市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量が 355 g/人・日以下」を定めています。
- 令和 12 年度の目標値達成に向け、さらなるごみ排出量削減のためにも、発生抑制を最優先とした 3R の推進に向けた施策を展開する必要があります。



※小数点以下は四捨五入
 図 6-3 市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

◆本市のごみの組成

- 令和元年度に実施された家庭系及び事業系ごみの組成分析※の結果を見ると、燃やすごみよりも燃やさないごみへの混入物の割合が高いことがわかります。
- 燃やすごみについては、単身集合住宅で混入物が多く、資源物（図中の緑色）の中でも特に資源となる紙類が多く排出されていました。
- 燃やさないごみについては、戸建て住宅よりも集合住宅でプラスチック類などの異物が多く排出されているのが目立ちます。
- ごみ組成分析結果を踏まえ、転入者の多い集合住宅へのごみの分別、資源化による減量の意識啓発を強化していくことが重要です。

※ 4 つの居住形態から、それぞれ 2 地域ずつ選択し、各地域から燃やすごみの場合は 200kg 以上(袋数で約 40~50 袋)、燃やさないごみの場合は 100kg 以上(袋数で約 40~50 袋を目安に試料を調達。収集した試料の組成(65 分類)を行い、組成別に重量割合を算出(湿ベース)。



図 6-4 居住形態別のごみの組成及び混入物の状況

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートにおいて、約 **89%**の市民がごみの分別を実施していると回答していますが、ごみの組成分析結果を見るとリサイクル可能な資源物の混入も多く見られます。燃やすごみで最も多い厨芥類には、生ごみの他に未利用食品や未開封食品等も含んでおり、ごみの組成にも注視する必要があります。
- ・世界的に大きな問題となっているマイクロプラスチックによる環境汚染防止や食品ロス削減の観点からも、再度、無駄なものは買わない・もらわないという意識を徹底する必要があります。さらに、市民が普段の生活の中で簡易包装を選択したり、不要なものをリユース・リサイクルに回す手段や機会を提供するなど、3Rが当たり前となる環境づくりも必要です。
- ・小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に向けた事業所意識調査において、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由として最も多かったのがコスト削減、次いで社会的責任を果たすためでした。事業系ごみの発生抑制を推進するとともに、着実に認定店舗数が増えているリサイクル推進協力店や令和2年2月より開始した食品ロス削減推進協力店・事業所の認定を促すなど、市と事業者が密に連携して3Rを推進しやすい環境をつくっていく必要があります。
- ・生ごみについては、毎週土曜日に市民団体とボランティアによる生ごみリサイクル事業も実施されています。市では生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を設けたり、食品リサイクル堆肥の配布を行っています。今後は市民から市民への啓発が促進されるような活動支援も重要です。
- ・これまでのごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、廃棄物処理を支える体制の確立、環境基金の有効活用など、**長期的な視点で事業を実施する必要があります。**

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	368g/人・日 (平成 30 年度)	令和 12 年度までに 355g/人・日以下

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
6. 3R 推進で循環型のまちをつくる	6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進	6.1.1 日常生活における3Rの徹底
		6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化
		6.1.3 事業活動における3Rの推進
	6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進	6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進
		6.2.2 適切な処理・処分の推進
		6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

施策の内容と各主体の取組

6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

<取組指標>

指標	現状	目標
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	10 店舗	20 店舗

▷関連する横断分野：環境教育・環境学習、環境活動、情報発信・共有

①市の施策

6.1.1 日常生活における3Rの徹底

市民1人ひとりが無駄なものを買わない・もらわないを前提として、日常生活の中で3R行動が定着するよう、食品ロスの削減、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進及び資源の有効活用に繋がる事業や補助金制度の**利用促進**を図ります。

また、生ごみの堆肥化を実施している市民団体との連携や集団回収事業実施団体への奨励金交付などの支援を行い、市民及び市民団体の3R活動を促進していきます。

6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化

4か国語対応のごみ・リサイクルカレンダーの配布やごみ分別アプリの紹介・活用、**不動産会社への働きかけ**など、転入者にも分かりやすい情報提供や分別指導を行い、ごみゼロ化推進員と協働しながら今後も3Rの取組や分別意識が向上するよう、意識改革を行います。

また、小・中学生や自治会などの団体に対し、さらなるごみの減量と**混入物**のない適正なごみ排出につなげるため、市のごみの分別・ごみ処理の行方などを分かりやすく解説するくるカメ出張講座や**ごみ処理施設見学会**などの環境教育・学習機会があることを**積極的にPRし、有効に活用いただけるよう普及啓発**を行います。

効果的な3Rを推進するため、市内から排出されるごみの組成分析や調査・研究の実施等に取り組み、市民へ情報提供を行います。

6.1.3 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は事業者自らの責任で適切に処理することが原則ですが、新可燃ごみ処理施設に事業系ごみが搬入されることを踏まえ、各事業所に対して発生抑制の推進、分別指導を実施していきます。また、市民が日常生活において3Rに取り組む機会を増やすため、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店制度の周知と認定店舗数の拡大を図ります。

大規模事業所でもある市の施設においては、「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」で減量目標を定め、「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」を作成して市職員の減量・分別の意識向上を図るとともに、計画的にごみ減量を実施します。

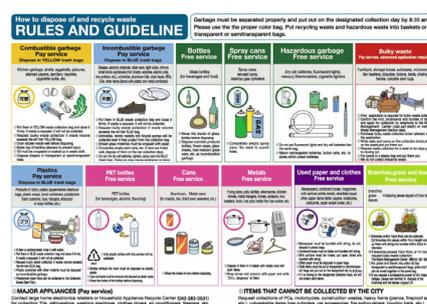


図6-5 ごみ・リサイクルカレンダー（英語版）

- 分別を徹底し、**混入物**のないクリーンなごみ排出を目指します。
- 生ごみは水切りを行い、食べ残しや汚れのある廃棄物はきちんと洗浄してから排出します。
- リサイクル推進協力店舗や食品ロス削減推進協力店舗での購買を心がけます。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- ごみとして処理する前に、リサイクルバザー、おもちゃの病院、不用品交換コーナー等を活用します。

③事業者の取組

- 事業活動に伴い発生した一般廃棄物は自らの責任において適切に処理を行います。
- 産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理し、マニフェストにより管理します。また、業者選定にあたっては、東京都の優良産廃処理業者に認定された業者を優先的に検討します。
- ごみの排出時には、発生抑制を心がけ、分別を徹底します。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所認定取得を検討します。
- 資源物の店舗回収の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。

6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
可燃ごみ処理施設の 排出ガス濃度	自主規制値 ^{※1} 、法規制値ともに達成	法規制値及び自主規制値の達成 自主規制値 法規制値
	ばいじん	達成 0.005 0.04 g/m3N
	硫黄酸化物	達成 10 約 2700ppm
	窒素酸化物	達成 20 250ppm
	塩化水素	達成 10 40ppm
	水銀	達成 50 50µg/m3N
	ダイオキシン類	達成 0.01 0.1ng-TEQ/m3N

※1 施設を運営する浅川清流環境組合により法規制値より厳しい基準（自主規制値）を設定。

▷関連する横断分野：情報発信・共有

①市の施策

6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進

ごみの排出場所や日時、分別区分等のごみ出しルールを周知し、スムーズな収集・運搬ができるよう引き続き協力をもとめます。収集車については、低公害車の導入をすすめて環境負荷の低減を進めるとともに、騒音・渋滞の対策を図り、周辺住民への負担の軽減に努めます。

また、地域の関係機関・事業者との連携を強化し、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者や障がい者が居住する住宅を個別訪問してごみ収集を行い、同時に安否確認を行うふれあい収集を推進していきます。

6.2.2 適正な処理・処分の推進

燃やすごみは、日野市内の新可燃ごみ処理施設で焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理します。燃やさないごみや粗大ごみ、資源物は、不燃・粗大ごみ処理施設や資源物処理施設で資源化処理します。これらの施設の長期的で安定・適正な運営のために、中間処理量・最終処分量の削減に取り組めます。

また、市が収集・処理していない廃棄物については市民自らで適正処理を実施する必要があるため、関係機関・事業者と連携して情報交換を行い、受け入れ体制の整備を進めるとともに、回収・処理方法について市民へ情報提供を行います。

6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

令和2年度から本格稼働している可燃ごみ処理施設は日野市、国分寺市との共同処理施設であり、日野市内に立地しています。施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全・安心な環境を確保するために、関係機関や事業者と情報共有を図ります。

また、今後も長期的に事業を続けられるよう、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理や環境基金※の有効活用など、資金面においても検討を重ねていきます。

※ 環境基金：本市では小金井市環境基金条例に基づき、一般廃棄物処理手数料の一部などを積み立てています。

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

②市民の取組

- 使用済み家電製品やパソコン等、市で収集を行っていない廃棄物は、販売店や指定の回収業者に依頼し、適正処理を行います。
- 廃棄物のスムーズな収集・回収のため、ごみの分別を徹底し、ごみの排出場所・日時を守ります。

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

③事業者の取組

- 資源物の店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。
- 市が収集・処理しない家電等のうち、店舗回収可能な廃棄物については市民に情報提供を行い、回収した廃棄物は適正処理を行います。

事業者としての市役所の取組

「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」及び「市施設ごみゼロ化行動実施計画」

本市役所は市内最大の事業所であり、市施設から排出される廃棄物の量を限りなくゼロにするため、小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画を策定し廃棄物の減量目標を定めています。

また、基本計画の目標を達成するため庁内に6つのごみゼロ化推進部会（本庁舎ごみゼロ化行動推進部会、第二庁舎ごみゼロ化行動推進部会、その他施設ごみゼロ化行動推進部会、私立学校ごみゼロ化行動推進部会、学童保育所・児童館ごみゼロ化行動推進部会、保育園等ごみゼロ化行動推進部会）を設置しています。具体的な取り組みとして、各部会では小金井市施設ごみゼロ化行動計画を策定し、職員一人一人が積極的にごみの発生抑制、再使用及び再利用への取り組みをすすめることになっています。

なお、この取り組みの進捗状況は小金井市ホームページ等で随時公表します。

基本目標7

エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

日常生活や事業活動、住まい、移動手段の中で、省エネルギーや再生可能エネルギー利用が推進され、低炭素で循環型のライフスタイル・ワークスタイルが浸透していることを目指します。

また、一人一人が気候変動による影響について理解し、その影響に上手に適応することで、変わらず快適な生活を送ることができるまちを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する <ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大エネルギー効率の改善率を倍増
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する <ul style="list-style-type: none">持続可能な都市化を促進気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す計画づくりあらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる <ul style="list-style-type: none">気候関連災害や自然災害に対する強さと適応力を強化気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発や制度、機能の改善

関連する個別計画▶▶▶第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画

現状・課題

◆地球温暖化による気候変動の現状と将来予測

- 「気候変動の観測・予測及び環境評価統合レポート2018」では、21世紀末までに地球温暖化に伴う気候変動により、日本の平均気温が現在と比較して4.4℃上昇、1時間降水量50mm以上の短時間強雨発生回数の増加等の影響が予想されています。
- 本市周辺の年平均気温は上昇傾向にあり(図7-1)、真夏日も増加傾向です。近年は台風の大型化、集中豪雨に伴う都市水害の発生など、気候の変化とそれに伴う影響が既に現れています。
- IPCC第5次評価報告書では、二酸化炭素の累積総排出量と世界平均地上気温はほぼ比例関係にあり、気候変動の抑制には、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であるとされています。気候変動のリスクをできるだけ抑えるためには、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を推進することが必要です。
- 同報告書では、将来、どのような温室効果ガスの濃度のシナリオ(仮定)を当てはめても、21世紀末の気温は上昇するという予測がなされています。また、「気候変動適応情報プラットフォーム」の気候変動による影響予測結果では、厳しい温暖化対策を実施した場合でも、年間降水量の上昇、コメ収量の低下(品質重視)、熱中症搬送者数や熱ストレス超過死亡者数の増加などの影響があるとされています。そのため、上記「緩和策」と両輪で、気候変動による影響から生活や事業活動を守る「適応策」も進めていくことが重要です。

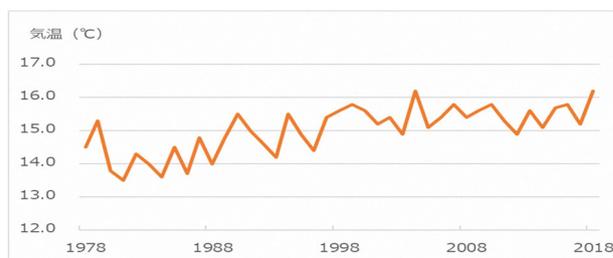


図 7-1 年平均気温の経年変化
資料：気象庁 HP (府中気象観測所)

◆温室効果ガス排出量の削減に向けた動き

- ・第2章で述べたように2015（平成27）年のCOP21でパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力をすることが合意されました。国も、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを決定し、さらに長期目標として2050（令和32）年までに80%削減を設定しています。
- ・その後、IPCC「1.5℃特別報告書」（2018（平成30）年）において、気温上昇が1.5℃の場合の気候変動リスクは2℃の場合よりも低いことが示されました。そして、平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、CO₂（二酸化炭素）排出量を2050（令和32）年頃には正味ゼロに達する必要があるとされています。
- ・これらを受けて、東京都では2019（令和元）年に、2050（令和32）年にCO₂実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。また、その実現に向けて、「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。本市においても、気温上昇を1.5℃に抑えることを目指し、世界や国、都の長期的な目標をも見据えた取組が必要です。

◆本市における温室効果ガス排出量と将来推計

- ・市域から排出される温室効果ガスは、そのほとんどが二酸化炭素です。平成28（2016）年度の温室効果ガス排出量328.6千t-CO₂のうち二酸化炭素排出量は303.1千t-CO₂でした。二酸化炭素排出量の排出量は、平成24（2012）年度以降減少傾向にあります（図7-2）。
- ・平成28（2016）年度の部門別二酸化炭素排出量は、家庭部門が最も多く（約52%）、次いで業務部門（約31%）、運輸部門（約12%）、産業部門（約3%）、廃棄物部門（約1%）となっています。
- ・市域の温室効果ガス排出量の将来推計によると、特に対策を行わない場合（現状維持ケース）、二酸化炭素排出量は令和7（2025）年度においてわずかに増加するものの、それ以降は緩やかに減少し、2030（令和12）年度には2013（平成25）年度比で10%削減となる見込みです（図7-3）。気候変動によるリスクを極力抑えるためには、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、さらに意欲的に排出量削減を進めることが必要です。特に、将来的にも家庭部門と業務部門が排出量の多くを占める傾向は変わらない推計となっていることから、日常生活や事業活動における排出量削減が引き続き重要な課題です。また、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のほとんどを占めるHFCs（ハイドロフルオロカーボン類）は、オゾン層破壊効果がないため特定フロン（特定フロン）の代替として使用されていますが、温室効果が高い物質です。HFCsの排出量は今後も増加が見込まれており、削減を進めていく必要があります。

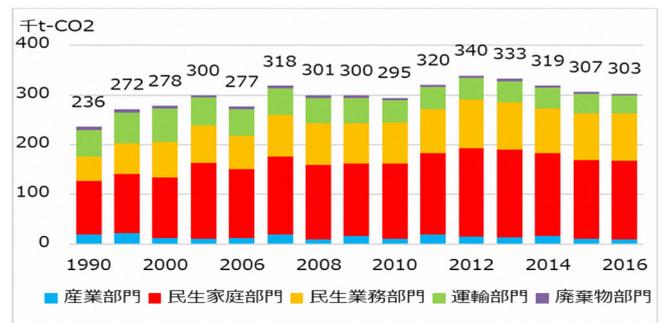


図7-2 部門別二酸化炭素排出量の推移
出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

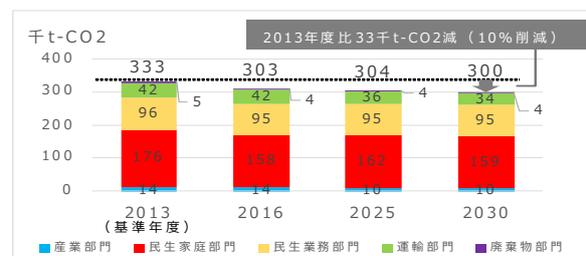


図7-3 市域のCO₂排出量の推移と将来推計
（現状維持ケース）

◆各主体の取組や意識

- 平成 27 年 3 月に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画－改訂版－」（以下、「地域推進計画」という）を策定し、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって施策を推進してきました。市は、同計画に基づき、右記に示すような施策を推進しました。
- 市民アンケート結果では、節電行動や省エネ性能の高い製品の選択などが浸透している様子が伺えますが、環境配慮型機器を導入している・考えている市民は 2 割程度でした。市が実施している住宅向けの再生可能エネルギー等利用設備の導入補助は、年間で平均して 150 件程度の利用がありますが、今後は新技術の進展を見据えつつ、市民等の導入に関する意向等を把握し、対象機器を見直しながら支援を継続していくことが必要です。省エネ改修工事に伴う固定資産減税制度は、令和元年度の利用は 1 件です。省エネ改修は頻繁に行われるものではありませんが、より多くの市民に利用してもらうために制度を周知していくことが必要です。

- 地域推進計画改訂に向けた事業者アンケート結果によると、8 割の事業者が節電や節水、再生紙利用、資源ごみの分別収集などの配慮行動を実施していました。設備については、LED 照明等高効率照明(91%)、省エネ型業務用機器（76%）等の導入意向[※]が高い一方、太陽光発電システム等再生可能エネルギー利用に関しては、費用がかかることを理由に導入意向が低くなっており、事業者が再生可能エネルギーを利用しやすいような支援が必要です。

※ すでに導入している+今後、導入する予定がある+今後、導入してみたい

- 自動車からの二酸化炭素排出削減に向けた取組として、市民・市内事業者対象の「エコドライブ講習会」、コミュニティバス再編事業、自転車駐輪場整備等が進められてきました。市民アンケートでも「徒歩自転車・公共交通を利用する」の実施率（いつもしている+ときどきしている）が 8 割を超えており、着実に浸透しつつあることが伺えます。
- 地域推進計画改訂に向けたアンケートにおいては、市民の 47%、事業者の 48%が「適応」という「言葉自体を知らなかった」と回答しているため、気候変動のリスクやそれに対する適応の重要性に関する普及啓発が必要です。
- 令和元年度末頃からは、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止を契機として、一部の業種ではテレワークや Web 会議、時差出勤などの導入が進んでいます。これらの生活様式は、移動に伴う自動車利用の削減等の効果も期待され、今後も積極的な導入が望まれます。

地球温暖化対策の施策

カテゴリー	内容	対象
全般	環境配慮指針チェックリストの配布	市民・事業者
再生可能エネルギー等	再生可能エネルギー等利用設備の導入補助（太陽光発電等）	市民
省エネルギー	省エネ改修に伴う固定資産税減税	市民
交通	CoCo バスをはじめとしたバス利便性の向上	市民・事業者
交通	エコドライブ講習会の実施	市民・事業者
フロン類	フロン類の回収に関する情報提供、回収事業者への指導	市民・事業者

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市内の温室効果ガス排出量	341 千 t-CO ₂ (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年比 26.0% 削減 (260.6 千 t-CO ₂)
市内のエネルギー消費量	3,437TJ (2017 (平成 29) 年度)	(検討中)
意識調査における「適応」の認知度	市民 25%、事業者 26% (令和元年度)	市民、事業者ともに 50%以上

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
7. エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進	7.1.1 建物の低炭素化の促進
		7.1.2 機器・設備の低炭素化の促進
		7.1.2 低炭素化につながる行動・活動の普及促進
	7.2 移動における低炭素化の推進	7.2.1 交通手段の転換の促進
		7.2.2 自動車の低炭素化の促進
	7.3 気候変動適応策の推進	7.3.1 気候変動適応に関する普及啓発
		7.3.2 気候変動による影響の把握
		7.3.3 暑熱対策の推進
		7.3.4 災害対策の推進

施策の内容と各主体の取組

7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件（令和元年度）	補助額相当の件数を達成
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	1 件（令和元年度）	累積件数が増加
省エネチャレンジ事業参加数	－	（検討中）

▷関連する横断分野：情報発信・共有

①市の施策

7.1.1 建物の低炭素化の促進

建物の新築や改修の際に低炭素化を検討してもらえるように、不動産業者や住宅メーカー、工務店とも連携を図りながら、建物の省エネ化の検討にあたり利用できる制度、省エネ型建築物（図 7-4）に関する情報提供を行います。また、導入のハードルを下げるために、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する省エネ改修に係る固定資産税の減額制度の継続・拡充の検討を行います。



図 7-4：省エネ型建築物の例～ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）のイメージ～

出典：経済産業省 省エネルギー庁 省エネ住宅ポータルサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

公共施設の新築・改修においても省エネ化を推進し、その効果を積極的に情報発信していきます。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

同様に、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）もある。

7.1.2 機器・設備の低炭素化の促進

効率の良いエネルギー利用や再生可能エネルギーの導入や転換を促進するため、家電等販売店とも連携を図りながら、省エネ機器・再エネ利用設備やエネルギー管理システム、コージェネレーションシステム等に関する情報提供を行います。また、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する補助金制度の継続・拡充、新規制度の検討を行います。

個々の家庭での導入が難しい集合住宅への省エネ機器・再エネ利用設備の導入、大型商業施設への災害時対策も考慮した再生可能エネルギー設備等の導入など、様々な主体・事業体を対象に呼びかけを行います。

二酸化炭素よりも地球温暖化係数が高いフロン類（HFCs：ハイドロフルオロカーボン類、PFCs：

フロンラベル

エアコンや冷凍冷蔵機器、断熱材などに表示



パーフルオロカーボン類等)については、適正な回収・処理を指導するとともに、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品(「低 GWP[※]冷媒」を使用した機器やノンフロン[※]の機器)に関する普及啓発を行います。

※GWP: 地球温暖化係数(CO₂を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値)。この値が小さく温室効果が小さい冷媒のこと。

7.1.3 低炭素化につながる行動・活動の普及促進

脱炭素社会づくりに貢献し、地球温暖化対策に資する「賢い選択」=COOL CHOICEの考え方や具体的な取組内容及び効果について、普及啓発を行います。節電・節水などの省エネ行動をはじめ、**再生可能エネルギー由来の電力の調達**、日常生活における、宅配サービスの受取、食料品の購入や、事業活動におけるグリーン購入、物流の効率化など、様々な場面のCOOL CHOICEの選択肢を紹介していきます。

これらの情報は、市のホームページや、市報、パンフレット、環境行動指針等様々な媒体やイベント等を利用して、より多くの場や機会において市民・事業者伝えていきます。

また、市民や事業者の省エネ行動のインセンティブとして、エネルギー消費の削減量に応じて商品券や商品との交換が可能なポイント制度を創設します。

事業者に対しては、環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション 21等)導入事業所の優遇措置の対象拡大等、事業所の低炭素化に向けた取組に対するさらなるインセンティブを検討します。

日常生活における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 再配達が必要な宅配サービスを選択
- 輸送エネルギーが少ない地場野菜を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

事業活動における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 事務用品などは環境負荷が小さい製品を選択
- 効率の良い輸送ルートを選択
- より低炭素な輸送方法を選択
- 燃費のよい運転方法を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

- 住宅の新築・改築、マンションの購入の際には、環境性能表示等を活用して環境性能を考慮し、ZEHを検討します。
- 家電等の買い替えの際には、省エネラベル等を確認し、省エネルギー性能が高いものを選択します。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備やエネルギー管理システムについて情報を収集し、導入を検討します。
- 再生可能エネルギー由来の電力を選択するなど、COOL CHOICEを実践します。
- 省エネポイント制度を積極的に利用します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

- (家庭向け住宅メーカー、工務店、家電販売店等)省エネ機器・再生可能エネルギー機器の性能や住宅の省エネ化の方法、補助金等各種制度について、市民に積極的に情報提供します。
- (集合住宅管理会社)集合住宅等への再生可能エネルギー利用設備やHEMS等エネルギー管理システムの導入を検討します。
- (家庭向け住宅メーカー、工務店等)取扱商品のラインナップとして、省エネ住宅や東京ゼロエミ住宅、ZEHを検討します。また、省エネ住宅の機能や各種補助制度等について購入者に情報提供を行い、積極的に供給します。
- 消費者や従業員にCOOL CHOICEに関する情報提供を行います。

- 設備更新時には、省エネ機器や再生可能エネルギー設備を導入します。
- ESCO 事業や省エネ診断を活用して省エネ改修について情報を収集し、実施を検討します。建築物の新設にあたっては、ZEB を検討します。
- 冷蔵・冷凍設備や空調設備を導入・更新する際には、代替フロンを使わない製品を検討し、廃棄の際にはフロン類を適正に処理します。
- (家電販売店等) 購入者にフロンの適正処理の重要性や代替フロンを使わない製品について情報提供します。
- 環境マネジメントシステムの導入・活用を進めます。
- 省エネポイント制度を積極的に利用します。

7.2 移動における低炭素化の推進

▷ 関連する横断分野：情報発信・共有

①市の施策

7.2.1 交通手段の転換の促進

公共交通機関をより利用しやすくするため、市内の交通の状況や市民ニーズを踏まえたコミュニティバスの既設路線の見直しを行います。

自転車や徒歩による移動を選択しやすいよう、幹線道路における歩行者道・自転車走行空間確保や自転車駐輪場の整備に努めます。

7.2.2 自動車の低炭素化の促進

自動車を利用する際の低炭素化（低燃費化）を促進するため、エコドライブに関する普及啓発を行います。また、自動車自体の低炭素化を図るため、次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度等の情報提供を行います。

公共施設への急速充電設備や水素ステーションの整備、主要な商業施設等と連携した整備等、次世代自動車を利用しやすい環境づくりを検討します。

次世代自動車の種類

- 天然ガス自動車
- クリーンディーゼル車
- ハイブリッド車
- プラグイン・ハイブリッド車
- 電気自動車
- 燃料電池自動車

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

- 移動手段として、自転車や徒歩、公共交通機関を優先的に利用します。
- 自動車を買う替える際には、環境負荷等の情報も比較し、積極的に次世代自動車を購入します。
- 運転時にエコドライブを意識します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

- 通勤手段として、自転車や徒歩、公共交通機関の優先利用を推奨し、エコ通勤優良事業所認証の取得を目指します。
- リモートワークやオンライン会議の活用等により、自動車による移動を減らします。
- 社用車の買い替えの際には、積極的に次世代自動車の購入や、カーシェアリングの導入を検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。
- 急速充電設備の敷地内への設置等に協力します。

7.3 気候変動適応策の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
クールスポット創出状況	梶野公園にミストを設置	(検討中)

▶関連する横断分野：情報発信・共有

①市の施策

7.3.1 気候変動適応に関する普及啓発

本市においては、気候変動により農業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、国民生活・都市生活の各分野に影響が出るのが想定されます（表 7-1）。今後、市民や事業者とともに適応策を進めていくにあたり、まずは気候変動適応に対する関心を高め、日常生活や事業活動との関係を認識してもらうことが重要です。

そのため、市のホームページや、広報紙、パンフレット等様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、技術動向や国・都の政策、市民や事業者が実施可能な対策等に関する情報を定期的・集中的に発信します。

7.3.2 気候変動による影響の把握

自然環境分野の活動団体、事業者団体、農業従事者等と連携し、市域で現在既に起こっている気候変動による影響の現状について把握します。水環境や自然生態系については、水質や水量、動植物のモニタリング調査により影響の度合いや変化を把握します。これらに関する情報は、適宜提供し、市民や事業者の備えを促します。

7.3.3 暑熱対策の推進

既に起こっている影響である気温上昇による熱ストレスの低減や、まちなかの快適性確保のために、みどりの保全や創出（→基本目標 1 参照）、透水性舗装の整備等、地表面の温度上昇を抑制するための対策を実施します。まちなかや公共施設には、日よけやミストの設置などによりクールスポットを創出し、その効果を測定して広く情報提供するとともに、商業施設などと協力して市内のクールスポットを増やします。

また、屋上・壁面緑化など建物の温度上昇を抑える取組や、打ち水等の手軽にできる暑さ対策、個人でできる熱中症対策等についても、引き続き情報提供を行います。

気温上昇に伴い懸念される感染症の予防策についても情報提供を行います。

表 7-1：気候変動による影響

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	果樹	○	○	○
		園芸作物（野菜）	-	△	△
		病害虫・雑草	○	○	○
	その他	農業生産基盤	○	○	△
		農業従事者の熱中症（死亡リスク）	○	○	○
		農業従事者の熱中症（熱中症）	○	○	○
水環境・水資源	水環境	河川	◇	□	□
	水資源	水供給（地表水）	○	○	△
		水供給（地下水）	◇	△	□
自然生態系	陸域生態系	人工林	○	△	△
	淡水生態系	河川	○	△	□
	生物季節 分布・個体群の変動	生物季節	◇	○	○
		外来種	○	○	△
自然災害・沿岸域	水害	洪水	○	○	○
		内水	○	○	△
健康	暑熱	死亡リスク	○	○	○
		熱中症	○	○	○
産業・経済活動	産業・経済活動	節足動物媒介感染症	○	△	△
		製造業	◇	□	□
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	エネルギー需給	◇	□	△
		水道、交通等	○	○	□
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

※凡例は次のとおりです【重大性】○：特に大きい、◇：「特に大きい」とは言えない、-：現状では評価できない
【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない
【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

7.3.4 災害対策の推進

近年増加している自然災害対策として、雨水浸透施設の整備（→基本目標 2）や道路・下水道等インフラの点検及び計画的な修繕、上下水道、電力、ガス等ライフラインの強化と確保、災害協定等非常時の体制強化を進めます。

気候変動に伴い災害の激甚化も想定されるため、市民や事業者がそれぞれ災害に備えられるよう、引き続き災害ハザードマップの周知や、再生可能エネルギー設備や蓄電池等の災害時の活用の視点からの導入促進を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。
- 緑のカーテン、打ち水など、住まいを涼しくする工夫をします。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。
- 熱中症の予防に努めます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。
- 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなどを進めます。
- （商業施設等）まちなかのクールスポット創出に協力します。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。また、自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木等が起こらないよう、日ごろから点検等を行います。
- 事業活動中の熱中症の予防に努めます。

小金井市の取組紹介

新庁舎・（仮称）新福祉会館における取組～環境の拠点をめざしています～

市では、現在新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設を進めています。

平成 23 年 3 月に策定された「小金井市新庁舎建設基本構想」では、3つの基本理念のひとつとして『人や地域に「やさしい庁舎」』を掲げており、「環境の拠点」という役割を示しました。具体的には、「太陽光や太陽熱、風、みどりなどの自然をいかし、省エネルギーに配慮した施設」、「木材の使用を検討するなど CO2 削減に配慮した」施設を目指しています。

また、「小金井市新庁舎建設基本計画」（平成 25 年 3 月）では、新庁舎の機能と整備方針として、「自然エネルギーの利用」、「省エネルギーの推進」、「エネルギー使用の見える化」を示しました。

令和 2 年 10 月現在、事業はまだ実施設計段階です。どのような環境の拠点になるのか、どのように低炭素化を図るのかという点にも、ぜひ注目してください。

■ 小金井市ホームページ 新庁舎建設関連

<https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisaku/keikaku/sintyosyakanren/index.html>

※URL は変更になる可能性があります。

第3次環境基本計画の指標目標一覧

資料4

- ・本資料は、第3次環境基本計画の施策案（資料3-3）で示している環境指標と目標を一覧化したものである。
- ・「目標設定の考え方」は、計画書の各目標が記載される表の脚注又は巻末の資料編において示す予定である。
- ・「現状」に記載するデータは、令和2年9月末時点の入手可能な最新の統計値や調査値とする。

分野横断：計画推進の基盤づくり（旧：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる）

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
取組指標／環境教育・環境学習			
環境に関する体験・啓発イベント	3回 (公民館主催の自然観察会2回、クリーン野川作戦1回)	現状以上	各分野における自然観察会や普及啓発イベントの合算値を現状値とし、各分野における目標値の合算を本指標の目標値とした。
環境に関する講座実施回数	25回 (出張講座24回、公民館講座1回)	現状以上	廃棄物分野については市内の全小学校で実施しており、子どもへの学習機会は確保されているが、事業系ごみが新可燃ごみ処理施設に搬入されていることを踏まえ、事業者等への講座実施増を目標とした。また、みどりや生物多様性の分野については公民館講座が実施されている。これらの各分野の講座実施回数の合算値を現状の数字とし、さらに小学生向けの環境教育の機会を創出することも目指すが、具体的な目標回数については、現状以上とした。
環境関連施設見学会	10件	(検討中)	環境政策課の委託事業として環境施設見学会(1回)を実施しており、ごみ処理施設の見学会を小学校で実施(全小学校9校)しているため、合算値を現状値としている。可燃ごみ処理施設が新設されたことも踏まえ、教育機関等とも連携し、環境関連施設見学会の件数増加を目標値とした。

取組指標／環境活動			
こがねい市民活動団体リスト 「環境」分野登録団体数	15	(検討中)	登録団体において高齢化等の問題が発生しているため、各主体への支援（集会施設、保険、助成金等や市民活動を支援しているボランティア・市民活動センター及び市民協働支援センター準備室についての情報提供等）を継続実施することで衰退させないことを第一の目標とする方向で検討中である。
取組指標／情報発信・共有			
市報（月2回、計24回）等を用いた環境に関する情報の提供の強化	特集号の実施なし	特集号の実施 1回/年	市報等を用いた環境情報の発信を強化するため、特集号等により環境情報に特化した記事の発刊を目標とした。

基本目標 1：みどりを守り、つくり、育てる

指標名	現状	目標	目標設定の考え方															
環境指標																		
緑被率	30.2%（令和元年度）	（みどりの基本計画と整合）	<p>生産緑地の減少等想定される各種要因を考慮の上、調査を開始した平成 10 年度以降の傾向から回帰モデルを作成し、10 年後（令和 12 年度）の緑被面積及び緑被率を予測(下表)。予測結果に下記増加要因を加味して、減少を抑制する方向で目標値を設定する予定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡 例</th> <th>令和元（2019）年度緑被面積 （実績値）(ha)</th> <th>令和 12（2030）年度緑被面積 （予測値）(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹木・樹林地</td> <td>207.05</td> <td>192.30（▲14.75）</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>65.66</td> <td>62.76（▲2.90）</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>68.07</td> <td>41.52（▲26.55）</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>340.79</td> <td>296.59（▲44.20）</td> </tr> </tbody> </table> <p><増加要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発指導要綱強化（公園・緑地設置基準引き上げ） ・環境配慮指針による既存樹木の保全 ・都市計画公園の整備 ・開発指導要綱の拡大（敷地内緑化の要件引き下げ） ・生産緑地の特定生産緑地指定に向けた呼びかけ・広報による確保 	凡 例	令和元（2019）年度緑被面積 （実績値）(ha)	令和 12（2030）年度緑被面積 （予測値）(ha)	樹木・樹林地	207.05	192.30（▲14.75）	草地	65.66	62.76（▲2.90）	農地	68.07	41.52（▲26.55）	総計	340.79	296.59（▲44.20）
凡 例	令和元（2019）年度緑被面積 （実績値）(ha)	令和 12（2030）年度緑被面積 （予測値）(ha)																
樹木・樹林地	207.05	192.30（▲14.75）																
草地	65.66	62.76（▲2.90）																
農地	68.07	41.52（▲26.55）																
総計	340.79	296.59（▲44.20）																
みどりの豊かさ （樹林、街路樹、公園等）に関する満足度	72%（令和元年度）	80%	<p>令和元年度の市民意識調査の満足度をもとに、施策の実施により市民の満足度が向上し「市民全体の 8 割がみどりの豊かさ」に満足している」ことを目標とした。</p> <p>ただし、みどりの基本計画においては、「みどりの実態調査」における「みどりの質の満足度」に関する目標値を検討していることから、今後調査方法等も含めて整合を図っていく予定である。</p>															
取組指標／1.1 みどりの保全																		
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地：4.78ha（令和元年度） 公共緑地：0.37ha（令和元年度）	現状維持	<p>制度の周知の進捗、制度の適用により保全できたみどりの量の指標として設定した。大幅な増加は見込めないが、引き続き環境保全緑地の指定を継続し保全を図ること、緑地をできるだけ減らさないことが重要であると考え、現状維持とした。</p>															

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
保存樹木の指定状況	保存樹木：842本（令和元年度）	現状より増加	制度の周知の進捗、保存樹木制度の適用により保全できたみどりの量の指標として設定した。近年、大学等の保存樹木指定が進んでおり、今後も指定拡大を図るため、現状より増加とした。
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	<市民農園>4農園、3,070.37㎡ <体験型市民農園>2農園、4,489.46㎡（令和元年度）	現状より増加	農地の保全策のひとつとして、市民農園の運営及び民営による体験農園の運営促進を施策として推進するため、みどりの保全の指標として設定した。具体的な面積の想定は難しいことから、現状より増加とした。
取組指標／1.2 みどりの創出			
公園・緑地面積	85.73ha（平成30年度）	現状維持	公有地の緑化努力量の指標として設定した。 今後10年間で整備予定の都市公園はあるが、公園の統廃合なども予定しているため、現状維持以上とした。
取組指標／1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進			
公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100%	市民参加の進み具合を図る指標として設定した。 「小金井市公園等整備基本方針」では公園整備に市民が参加しやすい機会づくりを行うとしており、整備を伴う場合は必ず市民参加で検討することを目標とした。

基本目標 2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定	現状から低下しない	地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定。
湧水の水量	測定地点数：5 地点 全地点の合計：792 L/分	現状から減少しない	地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定。
野川の水質	①DO：8.6～8.8mg/L ②BOD：0.6～1.2mg/L	左記項目について全ての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）※を達成 ※①7.5mg/L 以上、 ②2mg/L 以下	生活環境保全上で維持することが望ましい環境基準を採用。河川水質環境基準の類型は良好な方から AA→A→B→C→D→E であるが、野川は都市河川であるため D 類型が設定されている。一方、現状で A 類型相当であるため、これを維持することが望ましい。
湧水の水質	①硝酸性窒素：5.78～8.16mg/L ②トリクロロエチレン：定量下限値未満 ③テトラクロロエチレン：定量下限値未満 ④1-1-1-トリクロロエタン：定量下限値未満	左記項目について全ての地点・回で地下水環境基準※を達成 ※①10mg/L、②0.01mg/L 以下、③0.01mg/L 以下、④1mg/L 以下	湧水に関する水質基準はないが、湧出部での採水測定であるため地下水環境基準を適用する。
取組指標／2.1 地下水・湧水の保全			
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回 （平成 29 年度）	頻度や地点について現状維持もしくは拡充	水環境モニタリングは今後も継続が必要であり、頻度や地点は、多ければより詳細に実態把握が可能だが、現時点で、拡充のための予算増が未定であること、必要最低限の水準であることから、左記の目標とした。
雨水浸透柵の設置数（単年度）	1,669 基（平成 29 年度）	毎年 1,500～2,000 基の範囲又はそれ以上	雨水浸透柵の目標は過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（1,669～2,278 基）をふまえ目標値を設定予定。

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
透水性舗装の新規導入量	53m ² (平成 29 年度)	(設定しない)	単年度の実績予測が困難であり、これだけ整備すれば十分という水準も示せない (整備量が多ければ多い方がよい) ため、目標値は設定しない。
取組指標/2.2 河川環境の保全			
分流式下水道の整備延長 (単年度)	汚水管 : 21,277m 雨水管 : 15,104m	(設定しない)	単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント : 1 回 (令和元年度) 公民館講座 : 1 回 (令和元年度)	現状維持以上	クリーン野川作戦は現在 NPO 法人こがねい環境ネットワーク (環境市民会議も協力) で運営を行っているが、現在のマンパワー (及び委託費) では大きく数を増やすことは困難だと考えられる。現在、公民館講座や市民団体により河川を対象とした環境保全の普及啓発イベントや学習イベントが開催されているため、これらの団体と連携・協力し、河川を活用した普及啓発イベントの実施増加を目標とした。
取組指標/2.3 水資源の有効利用			
雨水貯留施設 (雨水タンク) 設置基数 (単年度)	5 件 (平成 29 年度)	年間 10 件以上	過去 10 年間 (平成 20~29 年度) の実績 (5~23 件) をふまえ設定。
市民 1 人あたり配水量	289 L/人/日	現状より増えない	水資源を有効使う観点での指標として設定。本市の主水源は河川と地下水だがそのバランスは年による変動 (採水量を調整?) があるため、配水量を指標とした。全国平均値 (297~303L/人/日 (平成 25~29 年度)) とほぼ同水準であり、定量的な削減も予測しづらいため、現状より増加しないこととした。
震災対策用井戸数	36 か所 (平成 26 年度)	現状維持もしくは増加	1 か所でも増やす方が防災上重要である一方、老朽化等により廃止されていく可能性もあるため、現状維持もしくは増加とした。

基本目標 3：都市の生物多様性を守り親しむ

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
生物多様性の認知度 (意識調査)	－	75%	市民の 3/4 が生物多様性について知っていることを目標とした。また、国の 2020 までの目標値 75% (平成 26 年実績は 46.4%) も目安とした。
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8% (令和元年度)	55%	令和元年度の市民意識調査の生き物との親しみやすさに関する満足度に関して、5～6 年前と比べて「よくなった」という回答が 5%であった。10 年後には 10%が「よくなった」と回答することを目指し、目標値を設定した。
取組指標／3.1 生物多様性の保全			
小金井の生物リストの作成	－	作成 (令和 7 年度)	調査等により生物多様性の実態を把握した成果を明確にするため、リストの作成を指標に設定した。
取組指標／3.2 自然とのふれあいの推進			
生物多様性に関する普及啓発(講座、活動、調査等)の実施回数	市主催：4 回 (令和元年度) 公民館における講座 1 回 公民館主催の自然観察会 2 回 クリーン野川作戦における自然観察会等 1 回	市主催の普及啓発：5 回/年以上	生物多様性の取組を推進するにあたっては、まず生物多様性について知ってもらうことが重要であるため、普及啓発ができているかどうかを測る指標として設定した。生物多様性は対象が幅広い分野であるが、指標としてのわかりやすさ、把握のしやすさを考慮し、「生物多様性」「外来種」「動植物」をテーマとした市民向け講座・活動・調査や「自然観察会」、自然再生事業に係る活動を対象とした。

基本目標 4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
大気環境基準等の達成状況	①二酸化窒素：達成 (0.031ppm) ②浮遊粒子状物質：達成 (0.017mg/m ³) ③一酸化炭素：達成 (0.1ppm) ④ダイオキシン類：達成 (0.015pg-TEQ/m ³) (平成 29 年度)	左記項目について環境基準等*を達成 ※① 1 日平均値の 98% 値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下、 ② 1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m ³ 以下、 ③ 1 日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下、 ④ 1 日平均値の年間算術平均値が 0.6 TEQ/m ³ 以下	生活環境保全の上で維持することが望ましい大気環境基準等の長期的評価を採用。 (なお、98% 値とは、年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値の小さい方から並べて 98% 目に相当するもの、2% 除外値とは、高い方から 2% の範囲にあるものと定義される)
道路交通騒音に関する環境基準の達成状況	五日市街道：昼夜間ともに達成 小金井街道：昼夜間ともに達成 連雀通り：昼夜間ともに達成 新小金井街道：昼夜間ともに達成 東八道路：昼夜間ともに達成 (平成 29 年度)	全地点で昼夜間ともに環境基準を達成 (5 地点とも昼間 70dB、夜間 65dB)	生活環境保全の上で維持することが望ましい騒音環境基準等を採用。
取組指標／4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策			
市内の自動車保有台数（もしくは低公害車数に関する指標）	36,442 台 (平成 29 年度)	(設定しない)	客観的な目標値を定めることが困難かつ適当ではないため、非設定とした。 (※低公害車数に関するデータの入手可能性を検討中であり、指標として設定できればそれへ変更する)

基本目標 5：美しく住み心地のよいまちを守る

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市民満足度	46%（令和元年度）	55%	<p>景観の良さについては個人差があるため、数値ではなく市民の満足度（個人が思う景観の良さを満たしているか）を指標とした。</p> <p>第5次基本構想・前期基本計画策定時の意識調査では景観に係る質問事項が無かったため、第3次環境基本計画策定にあたって実施した市民アンケートにおける「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足+やや満足の合計値を使用した。</p> <p>目標については、不満と答えた5.8%を10年後には取り込みたいとの思いと、みどりの満足度の目標設定が高めであることを踏まえ、景観の満足度は10年後10%増となる「55%」を目指した。</p>
取組指標／5.1 景観の保全・活用			
小金井市玉川上水・小金井桜整備状況	令和3年度以降の整備計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・補植サクラが良好に生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること 	<p>目指す姿にむけて毎年整備を進めているものの、国、都とも調整が必要となることから、計画通りに整備を進めることを前提とし、玉川上水・小金井桜整備活用推進委員の視察で確認している事項を目標とした。</p>
取組指標／5.2 美しいまちなみの維持			
環境美化サポーター会員数	616名（令和元年度）	700名	<p>会員の高齢化がすすみ、若い世代の呼び込み等により、新たな会員を増やしながら新陳代謝を行う必要がある。みどりの基本計画において、環境美化サポーターの目標値を策定しているため、その数値を加味し、目標値を設定した。</p> <p>※みどりの基本計画：現状値より約100名増加</p>

基本目標 6：3R 推進で循環型のまちをつくる

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	368g/人・日 (平成 30 年度)	令和 12 年度までに 355g/人・日以下	小金井市一般廃棄物処理基本計画(令和 2.年 3 月)でめざす目標と整合。 前計画では基準年度(平成 25 年)の 396g/人・日に対し、令和 6 年に 356g/人・日まで排出量を抑えることを目標としている。 令和 2 年度の改訂では、令和 12 年時点の目標として、前計画の目標値以下で実効性の高い値として 355g/人・日が設定されている。
取組指標／6.1 発生抑制を最優先とした 3R の推進			
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	10 店舗	20 店舗	今年度より実施された認定制度であり、今後の普及啓発のために具体的な数値を設定すべく、年 1 店舗の増加を目標に「20 店舗」とした。 なお、事業系ごみが新可燃処理施設に運搬され始めているため、今後組成調査の結果を受けて、店舗当たりの生ごみ量の算出等から事業系ごみの削減目標の検討がすすむ可能性がある。
取組指標／6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進			
可燃ごみ処理施設の排出ガス濃度	自主規制値、法規制値ともに達成 ばいじん 達成 硫黄酸化物 達成 窒素酸化物 達成 塩化水素 達成 水銀 達成 ダイオキシン類 達成	自主規制値 法規制値 0.005 0.04 g/m ³ N 10 約 2700ppm 20 250ppm 10 40ppm 50 50μg/m ³ N 0.01 0.1ng-TEQ/m ³ N ※施設を運営する浅川清流環境組合により法規制値より厳しい基準(自主規制値)を設定	新可燃ごみ処理施設を運営する浅川清流環境組合 HP において、稼働している 2 高炉の排出ガスのモニタリングを実施・公開している。その中で、法規制値と併せて自主規制値を設けているため、これらの数値を常時達成していることを目標とした。

基本目標7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
環境指標			
市内の温室効果ガス排出量	341.0 千 t-CO2 (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年比 26.0%削減 (260.6 千 t-CO2)	2013 (平成 25) 年 (温室効果ガス排出量 352.1 千 t-CO2) を基準年とし、以下の考え方により算出している。 ①基準となる 2013 年の排出量 (352.1 千 t-CO2) ②今後追加的な対策を行わない場合 (現状維持ケース) の削減見込量 (7.3 千 t-CO2) ③国等と連携して進める各種省エネルギー対策による削減見込量 (44.0 千 t-CO2) ④電気の CO2 排出係数の低減による削減見込量 (38.3 千 t-CO2) ⑤市独自の取組による削減効果 (2.0 千 t-CO2) 削減量 = ② + ③ + ④ + ⑤ = 91.5 千 t-CO2 削減率 = (② + ③ + ④ + ⑤) / ① = 26.0% 2030 (令和 12) 年度排出量 = ① - ⑥ = 260.6 千 t-CO2
市内のエネルギー消費量	3,437TJ (2017 (平成 29) 年度)	(検討中)	温室効果ガス排出量の削減目標及び「長期エネルギー需給見通し」(経済産業省) に示された 2030 年度における電気の CO2 排出係数 (0.37kg-CO2/kWh) を踏まえて設定予定。
意識調査における「適応」の認知度	市民 25%、事業者 26% (令和元年度)	市民、事業者ともに 50%以上	内閣府の平成 28 年度世論調査では、「知っていた」とする者の割合が 47.5% (「内容までよく知っていた」4.3% + 「大体知っていた」43.2%) であるため、少なくとも現状の全国レベルまで引き上げるという目標を設定した。
取組指標／7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進			
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件 (令和元年度)	補助額相当の件数を達成	予算まで補助総額が達していないという現状から、十分に制度を周知できており、市民が導入を進めていることを確認するための指標、目標として設定した。
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	1 件 (令和元年度)	累積件数が増加	制度が周知できており、利用されているかどうかを確認するための指標として設定した。 省エネ改修は頻繁に実施されない可能性もあることから、目標値を設定せず、累積件数が増加とした。

指標名	現状	目標	目標設定の考え方
省エネチャレンジ事業参加数	—	(検討中)	市民及び事業者に対してエネルギー消費の削減量に応じたインセンティブの付与を行う新規制度を設立する。目標値については、エネルギー消費削減量の目標と合わせて検討中である。
取組指標／7.3 気候変動適応策の推進			
クールスポット創出状況	梶野公園にミストを設置	(検討中)	実績を把握しやすい取組として指標を設定した。クールスポットの内容や設置場所、想定される効果、設置場所との協力関係、予算等、今後検討すべきことが多いものの、設置場所を増やしていくことが重要と考えて目標を検討中である。

意見・提案シート

◆審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、環境政策課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、審議会で資料として配付します。

8月31日の第2回審議を傍聴したうえでの意見を提出させていただきます。

1. 「資料2」の「第3次環境基本計画の策定に関するご意見への回答及び対応方針について」は、説明がありませんでした。ここでは、委員の「主なご意見」が、市の回答が「回答及び対応方針」で記載されていますが、更問いの無い文書回答だけでは、パブコメ時の一般市民の質問に対する回答と同じ扱いになってしまい、せっかくの委員の質問が、議論されたことにはならないのではないのでしょうか？審議時間の制約もあるでしょうが、やはり会議の席で市が説明して、必要なら追加の質疑も行われるべきだと考えます。
2. 「資料3 第3次環境基本計画の施策体系及び施策案」
 - ①「基本目標4」の「リスクコミュニケーション」という用語は適切ですか？
「公害苦情件数の分析結果からコミュニケーションの問題も大きいことを踏まえ」とありますが、このコミュニケーションは「リスク」ですか？
 - ②各基本目標の冒頭に、＜関連するSDGs＞の説明を記載していますが、池上会長のコメントに更に追加すれば、載せるなら各基本目標の章の最後に分かりやすい解説として載せる程度が良いと思います。市民が読む上で、このままの冒頭では、疲れます。
 - ③「基本目標6 3R推進で循環型のまちをつくる」
「◆各主体の取組みや意識」の文章は、後半部分、特に「環境基金の有効活用など、長期的な事業実施が可能な仕組みづくりも必要です。」といった部分などは、コンサルが市にアドバイスしているように読めます。市が市民に向けて書いていることを意識してください。
 - ④「◆本市のごみの組成」の文章の中で「異物混入」という言葉が出てきますが、この言葉は、ごみ対策課が一般に使っている危険物などの「異物混入」とは異なります。図6-4でも凡例の「異物」の説明はおかしいです。燃やすごみに、「資源となる紙」が混じってもごみの分別上は「異物混入」とは言いません。
 - ⑤「6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進」で収集車の低公害車導入は、廃棄物基本計画にはありません。上位の環境基本計画で指示するということでしょうか？
 - ⑥取組指標の策定に当たっても、ごみ対策課との十分な摺り合わせをお願いします。 以上

提出日 2020年 8月 31日

氏名 林 和夫 (小金井市環境市民会議 事務局)

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市環境部環境政策課環境係

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9817

FAX：042-383-6577 E-mail：s040199@koganei-shi.jp